



門真市

次世代育成支援 後期行動計画

子どもがいつまでも住み続け、
自らも子育てをしたいと思える元気なまちをめざして
～次代を担う親づくり～



は　じ　め　に

わが国では、少子化が急速に広がっており、核家族化の進行、親の就業の有無など、子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変わり、育児不安、児童虐待の増加などの子育て支援をめぐる課題やニーズが多様化しております。

このような課題を解決するために、本市では、平成17年3月に次世代育成支援対策推進法に基づく「門真市次世代育成支援行動計画（前期計画）」を策定し、その推進に努めてまいりました。

この間、国におきましては、急速な少子化の流れを変えるべく「子どもと家族を応援する日本重点戦略」や「仕事と生活の調和憲章」、「新待機児童ゼロ作戦」などを相次いで発表し、次世代育成支援の新たな方向性を示しました。

こういった中、本市におきましても、国等の関連法律や制度の動きを踏まえ、引き続き次世代育成支援に取り組んでいくため、前期計画を見直し、新たな視点を加え、平成22年度から5年間を後期計画期間とする『門真市次世代育成支援後期行動計画』を策定いたしました。

本計画は、子育て支援サービスの充実や仕事と生活の調和の実現など、次代の門真を担う子どもたちを安心して産み育てるとともに、子どもたちが健やかに成長できるまちをつくるため、総合的・計画的に進めていく計画となっています。

今後は、この計画の基本理念であります『子どもがいつまでも住み続け、自らも子育てをしたいと思える元気なまちをめざして～次代を担う親づくり～』の実現に向け、子育て家庭や地域住民、関係機関等と連携、協働し、着実な取り組みの推進に努めてまいります。地域における市民の皆様におかれましても、一層のご理解とご協力をいただき、積極的な参画をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました策定懇話会委員の皆様をはじめ、市民意向調査にご協力いただきました市民の皆様並びに貴重なご意見をいただきました各種団体の関係者の皆様に心からお礼申し上げます。

平成22年3月
門真市長 園部 一成

目 次

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 基本理念	2
5 計画の基本的視点	3
6 計画の策定体制	4

第2章 現状と課題

1 親と子を取り巻く状況	5
(1) 人口と世帯の構造	5
(2) 出生の状況	9
(3) 婚姻・離婚状況	10
(4) 就労状況	12
(5) 男女の年齢別就労状況	13
(6) 子どもと子育て家庭の状況（市民意向調査結果より）	14
(7) 子育て家庭の状況（子育て支援懇談会より）	35
2 前期計画の目標の達成状況	36
3 その他の基本施策別現状と課題	37
(1) 子育て支援サービス	37
(2) 保健・医療体制	41
(3) 子どもの教育環境	44
(4) 子育てを支援する生活環境	48
(5) 家庭生活と職業生活の両立	49
(6) 子ども等の安全の確保	50
(7) 援助が必要な家庭への支援	51
(8) 地域で支える子育て支援	53

第3章 行動計画

1 将来人口推計	55
2 計画の施策体系	57
3 具体的な取り組み	58
基本施策1 子育て支援サービス	58

基本施策2	保健・医療体制	63
基本施策3	子どもの教育環境	67
基本施策4	子育てを支援する生活環境	72
基本施策5	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）	75
基本施策6	子ども等の安全の確保	78
基本施策7	援助の必要な家庭への支援	81
基本施策8	地域で支える子育て支援	85

第4章 計画の推進に向けて

1	計画の周知	87
2	計画の推進体制	87

資料編 計画策定の経過と用語の説明

1	門真市次世代育成支援後期行動計画策定の経緯	91
2	用語の説明	102

(本編の該当用語の右上に※を付けています。また、同じ頁に同じ用語が複数か所ある場合は、最初の用語に※を付けています。)



第1章

計画の概要

1 計画策定の趣旨

国では・・・

「次世代育成支援対策推進法」^{*}は、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、育つ環境整備を迅速かつ重点的に推進するため、平成15年7月に制定され、平成17年4月に施行されました。平成17年はわが国で初めて総人口が減少に転じ、出生数が106万人、合計特殊出生率（15歳から49歳の女性の年齢別出生率の合計で、一人の女性が生涯に産む平均の子どもの数を表す指標として用いられます。）が1.26と、共に過去最低を記録するなど、少子化が一層進んでいることが明らかになりました。

国においては、日本の経済社会に深刻な影響を与える急速な少子化の流れを変えるため、この「次世代育成支援対策推進法」の制定以降、平成17年には「子ども・子育て応援プラン」、平成18年には「新しい少子化対策について」、平成19年には「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略」「仕事と生活の調和憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」、平成20年には「新待機児童ゼロ作戦」「5つの安心プラン」などを相次いで取りまとめています。

門真市では・・・

門真市においても少子化の進行が見られ、昭和60年当時には0～14歳の年少人口が31,279人で、総人口に占める割合も22.2%が、平成20年には18,371人、総人口に占める割合が13.9%と減少しています。

このような中で、門真市も「次世代育成支援対策推進法」に基づく「門真市次世代育成支援行動計画」（前期計画）を策定し、通常保育事業や延長保育事業とともに、休日保育事業、つどいの広場など新規事業にも取り組み、仕事と子育ての両立支援、在宅の子育て家庭に対する支援などに取り組んできました。

少子化が進む中、次代を担う若い世代が安心して子どもを生み育てるとともに、子どもたちが住み続け明日の門真を築いていくため、次世代育成支援は門真市にとって重要な課題の1つです。「門真市次世代育成支援行動計画」（前期計画）は平成21年度に終了することから、引き続き次世代育成支援に取り組んでいくため、「門真市次世代育成支援後期行動計画」を策定しました。

2 計画の位置づけ

この計画は、「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項に定める市町村行動計画です。また、「門真市第5次総合計画」（平成22年度～平成31年度）の基本目標2「将来を担う子どもが育つ教育力のあるまち」をはじめ各基本目標の関連施策と整合性をもったものとして位置づけられます。

さらに、この計画は、次代を担う子どもの自立支援、地域の中で子育ての悩みを抱えたまま孤立することのないよう、すべての子育て家庭の支援策を総合的・計画的に進めていくための方向を示すとともに、保育計画や母子保健計画を内包する計画です。

3 計画の期間

この計画は、平成22年度から平成26年度までの5年間を計画期間とします。

4 基本理念

「門真市次世代育成支援行動計画」（前期計画）は、次代の親となる子どもが自らの夢の一つに「門真市に住み続けること」をあげ、より積極的に地域を愛することができるように家庭、地域、事業者、行政がそれぞれの役割と責任を自覚し、子どもの人権を尊重しつつ、より柔軟に協働して子育てに努めるようなまちづくりを進めるため、基本理念を「子どもがいつまでも住み続け、自らも子育てしたいと思えるまちを目指して」としています。

「門真市第5次総合計画」では、子どもたちに門真市の未来を引き継いでいくことができるよう、人・まちが元気であることを体感できる都市づくりをめざし、「人・まち“元気”体感都市 門真」としています。

この「門真市次世代育成支援後期行動計画」では、前期計画で設定した理念を引き継ぐとともに、「門真市第5次総合計画」のめざす将来の姿を踏まえ、基本理念を次のように定めます。

**子どもがいつまでも住み続け、
自らも子育てをしたいと思える元気なまちをめざして
～次代を担う親づくり～**

5 計画の基本的視点

国においては、「後期行動計画」の策定にあたり、基本的な視点として前期計画の8つの視点に新たに「仕事と生活の調和の実現の視点」を加えました。門真市の計画策定にあたってもこうした視点について重視するとともに、前期計画に引き継ぎ「次代の親づくりという視点」を中心に策定しました。

子どもは次代を担う親となるまちの宝です。コミュニケーション能力の低下や児童虐待、ひきこもり^{*}、ニートなど子どもを取り巻く環境は必ずしも良いとはいえない中で、世代を超えた人と人とのふれあいの中で、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持ち、また、次の代に人としての営みや元気なまち門真への思いを継承してもらうことが重要です。今後、子どもたちが安心して健やかに成長するためには、親などの保護者が子育ての第一義的な責任を有することの認識を持っていただくとともに、子どもの育ちや保護者の子育てを行政のみならず、地域住民や地域団体、企業、福祉施設や福祉サービス等提供事業者などがそれぞれの立場で、時には連携し協働で支援を行っていくことが求められ、門真市はそのための啓発や情報交換、意見交換等に努めます。

＜前期計画の基本的な視点＞

- ①子どもの視点・・子どもの権利が尊重され、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮する視点。特に子育ては男女が協力して行うべきものという視点
- ②次代の親づくりという視点・・豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つような次代の親を育成する視点
- ③サービス利用者の視点・・核家族化や都市化の進行等の社会環境の変化や価値観の多様化に伴う、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取り組みなどの視点
- ④社会全体による支援の視点・・家庭、国、自治体、企業、地域等の様々な社会の担い手の協働の下に対策を進めるという視点
- ⑤すべての子どもと家庭への支援の視点・・子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化防止など、広くすべての子どもと家庭への支援という視点
- ⑥地域における社会資源の効果的な活用の視点・・NPO、子育てサークル、民間事業者、主任児童委員・児童委員、地域の高齢者などの人的資源の活用や、また、自然環境や地域文化、公民館などの既存施設を活用する視点
- ⑦サービスの質の視点・・利用者が安心してサービスを利用できる環境整備のため、サービス供給量の確保とともにサービスの質を評価し、向上させていく視点
- ⑧地域特性の視点・・各地方公共団体が、人口構造や産業構造、社会資源の状況等それぞれの特性を踏まえて主体的に取り組むという視点

+

＜後期計画で新たに追加された基本的な視点＞

- ⑨仕事と生活の調和の実現の視点・・働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することの重要性を踏まえ、地方公共団体や企業等が創意工夫の下に、地域の実情に応じた展開を図るという視点

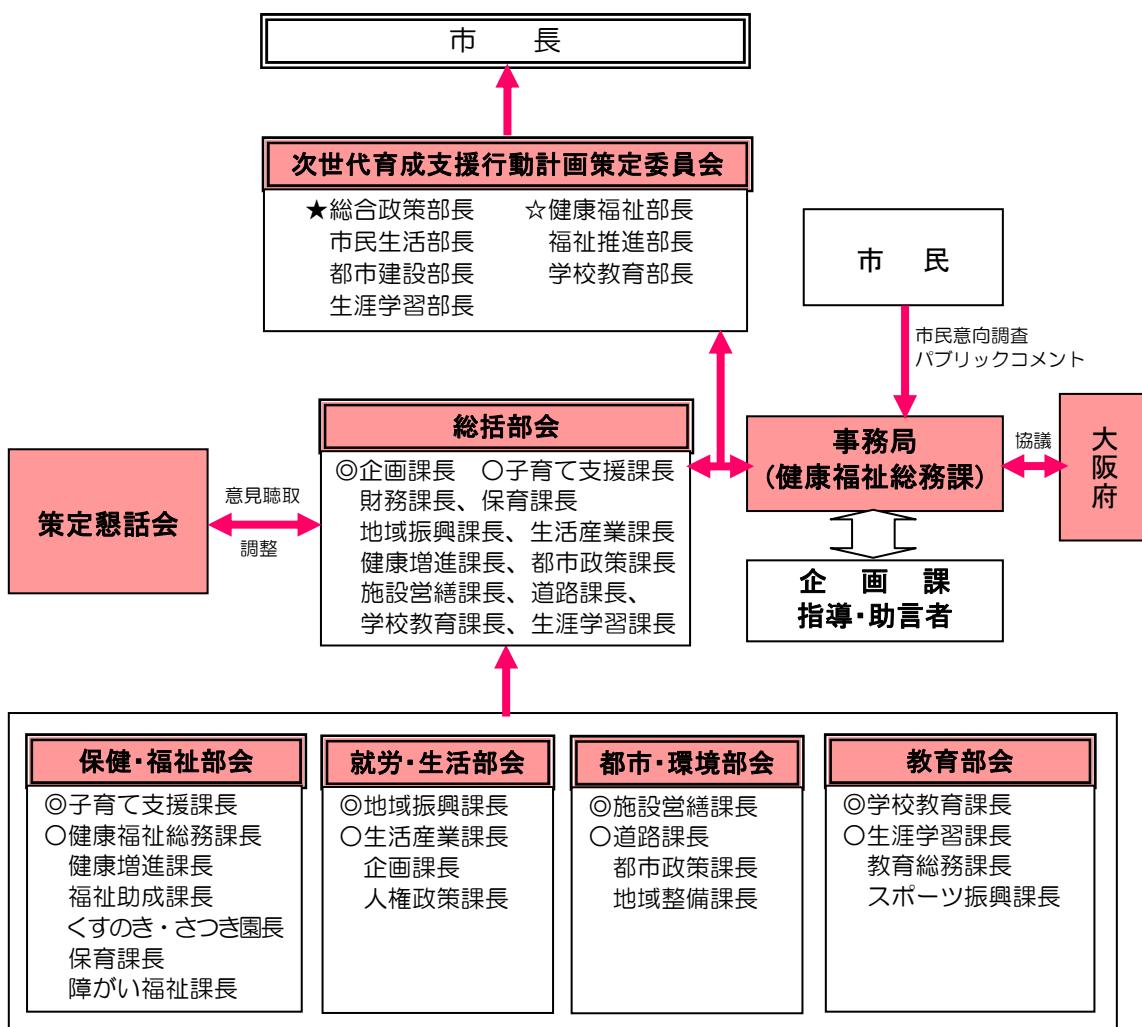
6 計画の策定体制

この計画の策定にあたっては、各分野にわたる広範囲な計画であることから、全庁的に取り組むこととし、計画策定のための検討組織として「門真市次世代育成支援行動計画策定委員会」を、具体的な計画を立案するため同委員会に部会を設置しました。

また、本計画を策定するにあたり市民のニーズ等を求めるため、市民意向調査を実施するとともに、幅広く意見を求めるため、学識経験者等で構成される「門真市次世代育成支援行動計画策定懇話会」を設置しました。

さらに、この計画について広く市民の意見をお聴きするため、平成22年2月10日から平成22年3月3日まで、計画（素案）について市ホームページに掲載するとともに、健康福祉総務課、子育て支援課、保育課、情報コーナー及び主要機関での閲覧により、意見等を募集しました。

■計画の策定体制



注)★印は委員長 ☆印は副委員長 ◎印は部会長 ○印は副部会長



第2章

現状と課題

1 親と子を取り巻く状況

(1) 人口と世帯の構造

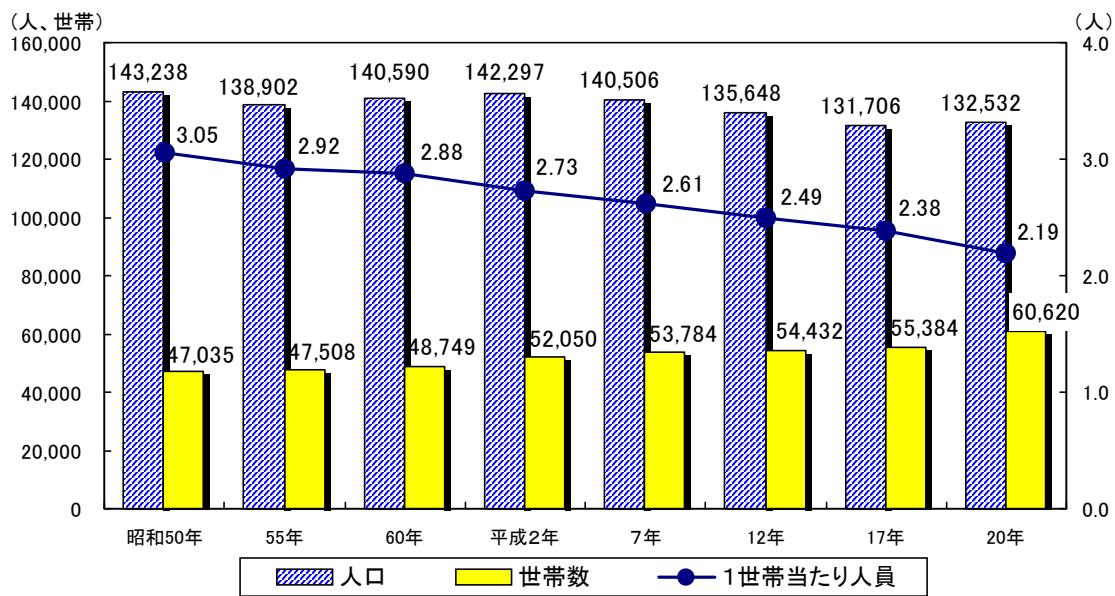
① 総人口・総世帯数の推移

門真市の総人口を国勢調査でみると、昭和30年前後から増加が著しくなり、特に昭和40年には5年間で178.2%と全国一の増加率を示したように、経済の高度成長期に大阪都市圏への人口集中の影響を受けて大きく増加しました。昭和50年には143,238人でピークとなりましたが、昭和55年には138,902人と減少し、その後は平成2年まで増加傾向を示したもの、以後は減少傾向を示し、平成17年には131,706人となっています。また、住民基本台帳及び外国人登録による平成20年10月1日現在の総人口は、132,532人となっています。

総世帯数は総人口とは異なり、増加の一途をたどり、昭和60年の48,749世帯が平成17年には55,384世帯となっています。また、平成20年10月1日現在では60,620世帯となっています。

1世帯当たり人員は昭和60年の2.88人が平成17年には2.38人となり、平成20年では2.19人と世帯規模の縮小がさらに進んでいて、社会全体での子育て支援の重要性が増しています。

■門真市の総人口・総世帯数の推移



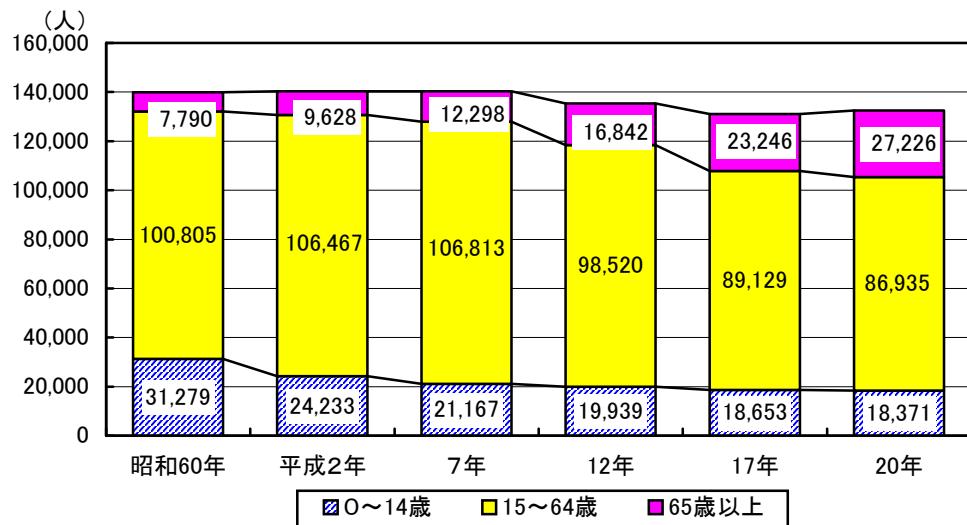
資料: 平成17年までは国勢調査(各年10月1日現在)
平成20年は住民基本台帳及び外国人登録(10月1日現在)

② 年齢3区分別人口

年齢3区分別人口では、0～14歳の年少人口は昭和60年の31,279人が、平成17年には18,653人にまで減少し、平成20年の住民基本台帳及び外国人登録人口でも18,371人とわずかながらも減少しています。

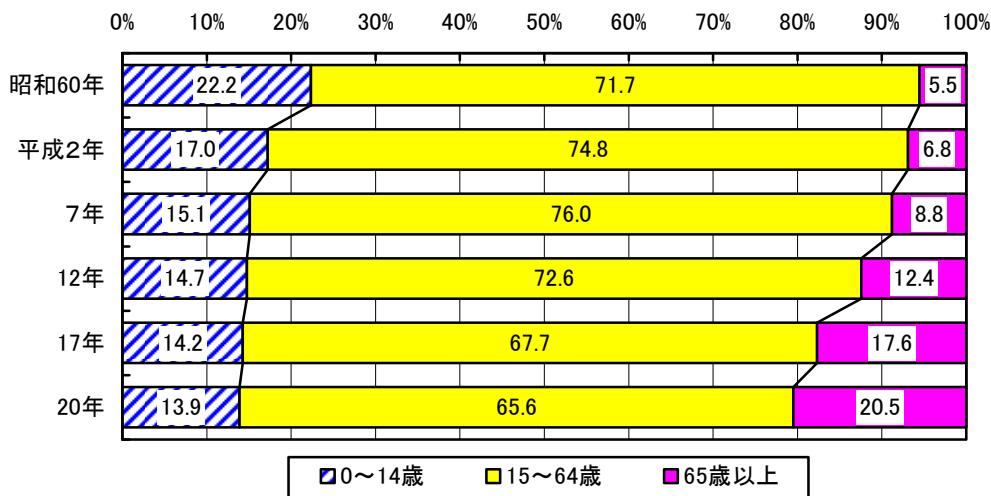
一方、65歳以上の高齢者人口は、昭和60年には7,790人で、年少人口の4分の1にすぎませんでしたが、増加の一途をたどり平成17年には23,246人となり、年少人口を超えています。また、平成20年には27,226人とさらに増加しています。

■年齢3区分別人口



資料: 平成17年までは国勢調査(各年10月1日現在)
平成20年は住民基本台帳及び外国人登録(10月1日現在)

■年齢3区分別人口構成



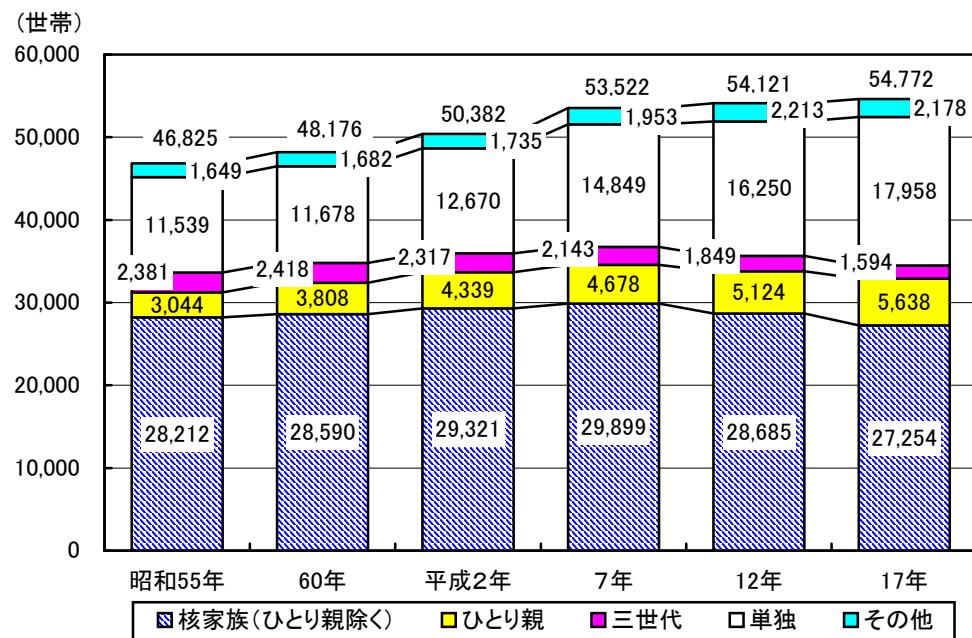
③ 世帯の構造

門真市の世帯の構造を国勢調査による施設等を除く一般世帯でみると、総数は年々増加していますが、ひとり親を除く核家族世帯は平成7年をピークに減少しています。三世代世帯も昭和60年をピークに減少していて、昭和55年の2,381世帯が平成17年には1,594世帯とおよそ3分の2となっています。

一方、ひとり親世帯は年々増加し、昭和55年の3,044世帯が平成17年には5,638世帯と1.9倍になっています。また、単独世帯の増加も著しく、昭和55年の11,539世帯が平成17年には17,958世帯と1.6倍になっています。

このように本市の世帯構造もこの25年ほどの間に大きく変化しています。

■世帯類型別世帯数の推移



資料：各年国勢調査（各年10月1日現在）、施設等を除く一般世帯の内訳で、グラフの上の数値は一般世帯総数

④ 母子・父子世帯の状況

国勢調査では、ひとり親世帯のうち、未婚、死別または離別の母親あるいは父親と20歳未満の子どものみで構成される一般世帯を母子世帯、あるいは父子世帯といいます。この推移をみると、昭和55年には母子・父子世帯合わせて1,031世帯が、平成17年には1,511世帯とおよそ1.5倍に増加しています。父子世帯は昭和60年をピークに減少していますが、母子世帯は平成7年にいったん減少したものの、以後は増加傾向にあり、平成17年は全体の91.3%を占めます。

母子・父子世帯のうち6歳未満の子どものいる世帯も増加傾向にあり、昭和55年の144世帯が平成17年には337世帯となっています。

■母子・父子世帯の推移（世帯）

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
母子世帯	839	1,151	1,065	888	1,149	1,379
うち6歳未満の子どものいる世帯	134	178	180	194	317	329
父子世帯	192	242	206	170	162	132
うち6歳未満の子どものいる世帯	10	12	11	12	16	8
合 計	1,031	1,393	1,271	1,058	1,311	1,511
うち6歳未満の子どものいる世帯	144	190	191	206	333	337

資料:各年国勢調査

また、門真市の母子世帯率（一般世帯千世帯当たりの母子世帯数）は、平成12年の21.2%から平成17年には25.2%と高くなっています。両年共に大阪府内で第1位の高率となっています。父子世帯率は、平成12年の2.99%から平成17年には2.41%に低下し、大阪府内の順位も第2位から第7位に下がっています。

■大阪府内市町村母子世帯率・父子世帯率トップ10

母子世帯率(%)		父子世帯率(%)	
平成12年		平成17年	
門真市	21.2	門真市	25.2
岸和田市	19.6	富田林市	25.1
泉佐野市	19.5	岸和田市	25.0
八尾市	19.1	泉大津市	23.8
松原市	18.9	松原市	23.7
富田林市	18.2	藤井寺市	22.7
四条畷市	18.1	貝塚市	22.7
泉大津市	18.0	忠岡町	22.6
大東市	18.0	寝屋川市	22.4
堺市 藤井寺市	17.5	泉佐野市	22.0

父 子 世 帯 率 (%)			
平成12年 平成17年			
能勢町	3.51	松原市	2.75
門真市	2.99	泉南市	2.62
松原市	2.94	岸和田市	2.55
四条畷市	2.86	大東市	2.52
千早赤阪村	2.85	四条畷市	2.51
美原町	2.84	柏原市	2.43
大東市	2.81	門真市	2.41
摂津市	2.53	貝塚市	2.41
八尾市	2.42	和泉市	2.40
阪南市	2.39	寝屋川市	2.39

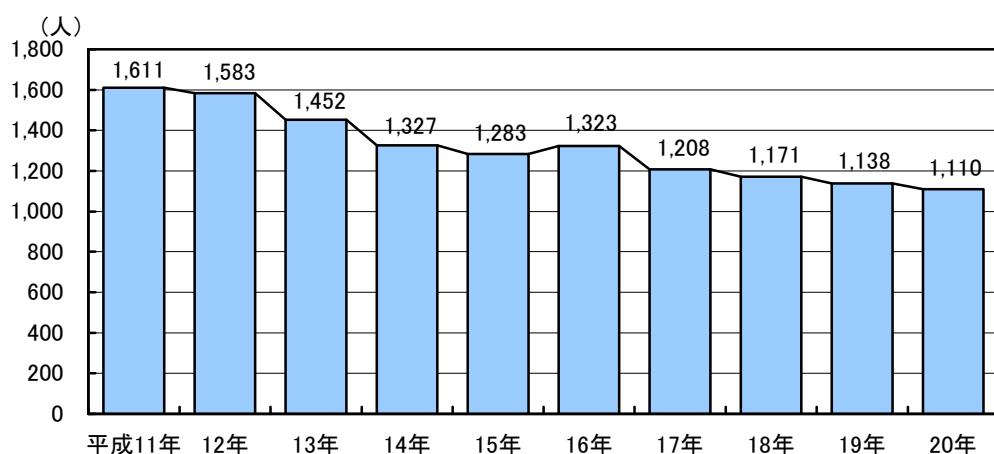
資料:両年国勢調査

(2) 出生の状況

① 出生数の推移

門真市の出生数は、年少人口が減少していることに呼応して、平成11年以降おむね減少傾向にあり、平成11年の1,611人が平成20年には1,110人となっています。これは1日当たりにすると、平成11年には約4.4人だったのが平成20年には3.0人となっています。

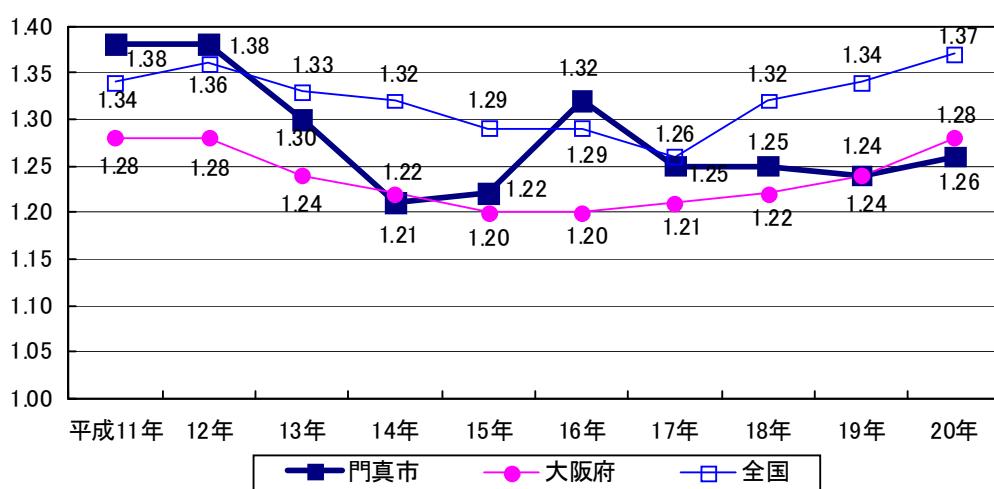
■出生数の推移



② 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は平成16年に1.32まで上昇しましたが、平成17年以降は1.24～1.26で推移しています。

■合計特殊出生率の推移



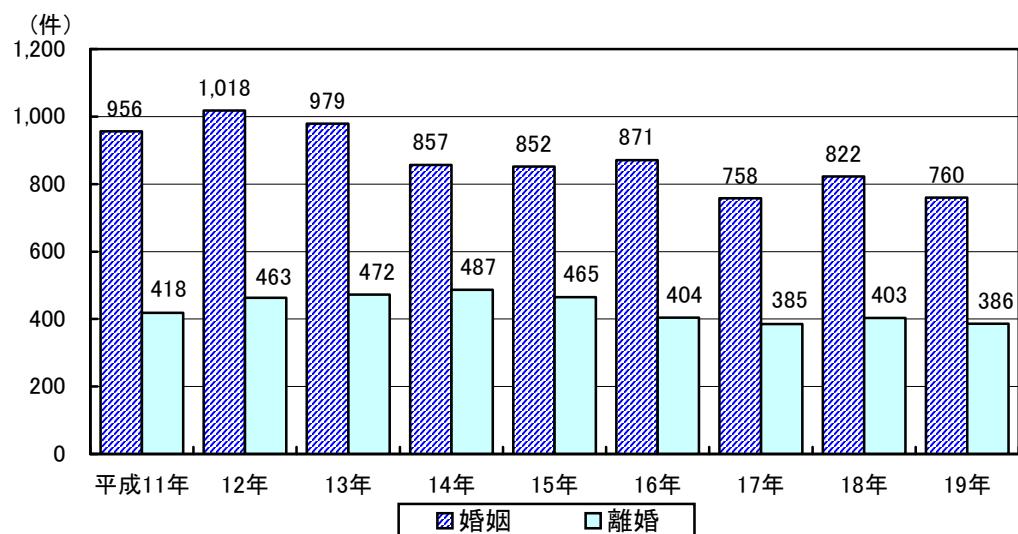
資料：大阪府・全国は厚生労働省「人口動態統計」、門真市は「大阪府衛生統計年鑑」及び市調べより作成

(3) 婚姻・離婚状況

門真市の婚姻及び離婚の推移をみると、婚姻は平成12年をピークに若干の増減があるものの減少傾向にあり、平成19年は760件となっています。離婚も平成14年をピークに減少傾向にあり、平成19年は386件となっています。

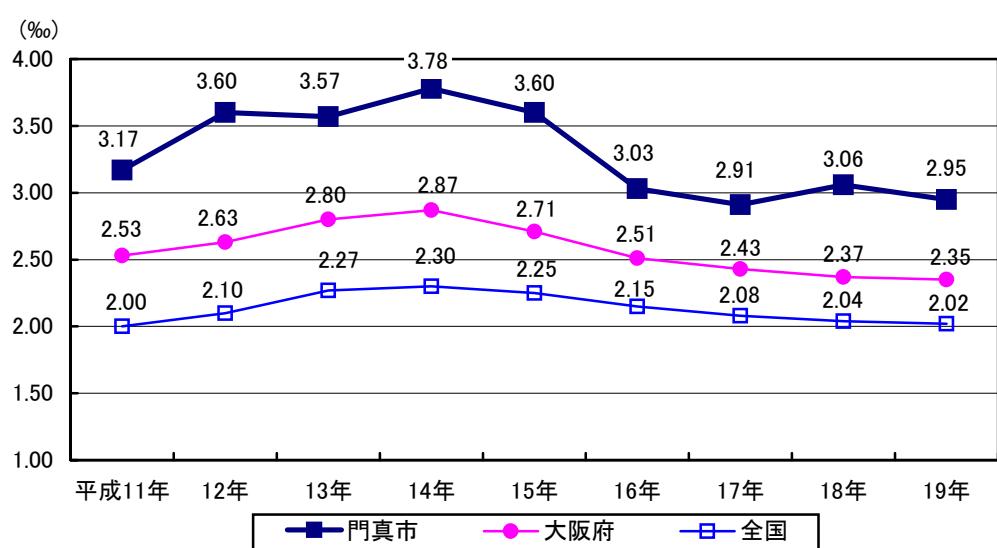
離婚率（人口千人当たりの離婚件数）は、平成14年をピークに近年若干増加した年次もありましたが、おおむね減少傾向にあります。しかし、全国や大阪府と比較しても高い水準で推移しています。

■婚姻・離婚の推移



資料：市調べ

■離婚率の推移

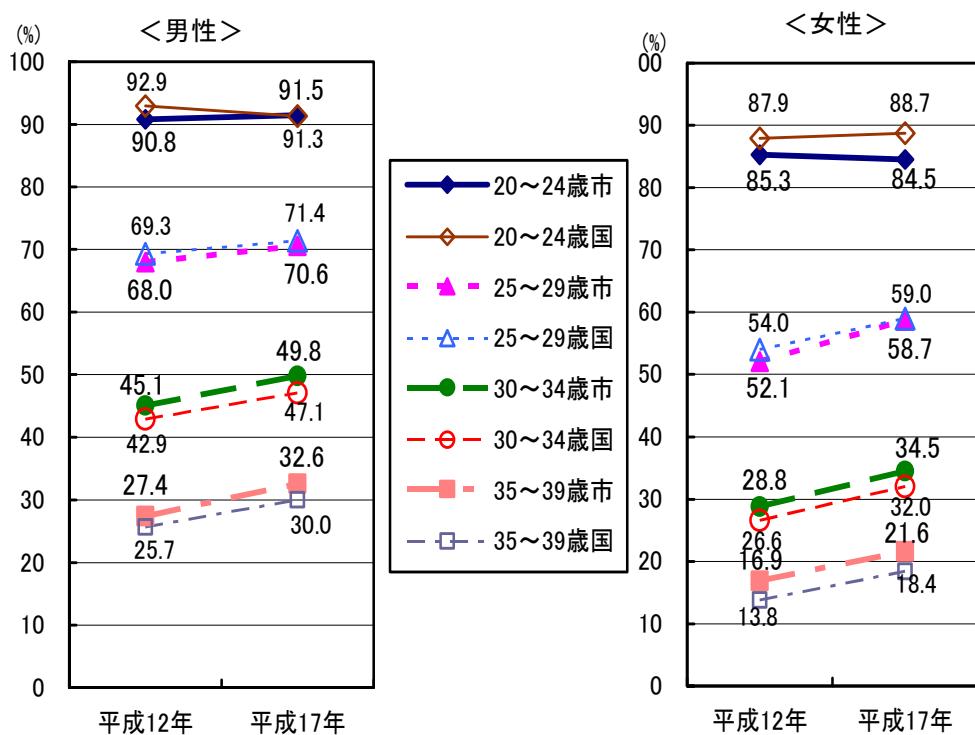


資料：全国、大阪府は人口動態総覧、門真市は市調べ

国勢調査から男女別に未婚率の推移をみると、平成12年から平成17年にかけて20～24歳は大きな変化はみられず、女性はむしろわずかに減少しています。25～29歳、30～34歳、35～39歳の各年齢層では、男女共に未婚率がさらに上昇しています。

また、全国との比較では20～24歳の場合、男性は大差なく、女性は全国よりも低く、25～29歳は男女共に全国と大差ありません。しかし、30～34歳及び35～39歳は、男女共に門真市が全国を上回っています。

■性別・年齢5歳階級別未婚率の推移



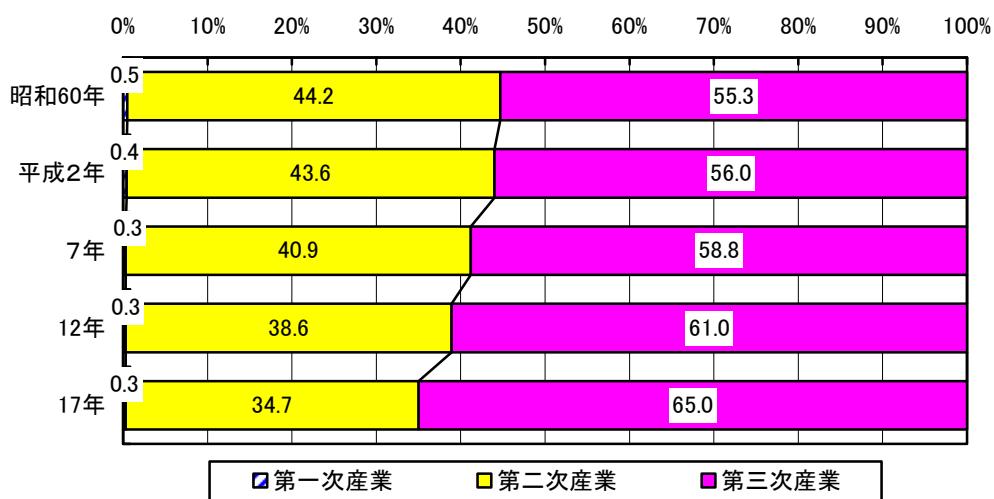
資料：両年国勢調査

(4) 就労状況

門真市の産業3分類別就業者数の構成比の推移をみると、第一次産業は平成7年以降0.3%で推移し、第二次産業は年々減少し、平成17年には34.7%となっています。それに対して第三次産業は年々増加し、平成17年には65.0%となっています。

門真市の男女別労働力人口（完全失業者を含む）は、男女共に平成7年をピークに減少しています。その中で、労働力人口全体に占める女性の労働力人口率は、昭和60年の36.4%から平成17年には39.7%と増加しています。

■産業3分類別就業者数の構成比の推移



資料:各年国勢調査

注)構成比は分類不能を含まない総数で除した数値

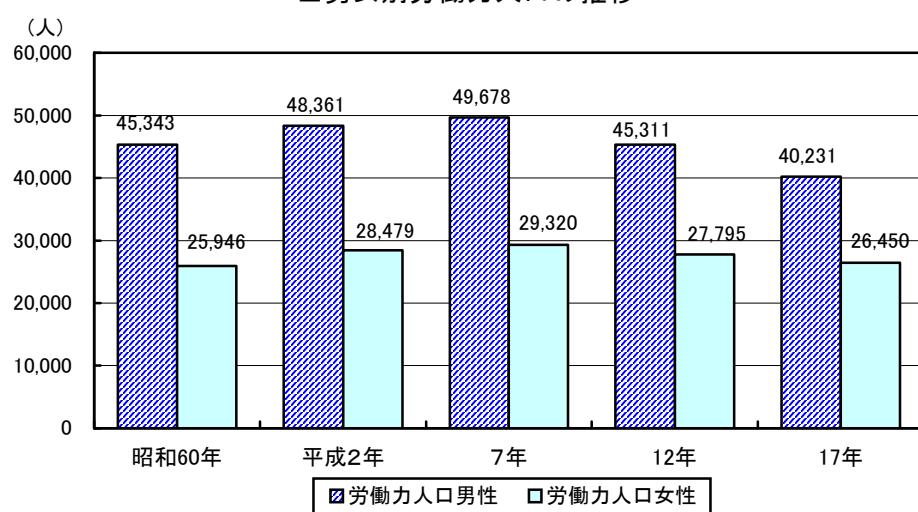
第一次産業:農業、林業、漁業

第二次産業:鉱業、建設業、製造業

第三次産業:卸売・小売業、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業、金融・保険業

不動産業、サービス業、公務

■男女別労働力人口の推移

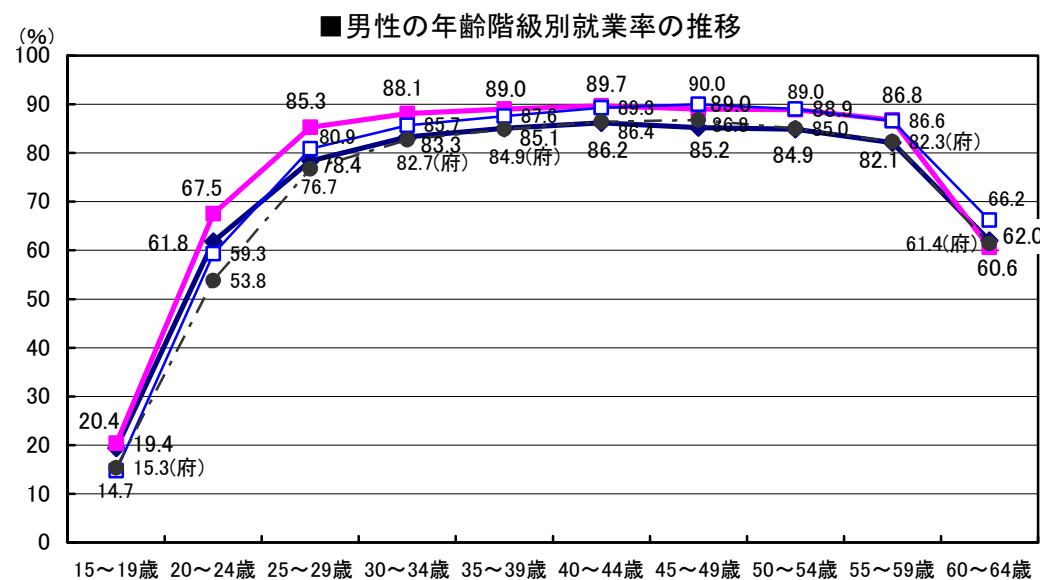
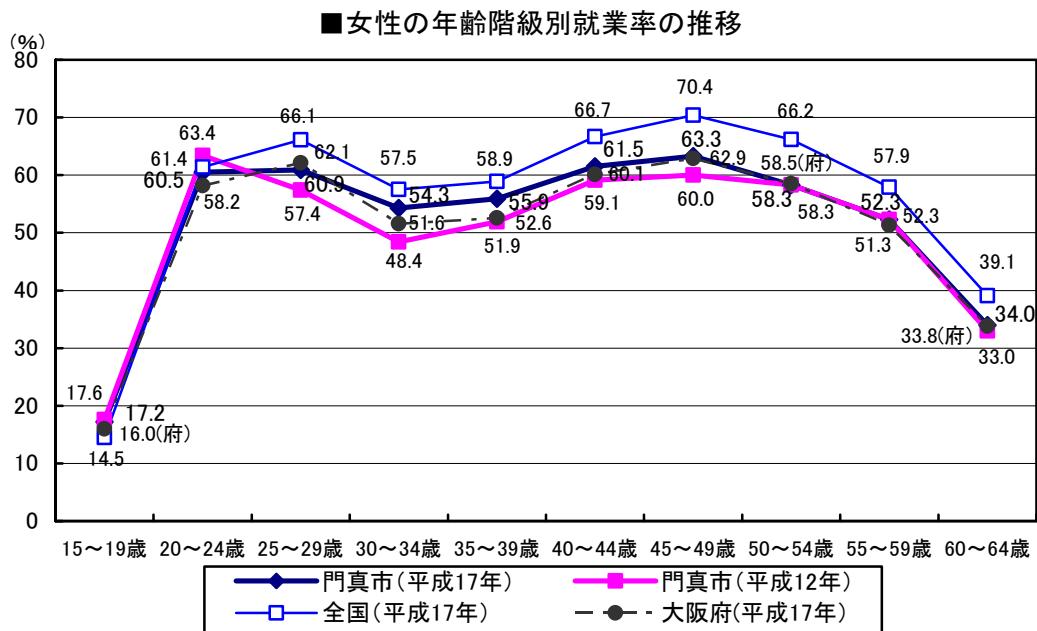


資料:各年国勢調査

(5) 男女の年齢別就労状況

国勢調査から年齢5歳階級別の就業率(年齢別人口総数に対する年齢別就業者総数の割合)をみると、女性の平成17年では、15～19歳は全国及び大阪府より高く、20～24歳以降は大阪府よりは若干高いが同程度ですが、全国よりも低い水準となっています。しかし、25歳から49歳までの各年齢層では平成12年よりも高くなっています。

一方、男性の平成17年では、15～19歳、20～24歳は全国及び大阪府よりも高いものの、25～29歳以降は大阪府とは同程度ですが全国よりも低い水準です。また、全国と同様に60～64歳以外は各年齢層で就業率が低くなっていますが、特に25～29歳は6.9ポイントも低下し、若者のニート等就業問題の一端がうかがえます。



資料:各年国勢調査

(6) 子どもと子育て家庭の状況（市民意向調査結果より）

「門真市次世代育成支援後期行動計画」策定のための基礎資料とするため、前期計画と同様に以下の3種類の調査を実施しました。

■市民意向調査の概要

	就学前児童調査	小学校児童調査	中学校生徒調査
調査地域	門真市全域		
調査対象	就学前児童（0～5歳児）をもつ保護者	小学校児童（1～6年生）をもつ保護者	中学校生徒（1～3年生）
調査数	1,500	1,500	750
回収数	806	776	326
回収率	53.7%	51.7%	43.5%
抽出方法	子どもの年齢別に層化無作為抽出		
調査方法	郵送による配布・回収		
調査期間	平成21年1月～平成21年3月		

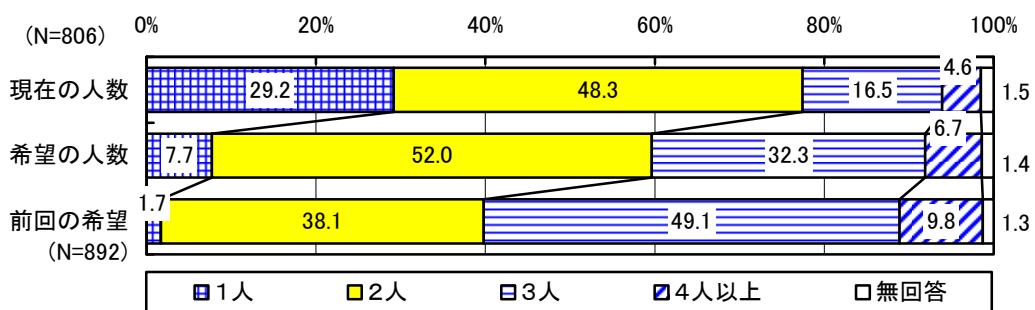
注)集計は、小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。設問によっては合計が100%にならない場合があります。また、以下のグラフ中のNは回答者数を表しています。複数回答の設問では、合計が100%を超える場合があります。
グラフ及び本文中に「前回」あるいは「前回調査」とあるのは、平成16年1月実施の前期計画策定のための市民意向調査の結果のことです。

① 子どもの人数の希望と現状

現在の子どもの人数は、就学前児童では「2人」が48.3%で最も多く、「1人」が29.2%、「3人」が16.5%、「4人以上」が4.6%で、希望の人数は「2人」が52.0%で最も多いものの、「1人」は7.7%と減少し、「3人」が32.3%、「4人以上」も6.7%と増加します。

ただし、希望の人数について前回調査と比べると、「3人」が49.1%から32.3%へ16.8ポイントも減少し、「4人以上」も9.8%から6.7%へと減少しています。一方、「2人」あるいは「1人」が合わせて19.9ポイントも増加しています。

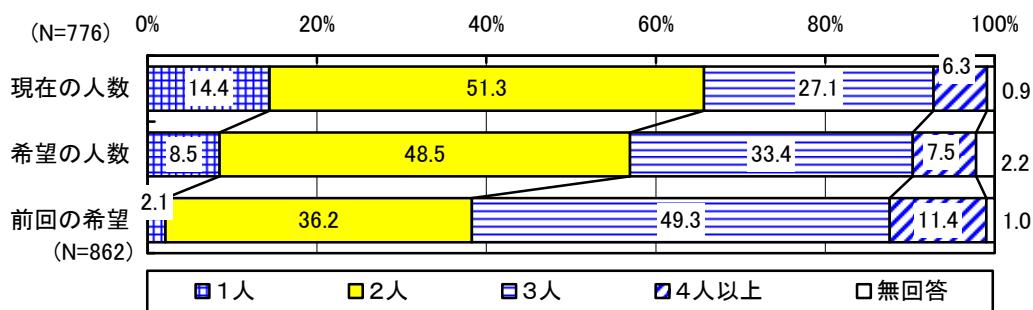
■子どもの人数の希望と現状（就学前児童）



小学校児童の場合、現在は「2人」が51.3%で最も多く、「3人」が27.1%、「1人」が14.4%、「4人以上」が6.3%で、就学前児童に比べて【3人以上】が12.3

ポイント増加しています。希望の人数はやはり「2人」が48.5%で最も多いものの、「1人」は8.5%と減少し、「3人」が33.4%、「4人以上」も7.5%と増加します。ただし、希望の人数について前回調査と比べると、就学前児童と同様に「3人」が49.3%から33.4%へ15.9ポイントも減少し、「4人以上」も11.4%から7.5%へと減少しています。一方、「2人」あるいは「1人」が合わせて18.7ポイントも増加しています。

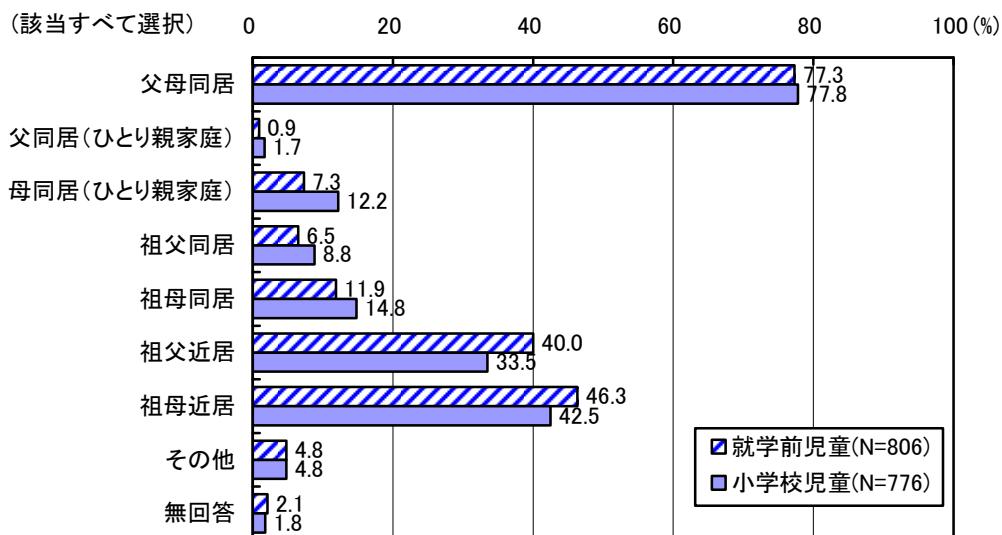
■子どもの人数の希望と現状（小学校児童）



② 子どもとの同居・近居の状況

「父母同居」は就学前児童が77.3%、小学校児童が77.8%で、8割を割っています。ひとり親家庭は就学前児童が8.2%、小学校児童が13.9%で、小学校児童が高くなっています。また、「祖父同居」や「祖母同居」は就学前児童より小学校児童のほうが高くなり、逆に「祖父近居」や「祖母近居」は就学前児童のほうが高くなっています。

■子どもとの同居・近居の状況

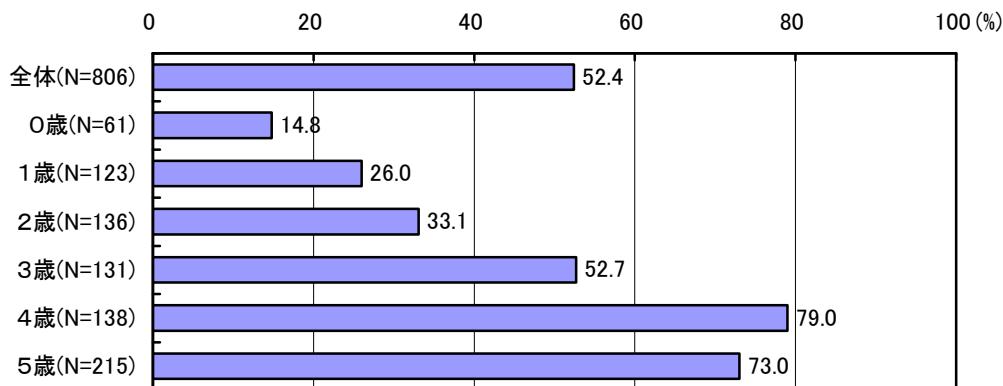


③ 保育サービス、放課後児童クラブの利用状況と今後の利用希望

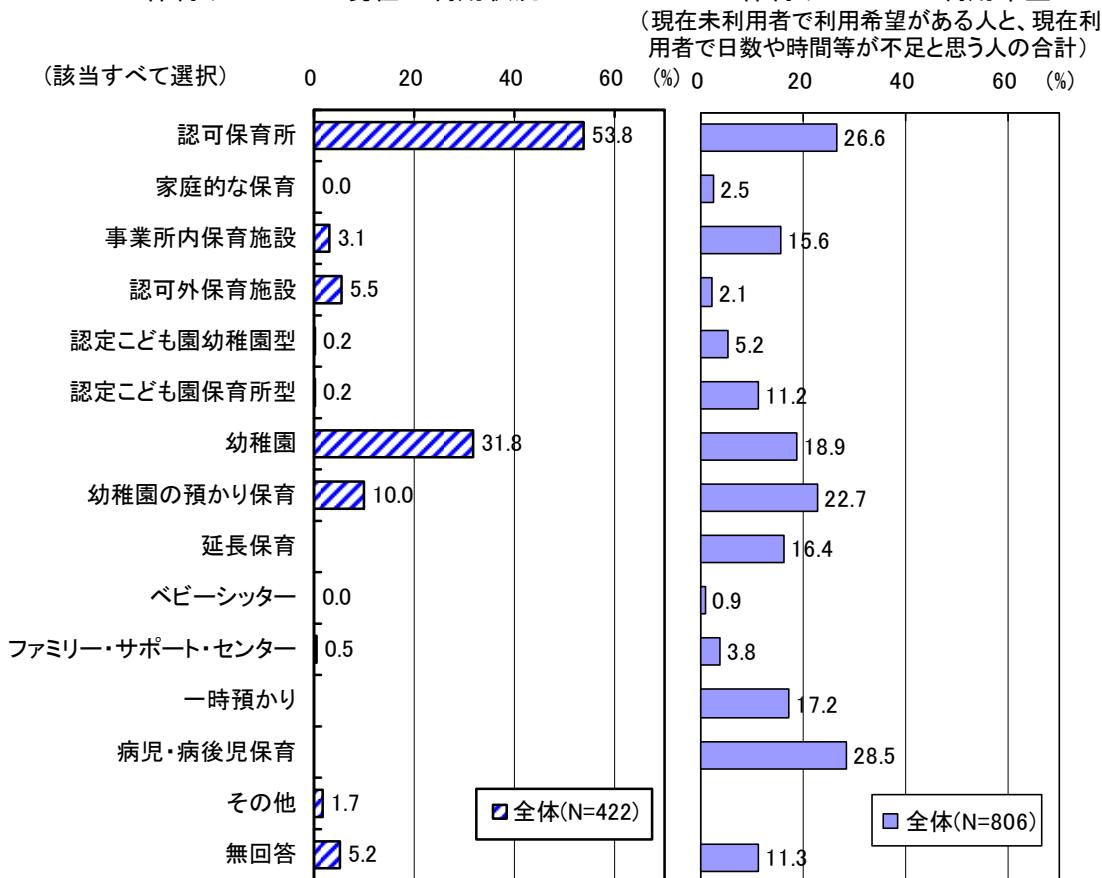
就学前児童の保育サービスの利用率は、全体では52.4%とおよそ半数で、0歳が14.8%で最も低く、おおむね年齢が上がるにしたがい利用率も高くなっています。

保育サービスの中では「認可保育所」の利用が53.8%で最も高く、次いで「幼稚園」が31.8%などです。

■年齢別 保育サービスの利用率（就学前児童）



■保育サービスの現在の利用状況



注)現在の利用状況では、「一時預かり」「病児・病後児保育」は選択肢として未設定

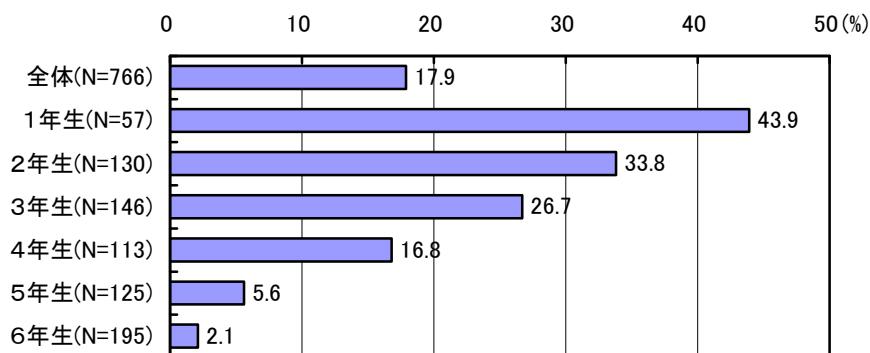
注)「その他」は選択肢として未設定で、「特ない」が18.9%

今後の希望は新規利用と時間等を増やしたいものを含めて希望するサービスをすべて挙げてもらった中では、「病児・病後児保育」が28.5%で最も高く、「認可保育所」が26.6%、「幼稚園の預かり保育」が22.7%、「幼稚園」が18.9%、「一時預かり」が17.2%など分散しています。また、現在門真市では未実施の「認定こども園」も保育所型への希望が11.2%、幼稚園型の希望が5.2%、「家庭的な保育」が2.5%などとなっています。

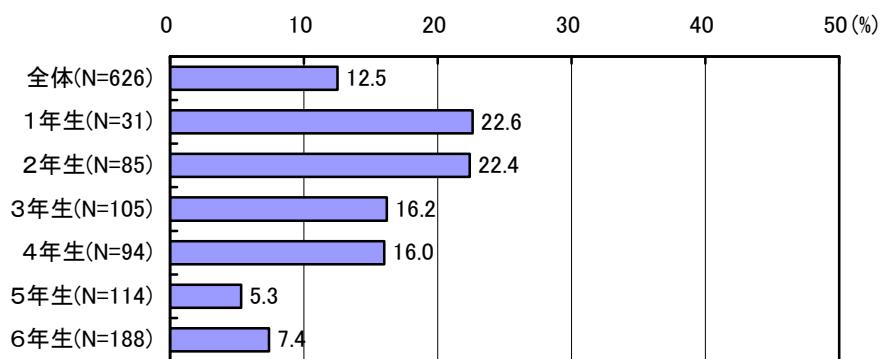
小学校児童の放課後児童クラブの利用率は、全体では17.9%で、1年生が43.9%と最も高く、学年が上がるにしたがい利用率も減少し、6年生が2.1%で最も低くなっています。

現在未利用者の今後の利用希望率は、全体では12.5%で、1年生が22.6%、2年生が22.4%と高く、5年生が5.3%で最も低くなっています。

■学年別 放課後児童クラブの利用率（小学校児童）



■学年別 現在未利用者の放課後児童クラブの利用希望率



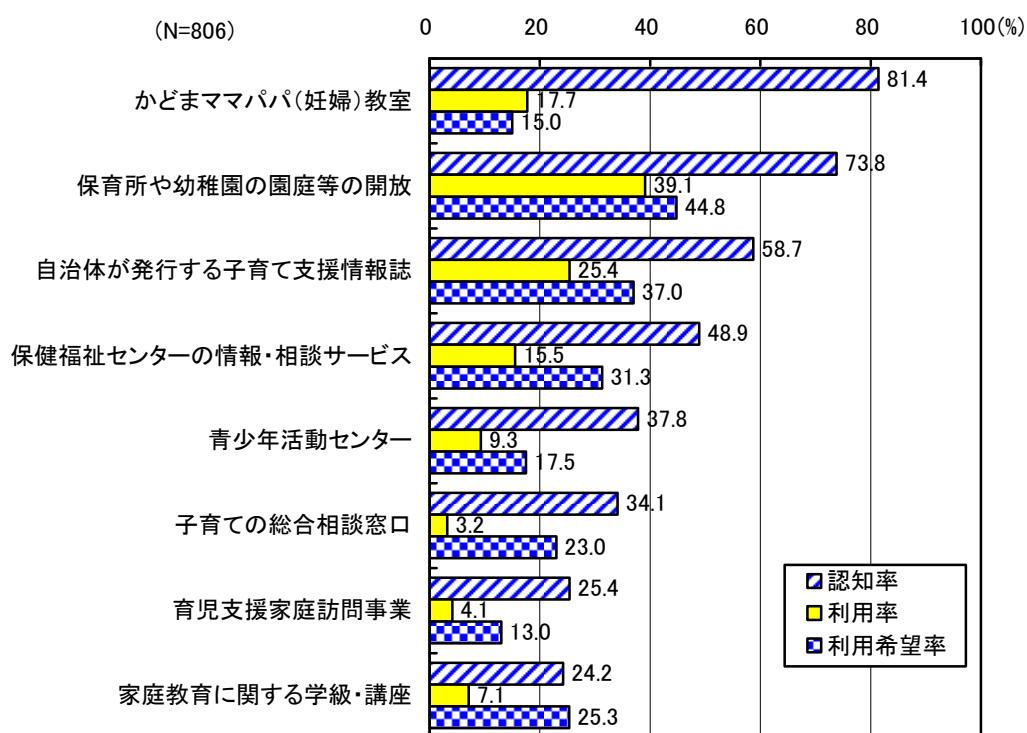
④ 子育て支援サービスについて

就学前児童の子育て支援サービスの認知率は、「かどまママパパ（妊婦）教室」が81.4%で最も高く、「保育所や幼稚園の園庭等の開放」(73.8%) や「自治体が発行する子育て支援情報誌」(58.7%) が半数を超える認知度となっています。一方、「家庭教育に関する学級・講座」が24.2%で最も低くなっています。

利用率は「保育所や幼稚園の園庭等の開放」が39.1%で最も高く、「子育ての総合相談窓口」が3.2%で最も低くなっています。

今後の利用希望率は、「保育所や幼稚園の園庭等の開放」が44.8%で最も高く、「自治体が発行する子育て支援情報誌」(37.0%) や「保健福祉センターの情報・相談サービス」(31.3%) が3割を超えています。「かどまママパパ（妊婦）教室」以外は現在の利用率を上回る利用希望率となっています。

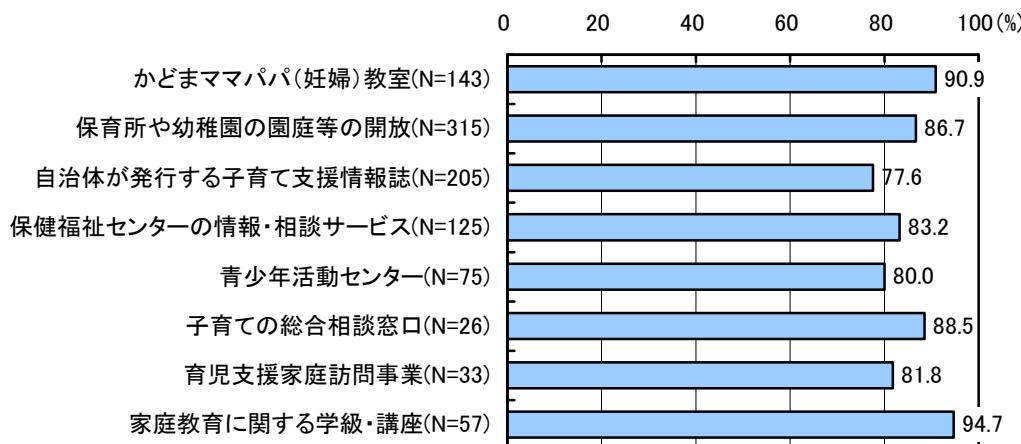
■子育て支援サービスの認知率、利用率、利用希望率（就学前児童）



子育て支援サービスを利用したことがある人でサービスに満足したと回答した人の割合では、「家庭教育に関する学級・講座」が94.7%で最も高く、これ以外もほとんどのサービスで8割を超える満足度となっていますが、「自治体が発行する子育て支援情報誌」が77.6%で最も低くなっています。

子育て支援サービスの情報については、内容の充実や見やすさ、入手のしやすさなども工夫していく必要があります。

■子育て支援サービスの満足率（就学前児童）

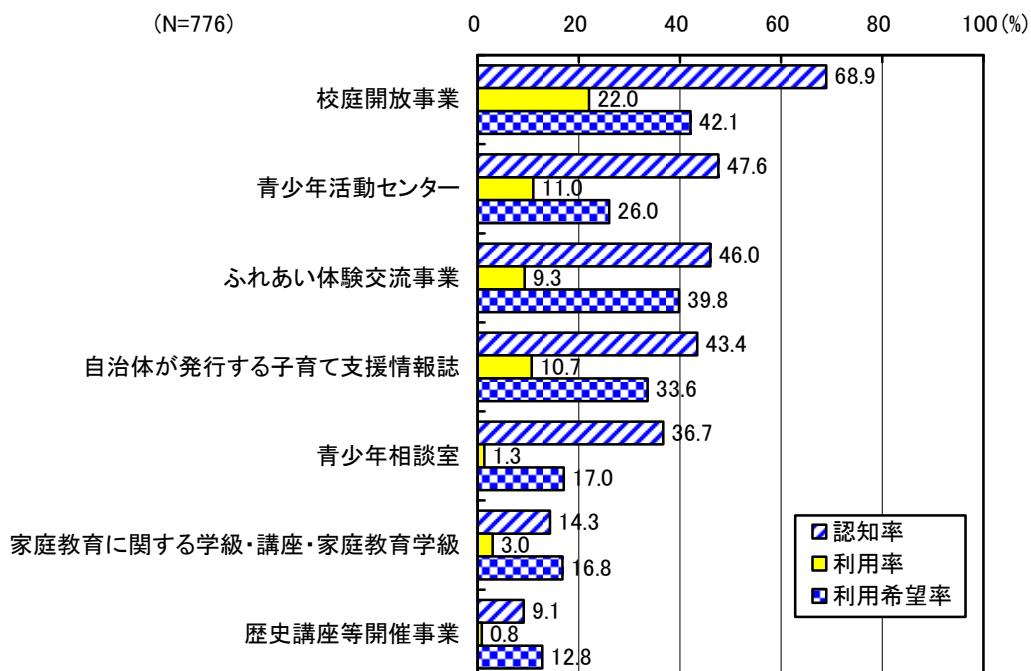


小学生児童の子育て支援サービスの認知率は、「校庭開放事業」が68.9%で最も高く、その他は半数を割り、「歴史講座等開催事業」が9.1%で最も低い状況です。

利用率も「校庭開放事業」が22.0%で最も高く、「歴史講座等開催事業」が0.8%で最も低くなっています。

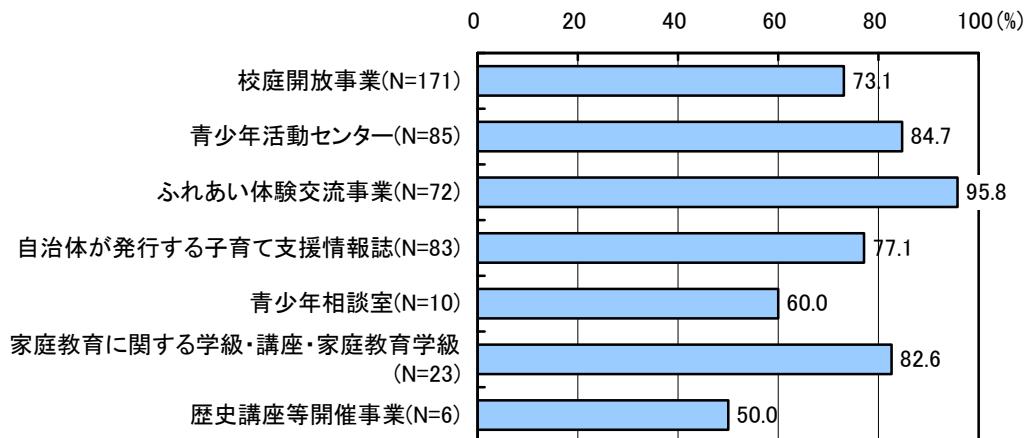
今後の利用希望率は、「校庭開放事業」が42.1%で最も高く、「ふれあい体験交流事業」(39.8%) や「自治体が発行する子育て支援情報誌」(33.6%) が3割を超えてています。どの事業も現在の利用率を上回る利用希望率となっています。

■子育て支援サービスの認知率、利用率、利用希望率（小学校児童）



子育て支援サービスを利用したことがある人でサービスに満足したと回答した人の割合では、「ふれあい体験交流事業」が95.8%で最も高く、「歴史講座等開催事業」が50.0%で最も低くなっています。

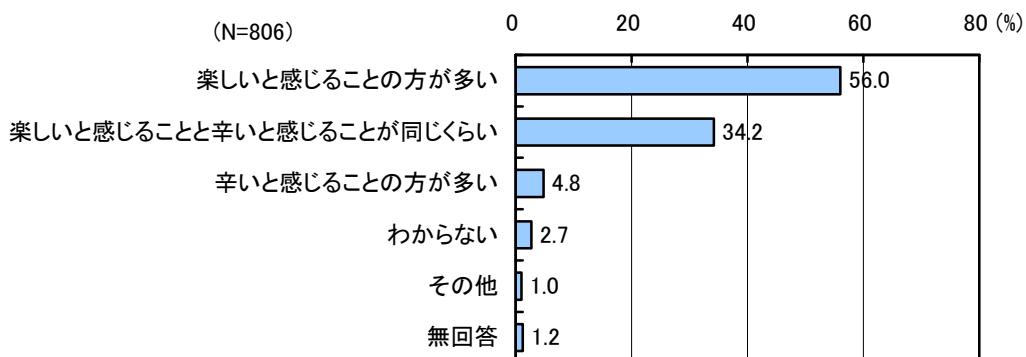
■子育て支援サービスの満足率（小学校児童）



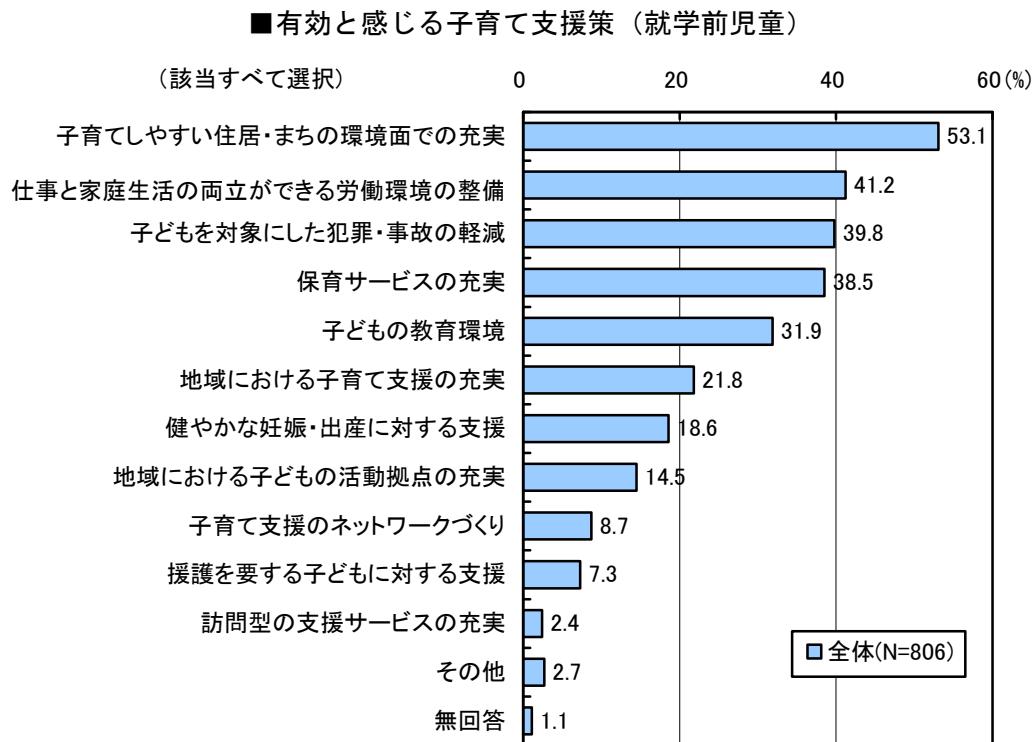
⑤ 子育てが楽しいと感じるかどうか

就学前児童で、子育てが「楽しいと感じることの方が多い」は56.0%と半数を超えていましたが、「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」が34.2%、「辛いと感じることの方が多い」が4.8%で、【辛いと感じることがある】人は合わせて39.0%となっています。今後、【辛いと感じることがある】人の率を少しでも減少できるよう、子育て支援策の充実が必要です。

■子育てが楽しいと感じるかどうか（就学前児童）



子育て支援で有効を感じているものは、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」が53.1%で第1位に挙げられ、次いで「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」(41.2%)、「子どもを対象にした犯罪・事故の軽減」(39.8%)、「子どもの教育環境」(31.9%)、「地域における子育て支援の充実」(21.8%)などと続きます。

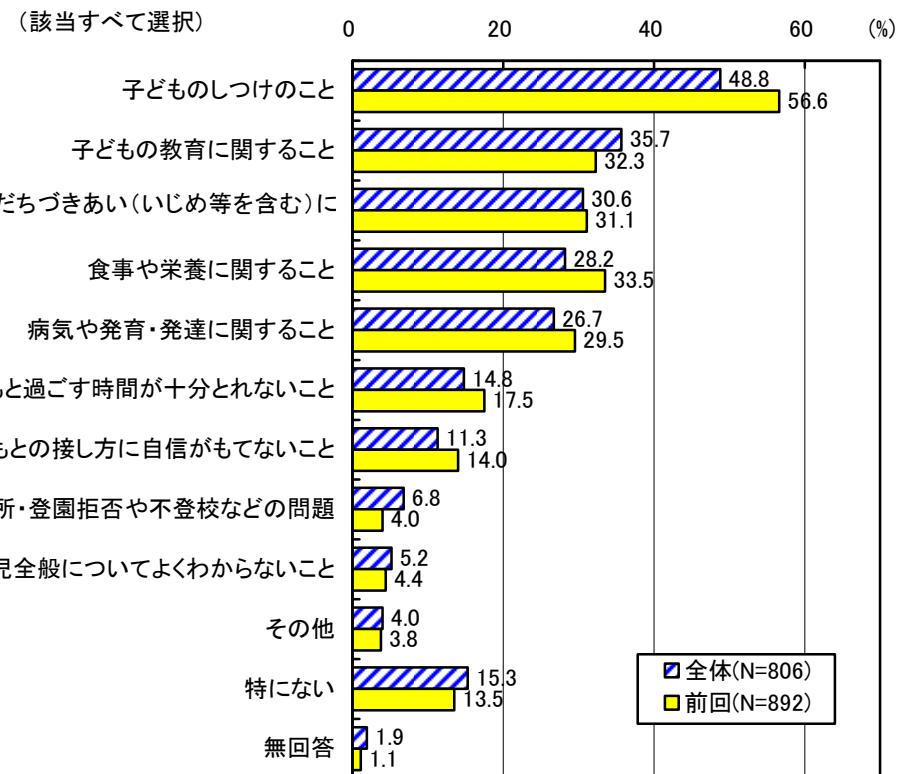


⑥ 子育ての悩み

就学前児童の子育ての悩みは、「子どものしつけのこと」が48.8%で第1位、次いで「子どもの教育に関すること」(35.7%)、「子どもの友だちづきあい（いじめ等を含む）に関すること」(30.6%)、「食事や栄養に関すること」(28.2%)、「病気や発育・発達に関すること」(26.7%)などと続きます。

前回調査も第1位は「子どものしつけのこと」でしたが、7.8ポイント減少し、第2位が「食事や栄養に関すること」から「子どもの教育に関すること」に代わっています。その他の項目はおおむね前回調査よりも減少していますが、「子どもの登所・登園拒否や不登校などの問題」や「育児全般についてよくわからないこと」がそれぞれ2.8ポイント、0.8ポイントとわずかながら増加していく、保護者一人ひとりの悩みや不安を見逃さない、地域で孤立しないような相談・支援体制の充実が必要です。

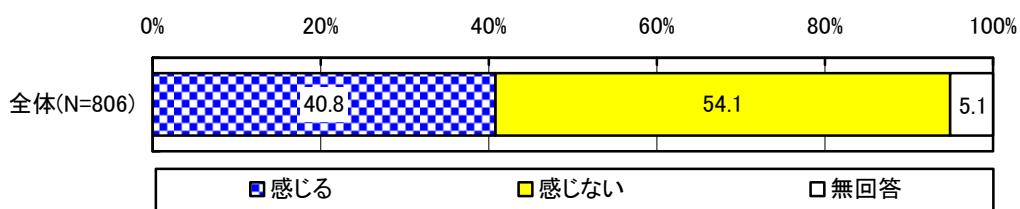
■子育ての悩み（就学前児童）



⑦ 子育てが地域の人に支えられていると感じるかどうか

子育ての社会化は次世代育成支援対策の柱ですが、就学前児童の保護者は子育てが地域の人に支えられていると感じるかどうかについて、「感じる」が40.8%、「感じない」が54.1%で、「感じない」ほうが高くなっています。「地域における子育て支援の充実」を望む声もみられる中で、地域の様々な資源を活かした取り組みが求められます。

■子育てが地域の人に支えられていると感じるかどうか（就学前児童）

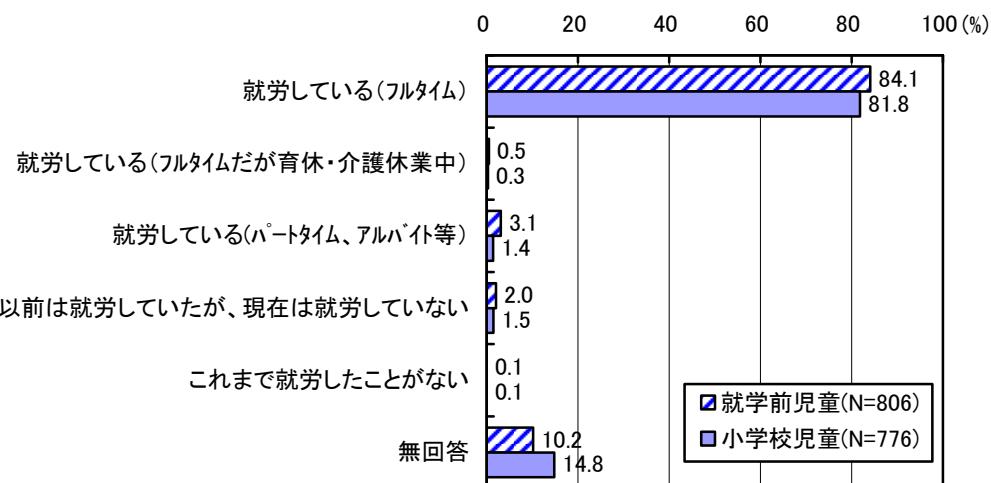


⑧ 親の就労状況

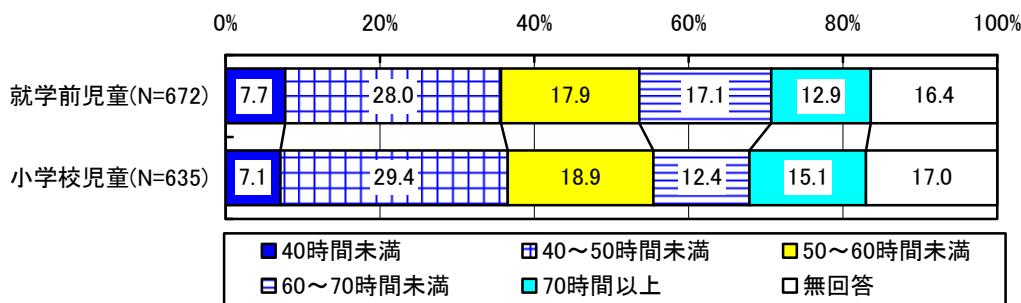
父親の就労率は、就学前児童が87.7%、小学校児童が83.5%で、小学校児童のほうが低くなっていますが、これは母子家庭の率が高くなっていることによります。

フルタイム就労者の1週間当たりの就労時間は、就学前児童も小学校児童も「40～50時間未満」率が最も高くなっていますが、「70時間以上」という長時間労働が就学前児童で12.9%、小学校児童で15.1%となっていて、父親の長時間労働の解消が少子化の解決の鍵ともいえます。

■父親の就労状況



■父親のフルタイム就労者の1週当たりの就労時間



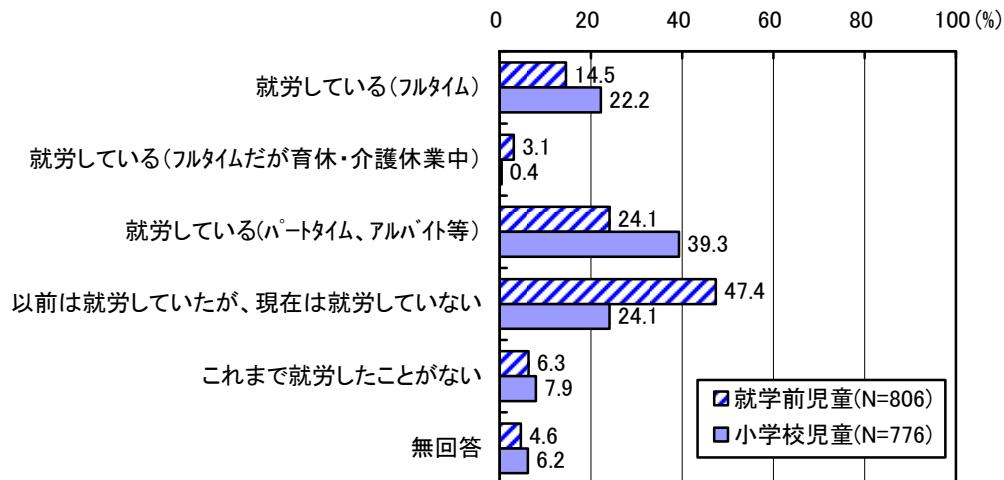
母親の就労率は、就学前児童が41.7%、小学校児童が61.9%で、小学校児童は就学前児童に比べて20.2ポイントも増加します。

フルタイム就労者の1週間当たりの就労時間は、就学前児童も小学校児童も「40～50時間未満」率が半数を超えて最も高くなっていますが、「70時間以上」という長時間労働が就学前児童で0.9%、小学校児童で1.2%となっていて、母親の長時間労働の解消も大きな課題です。

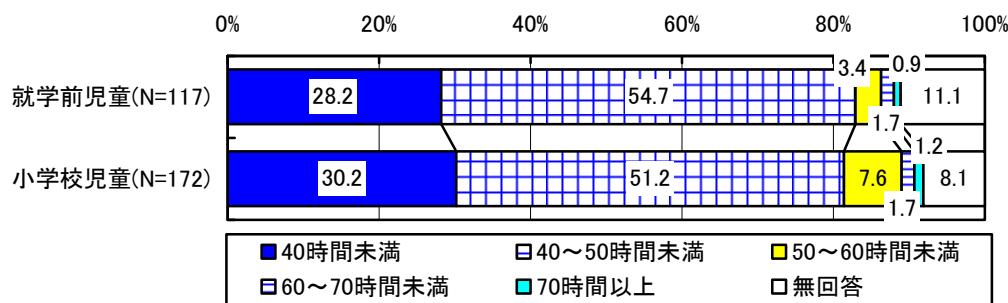
また、パートタイム、アルバイト等就労者の1週間当たりの就労時間は、就学前児童では「30～40時間未満」が、小学校児童では「20～30時間未満」が最も高

くなっています。しかし、フルタイムのように「40時間以上」も就学前児童で7.7%、小学校児童で2.6%みられます。

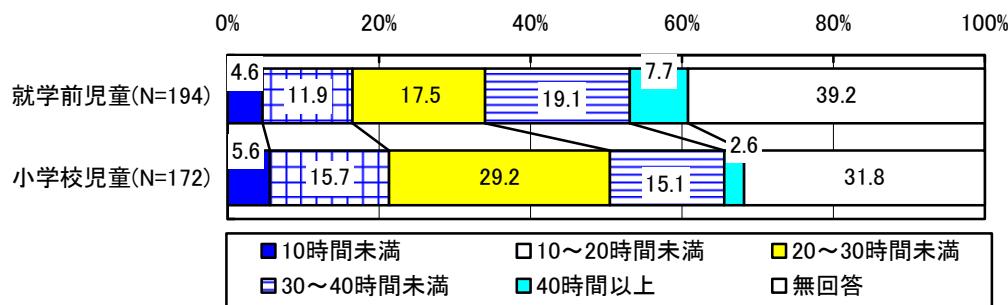
■母親の就労状況



■母親のフルタイム就労者の1週当たりの就労時間



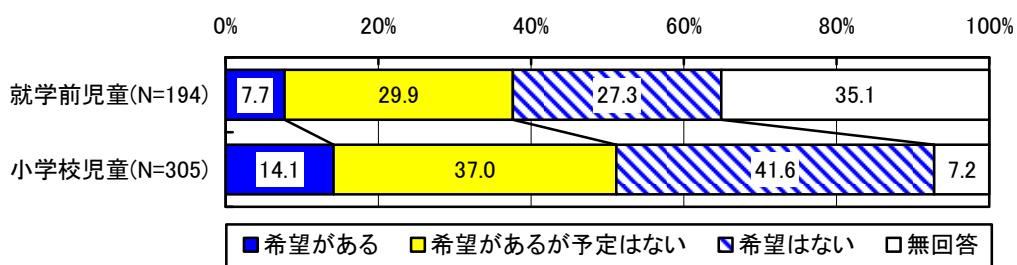
■母親のパートタイム、アルバイト等就労者の1週当たりの就労時間



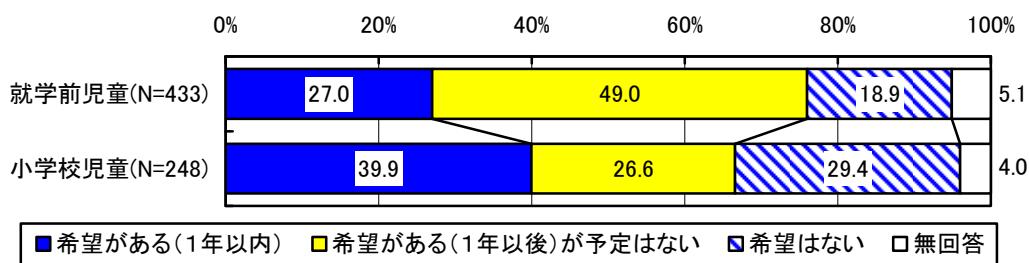
母親のパートタイム・アルバイト等就労者のフルタイムへの転換希望について、「希望がある」は就学前児童で7.7%、小学校児童で14.1%、「希望があるが予定はない」を合わせると就学前児童で37.6%、小学校児童で51.1%が転換を希望しています。

また、現在未就労の母親の就労希望について、「希望がある（1年以内）」は就学前児童が27.0%、小学校児童が39.9%、「希望がある（1年以後）が予定はない」を合わせると就学前児童で76.0%、小学校児童で66.5%と高い就労希望率になります。

■母親のパートタイム、アルバイト等就労者のフルタイムへの転換希望



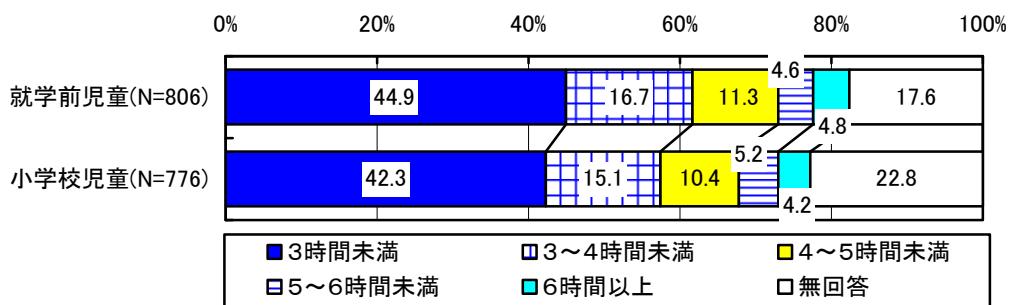
■未就労の母親の就労希望



◎ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）^{*}

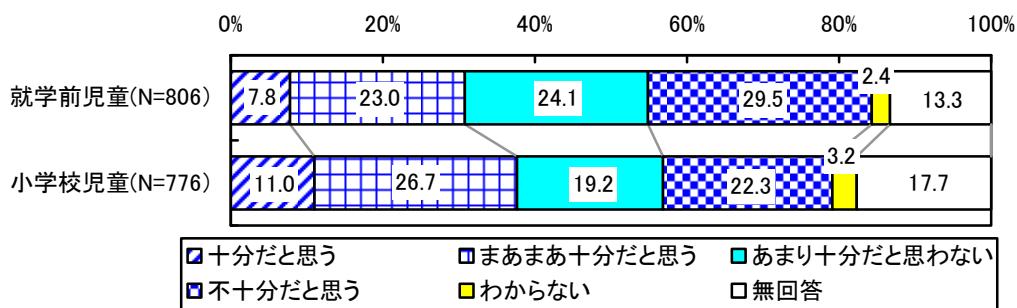
父親が1日当たり子どもと過ごす時間は、就学前児童も小学校児童も「3時間未満」が最も高く、それぞれ44.9%、42.3%となっています。

■父親が1日当たり子どもと過ごす時間



父親が子どもと過ごす時間については、「十分だと思う」及び「まあまあ十分だと思う」を合わせた【十分】は、就学前児童が30.8%、小学校児童が37.7%です。一方、「あまり十分だと思わない」及び「不十分だと思う」を合わせた【不十分】は就学前児童が53.6%、小学校児童が41.5%で、【十分】を上回っています。

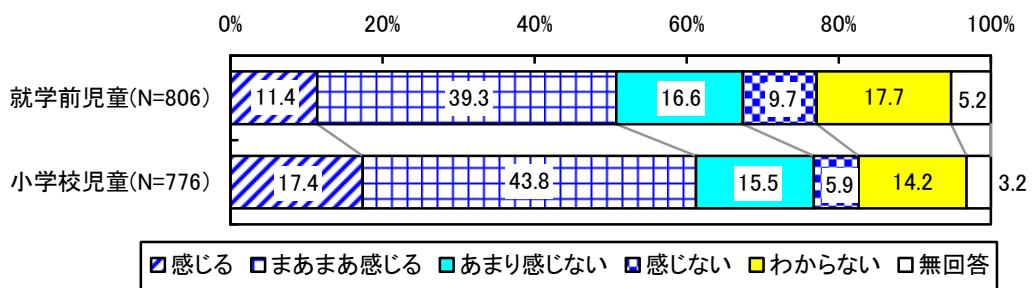
■父親が子どもと過ごす時間は十分と思うか



家庭が仕事と生活の調和が図られていると感じるかどうかについては、「感じる」と「まあまあ感じる」を合わせた【感じる】は就学前児童が50.7%、小学校児童が61.2%です。一方、「あまり感じない」及び「感じない」を合わせた【感じない】は就学前児童が26.3%、小学校児童が21.4%で、【感じる】が上回っています。

感じ方は就労状況により異なるものと思われますが、一般的に子育ての経済的な負担感を持つ保護者も多い中で、就労希望率も高いことなどから、今後は仕事と生活の調和が図られ、ゆとりある生活が送れるように、国をあげての働き方の見直しが必要です。

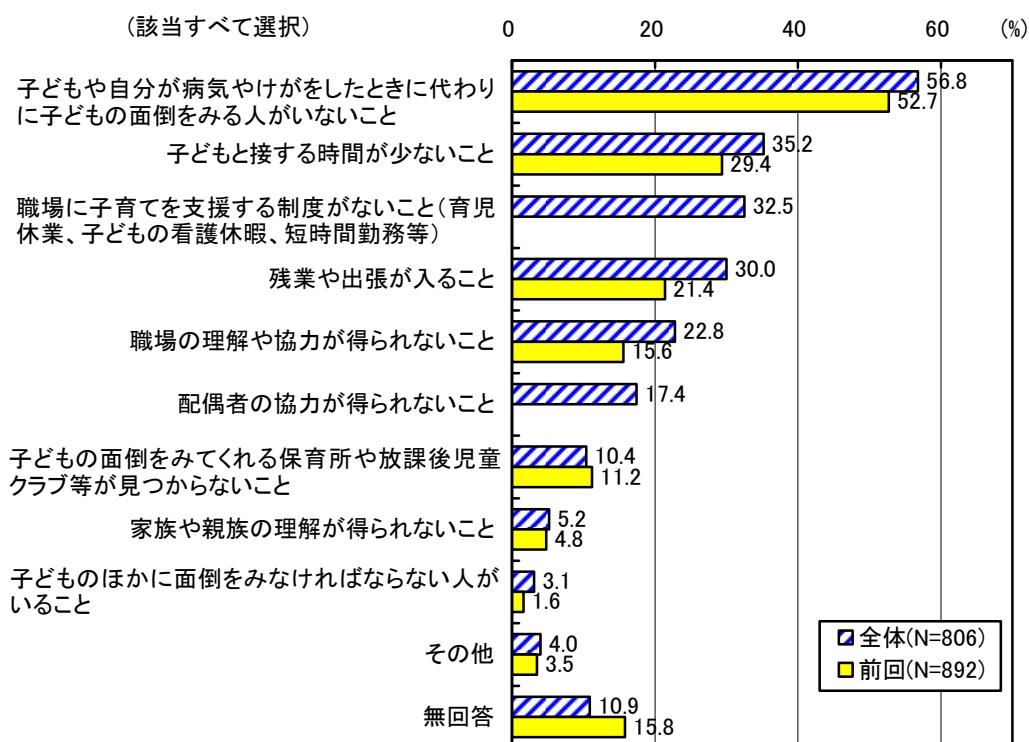
■仕事と生活の調和が図られていると感じるかどうか



⑩ 仕事と子育ての両立について

仕事と子育てを両立させる上で大変だと思うことは、就学前児童では「子どもや自分が病気やけがをしたときに代わりに子どもの面倒をみる人がいないこと」が56.8%で最も高く、前回調査の52.7%を上回っています。次いで「子どもと接する時間が少ないとこと」(35.2%)、「職場に子育てを支援する制度がないこと（育児休業、子どもの看護休暇、短時間勤務等）」(32.5%)、「残業や出張が入ること」(30.0%)などと続き、前回調査と同じ項目はおおむね前回調査より増加し、大変を感じる人が増しています。

■仕事と子育てを両立させる上で大変だと思うこと（就学前児童）

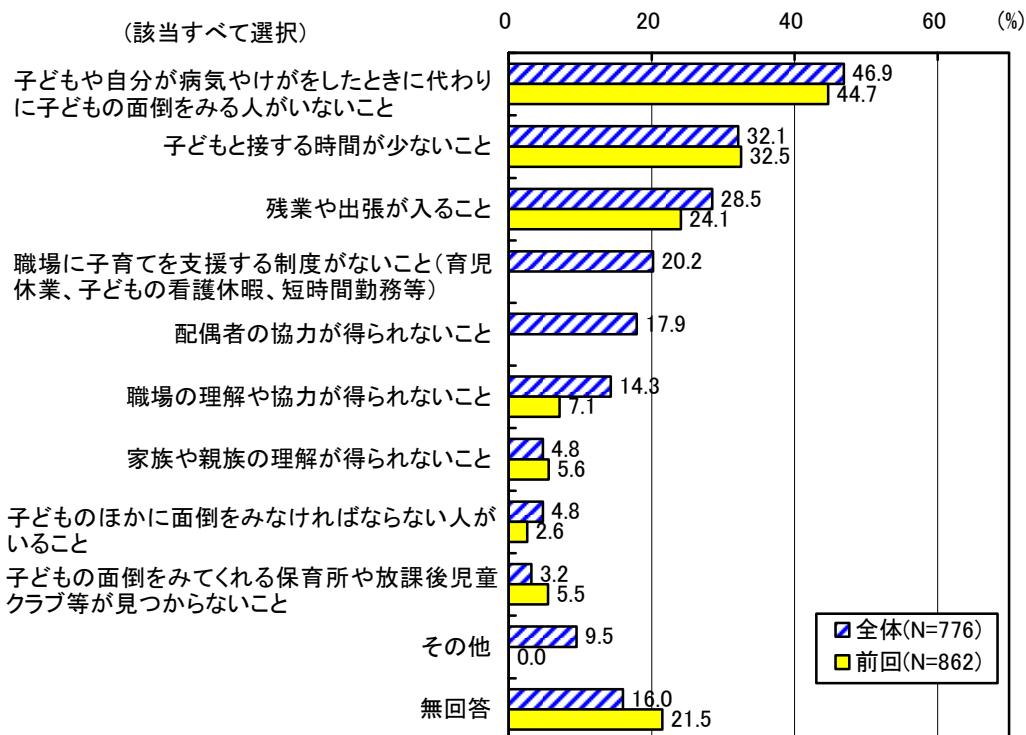


小学校児童も「子どもや自分が病気やけがをしたときに代わりに子どもの面倒をみる人がいないこと」が46.9%で最も高く、前回調査の44.7%を若干ですが上回っています。次いで就学前児童と同様に「子どもと接する時間が少ないとこと」(32.1%)が続き、「残業や出張が入ること」(28.5%)「職場に子育てを支援する制度がないこと（育児休業、子どもの看護休暇、短時間勤務等）」(20.2%)などとなっています。「残業や出張が入ること」や「職場の理解や協力が得られないこと」「子どものほかに面倒をみなければならない人がいること」などは前回調査より増加しています。

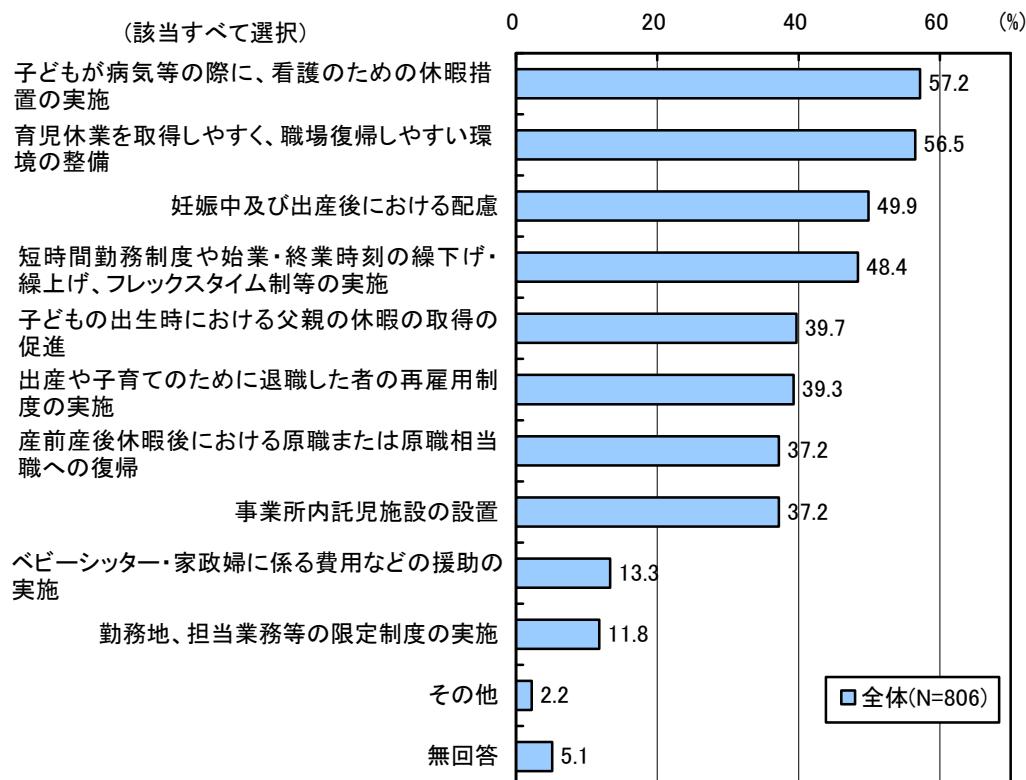
就学前児童の仕事と子育ての両立のために職場環境に求めることでは、「子どもが病気の際に、看護のための休暇措置の実施」(57.2%) や「育児休業を取得しやす

く、職場復帰しやすい環境の整備」(56.5%) などが1・2位となっています。

■仕事と子育てを両立させる上で大変だと思うこと（小学校児童）



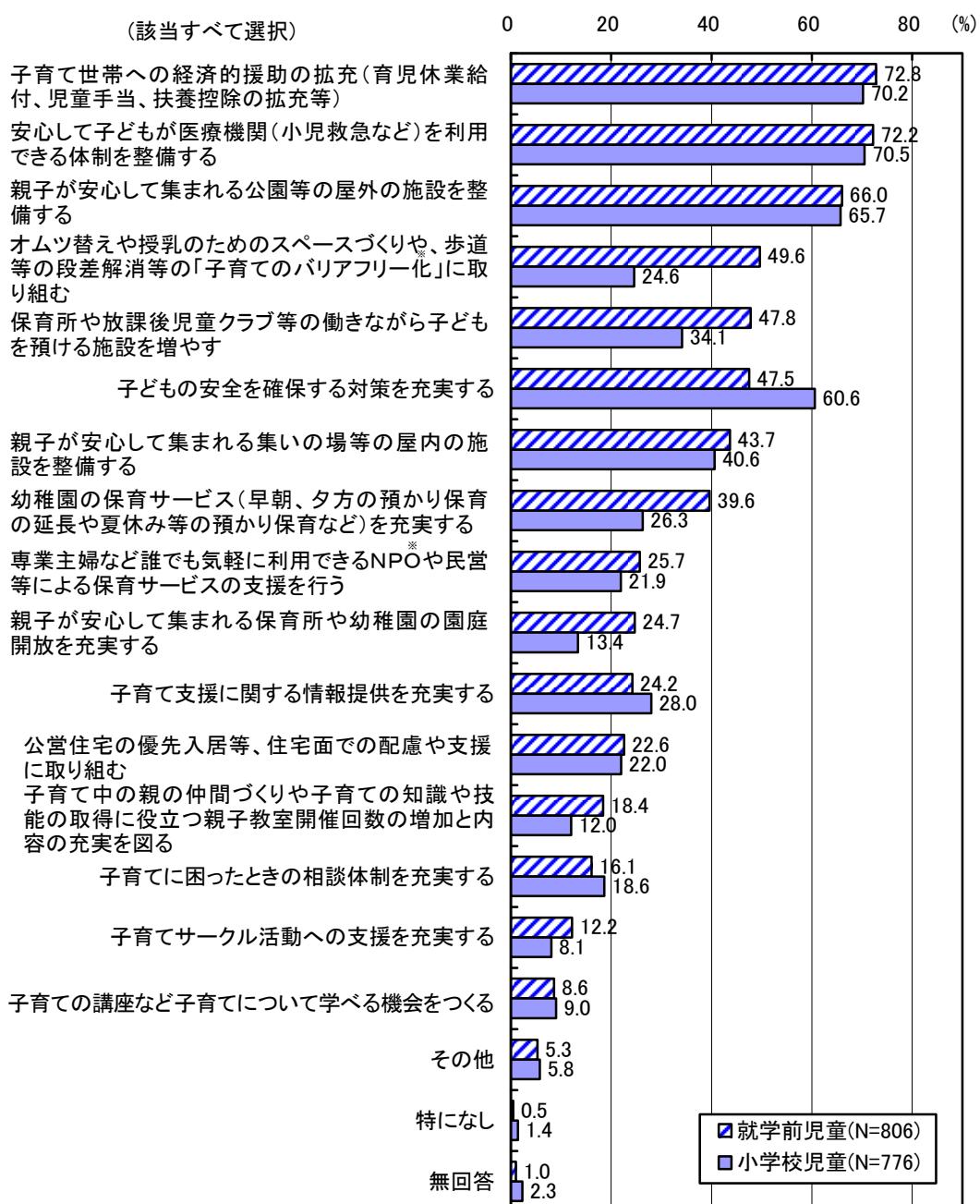
■仕事と子育ての両立のために職場環境に求めるこ（就学前児童）



⑪ 行政サービスへの要望

行政サービスへの要望は、就学前児童及び小学校児童共に「子育て世帯への経済的援助の拡充（育児休業給付、児童手当、扶養控除の拡充等）」や「安心して子どもが医療機関（小児救急など）を利用できる体制を整備する」が大差なく1・2位で挙げられます。また、小学生児童は「子どもの安全を確保する対策を充実する」が第4位に挙げられ、地域の見守り体制の充実等地域との連携が一層必要です。

■行政サービスへの要望

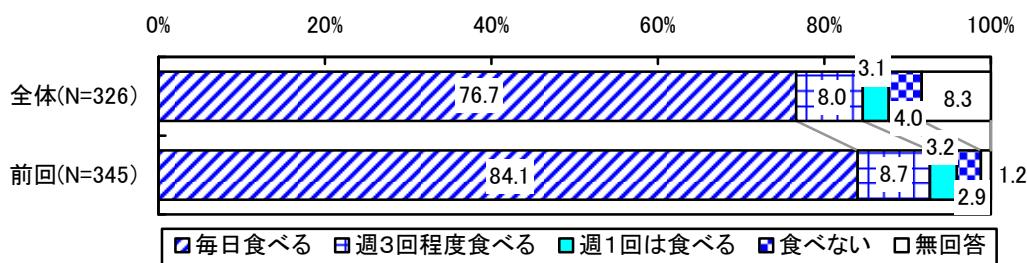


⑫ 中学生の日常生活

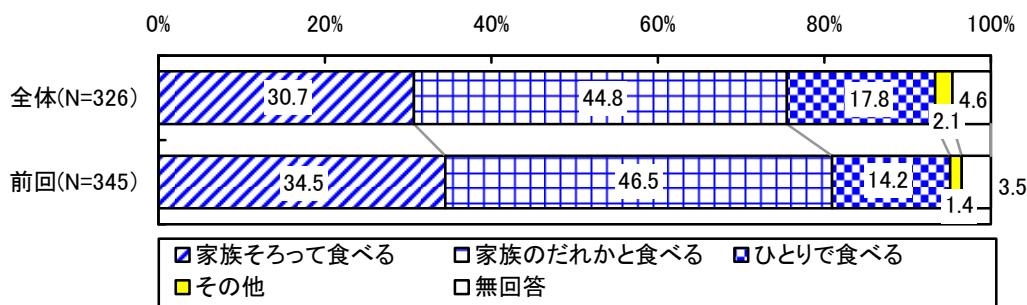
中学生の朝食のとり方をみると、「毎日食べる」は76.7%で、前回調査の84.1%よりも減少しています。一方、「食べない」が4.0%で、前回調査の2.9%よりも増加し、今後、食事の重要性の理解を深め、「欠食」率の減少をめざしていく必要があります。

また、家族そろっての食事の状況では、「ひとりで食べる」が17.8%で、前回調査の14.2%より増加しています。

■朝食をとっているかどうか（中学生）

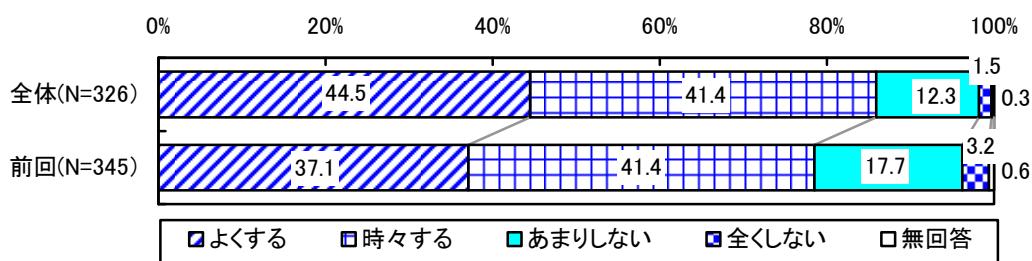


■家族そろっての食事の状況



家族との会話の状況は、「あまりしない」や「全くしない」が合わせて13.8%で、前回調査の20.9%よりも減少し、一方、「よくする」が44.5%で前回調査の37.1%よりも増加しています。

■家族との会話の状況

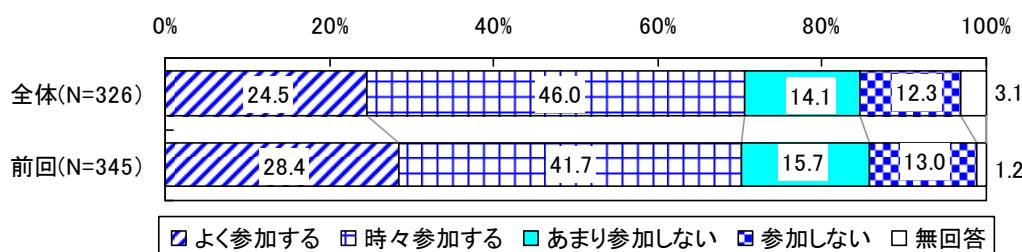


⑬ 中学生の地域行事や活動等への参加状況

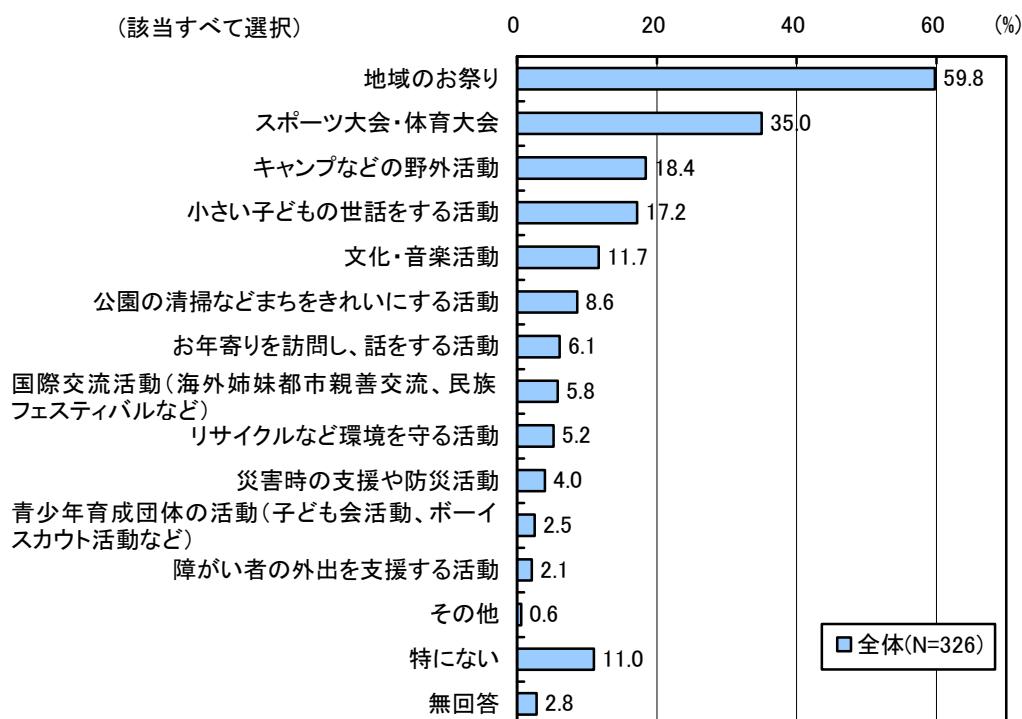
地域行事や活動等への参加について、「よく参加する」及び「時々参加する」を合わせた【参加する】は70.5%で、前回調査の70.1%と同程度です。

参加したいと思う地域行事や活動は、「地域のお祭り」が59.8%で第1位、次いで「スポーツ大会・体育大会」(35.0%)、「キャンプなどの野外活動」(18.4%)、「小さい子どもの世話をする活動」(17.2%)、「文化・音楽活動」(11.7%)などと続いている。 「小さい子どもの世話をする活動」が上位に挙げられ、地域の中で子ども同士の交流やボランティア活動などを通じて、コミュニケーション能力を培い、次代の親として、また、社会の一員として自信をもって生きていけることにもつながることから、こうした取り組みを充実していく必要があります。

■地域行事や活動等への参加状況（中学生）



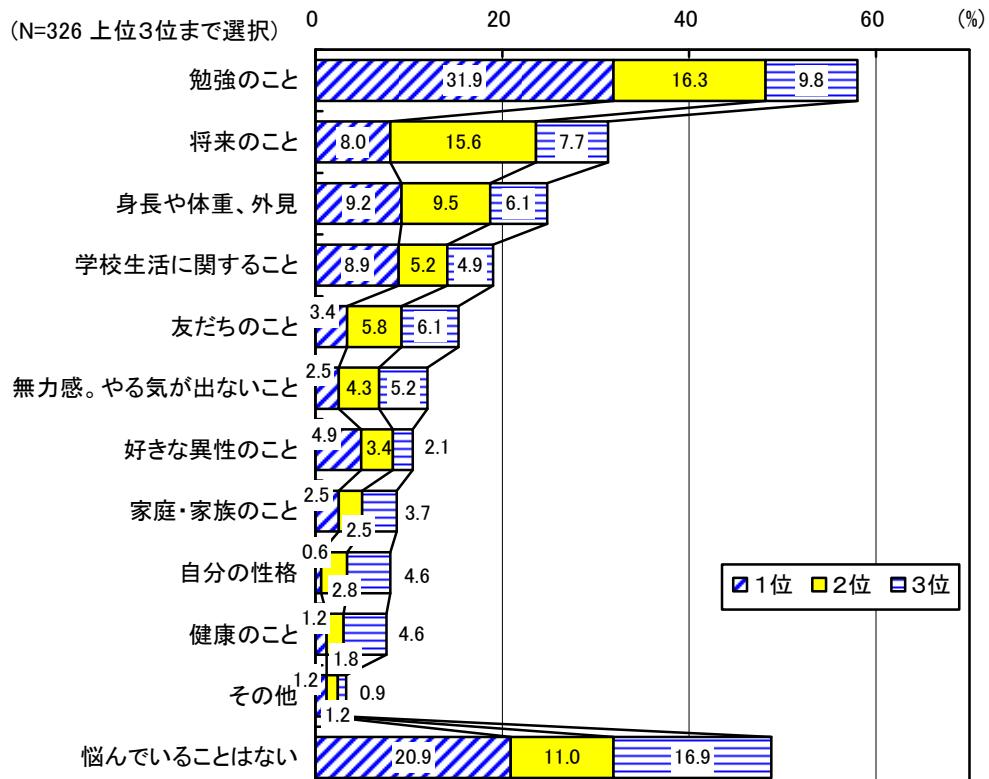
■参加したいと思う地域行事や活動



⑭ 中学生の悩み

中学生の最近の悩みとして、第1位から第3位に共に挙げられたのが「勉強のこと」となっています。第1位の2番目は「身長や体重、外見」ですが、第2位、第3位まで合わせた中では「将来のこと」が最も高くなっています。

■最近の悩み（中学生）

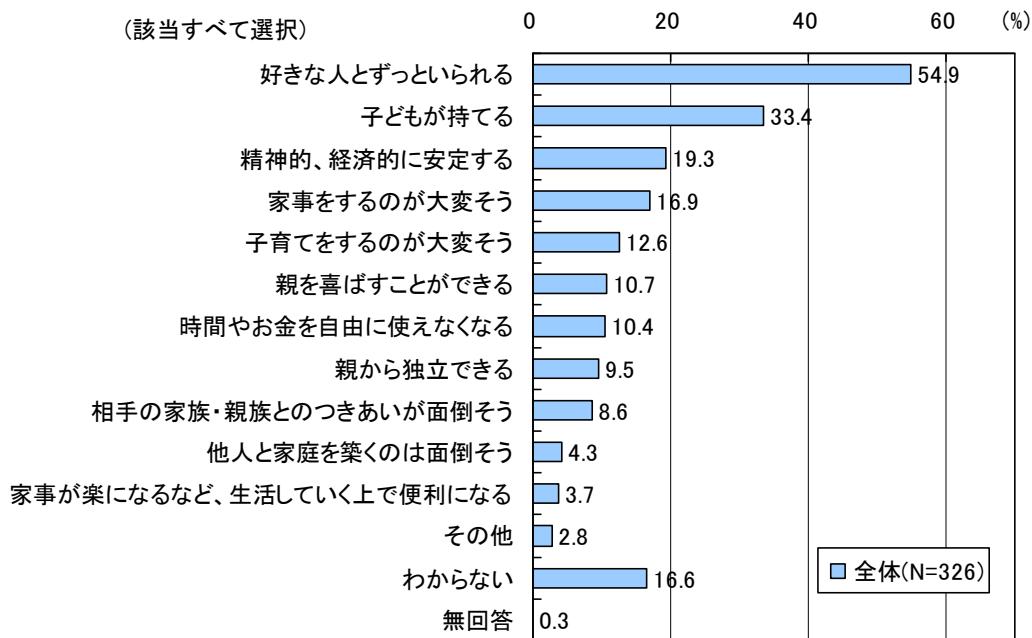


⑮ 中学生の結婚観

中学生の結婚に対するイメージは、「好きな人とずっといられる」が54.9%で最も高く、次いで「子どもが持てる」(33.4%)、「精神的、経済的に安定する」(19.3%)、「家事をするのが大変そう」(16.9%)、「子育てをするのが大変そう」(12.6%)などで、家事や子育てなどの大変さのマイナスイメージも少なからずみられます。

子どもたちが次代の親となり、子育てを喜び、楽しみとできるよう、乳幼児とのふれあい交流の機会の充実が必要です。

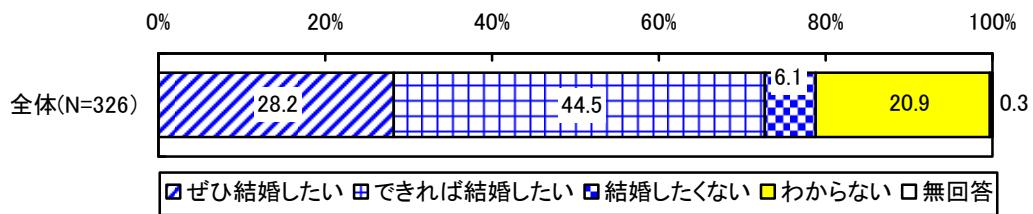
■結婚に対するイメージ（中学生）



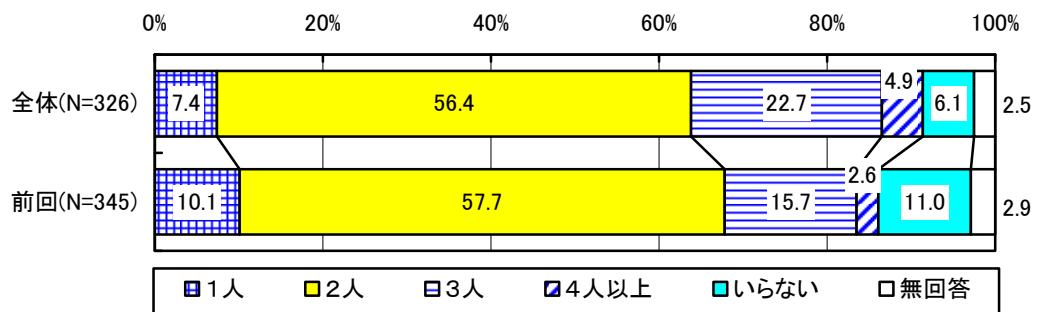
将来、結婚したいかどうかでは、「結婚したくない」が6.1%、「わからない」が20.9%となっていて、少子高齢化の中で、次代の親となる意識の高揚とともに、結婚や子育てのプラスイメージが持てるような社会づくりが必要です。

また、将来ほしい子どもの人数は「2人」が最も高いものの、「3人」あるいは「4人以上」が合わせて27.6%で、前回調査の18.3%よりも増加しています。

■将来、結婚したいかどうか



■将来ほしい子どもの人数

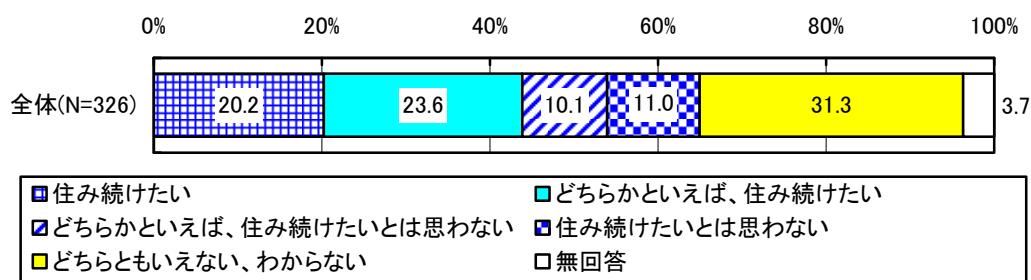


⑯ 中学生の定住意識

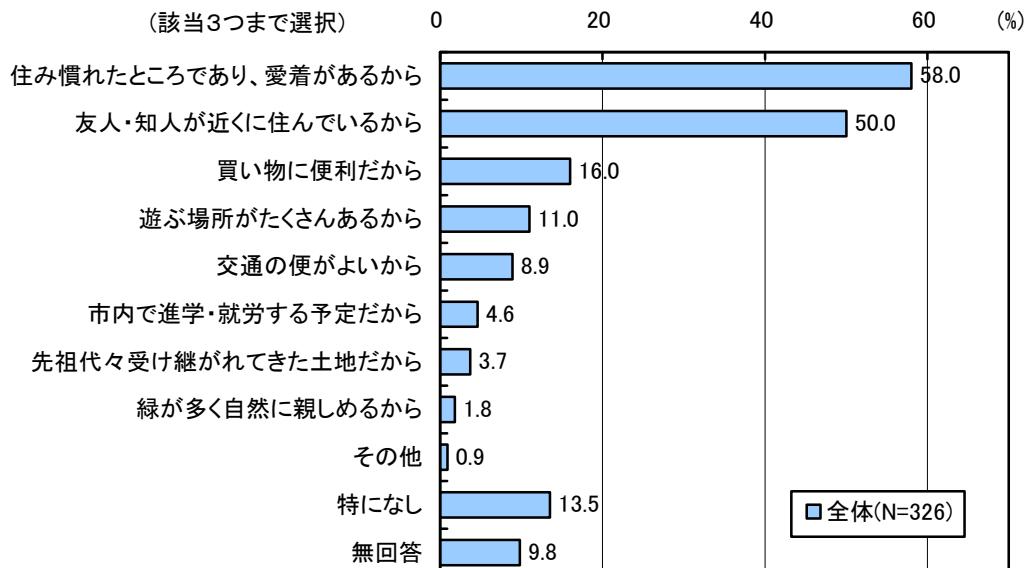
門真市に対する定住意識は、「住み続けたい」または「どちらかといえば住み続けたい」を合わせた率は43.8%で、「どちらかといえば住み続けたいとは思わない」または「住み続けたいとは思わない」を合わせた率の21.1%のおよそ2倍となっています。

住み続けたいと感じることは「住み慣れたところであり、愛着があるから」が58.0%で最も高く、次いで「友人・知人が近くに住んでいるから」(50.0%) が2大理由となっています。

■定住意識



■住み続けたいと感じること



(7) 子育て家庭の状況（子育て支援懇談会より）

市民意向調査を補完し、子育て家庭の子育て支援施策等に関する生の声をお聞きするため、子育てグループ等でなかよし広場の参加者を対象に、子育て支援懇談会をワークショップ（参加体験型学習）方式で行いました。

■子育て支援懇談会の実施概要

項目	内 容
開 催 日	平成22年1月15日（金）
参加者数	子育てグループ等でなかよし広場の参加者21名
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ● なかよし広場での人形劇の後に実施 ● 2グループに分かれ、子育て支援に関する問題点や課題と要望について、個人個人がそれぞれカードに記述して、分野別に分けグループで話し合うという形で実施 ● 最後にそれぞれのグループから、検討した結果を発表

2つのグループを合わせて、分野別には、大きく①保育所・幼稚園に関すること、②なかよし広場やサロン、イベントに関すること、③公園に関すること、④保健・医療に関すること、⑤歩道・交通に関すること、⑥その他の6分野になりました。

それぞれの分野について、課題としてまとめてみました。

■分野別課題

分 野	内 容
①保育所・幼稚園に 関すること	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育所入所の待機期間が長い ● 一時保育実施園の充実（園の増加、時間延長） ● 2人目以降の出産時の上の子の保育
②なかよし広場や サロン、イベント に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ● 日程などのわかりやすい広報 ● 幼児も含めて参加できる機会 ● 年齢別のイベントの開催 ● なかよし広場のような施設の充実 ● 土日に参加できる親子参加型イベント等 ● なかよし広場への交通の便の確保 ● 自治会など身近な地域で、子どもが参加できるイベントの開催
③公園に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ● 公園の維持・管理（犬の粪やゴミなど利用者のマナーの向上）
④保健・医療に関す ること	<ul style="list-style-type: none"> ● 小児科医の確保・充実 ● 予防接種など、必ず受ける必要がある事業についてわかりやすい工夫（問診票の事前配布など） ● 予防接種に対する補助
⑤歩道・交通に関す ること	<ul style="list-style-type: none"> ● 歩道の整備（段差の解消など） ● 交通の便の確保
⑥その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談窓口等の周知 ● 広報をわかりやすく ● 身近な地域での交流場所の確保

2 前期計画の目標の達成状況

前期計画では、国が示した特定14事業について目標事業量を設定しました。この間、小学校の統廃合等の動向を踏まえ、一部の事業の目標値について3回変更をしています。

第1回目の変更は平成19年1月で、通常保育事業について16か所（1,930人）とするとともに、延長保育事業についても16か所（170人）としました。

第2回目の変更は平成20年7月で、休日保育事業について2か所（12人）に増やすとともに、一時保育事業についても5か所（30人）に増やしました。

第3回目の変更は平成21年9月で、放課後児童健全育成事業について15か所（1,200人）と人数を変更しました。国の事業のガイドラインに基づき、1か所の定員を40人、2クラブ制としたものです。

目標事業量の達成状況ですが、休日保育事業については平成22年1月に民間保育所2園で実施しました。また、特定保育事業については、計画策定後事業を実施しましたが利用がほとんどなく、一時保育事業で対応できることから、現在は未実施としています。一時保育事業については、平成21年6月と平成22年1月に、新たに民間保育所2園で実施しました。

■目標事業量の達成状況

事業名	目標事業量 (計画策定期)	目標事業量 (平成21年現在)	現状 (平成22年3月現在)
通常保育事業	17か所(1,840人)	16か所(1,930人)	16か所(1,913人)
延長保育事業	17か所(170人)	16か所(170人)	16か所
夜間保育事業	0か所	0か所	0か所
休日保育事業	1か所(6人)	2か所(12人)	2か所
一時保育事業	4か所(24人)	5か所(30人)	5か所
特定保育事業	2か所(12人)	2か所(12人)	未実施
乳幼児健康支援一時預かり事業 (病後児保育(派遣型))	0か所	0か所	0か所
乳幼児健康支援一時預かり事業 (病後児保育(施設型))	1か所(2人)	1か所(2人)	未実施
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ事業)	0か所	0か所	0か所
子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	0か所	0か所	0か所
放課後児童健全育成事業	16か所(880人)	15か所(1,200人)	15か所
ファミリー・サポート・センター事業	1か所	1か所	1か所
地域子育て支援センター	1か所	1か所	1か所
つどいの広場	1か所	1か所	1か所

3 その他の基本施策別現状と課題

(1) 子育て支援サービス

① 地域における子育て支援の充実

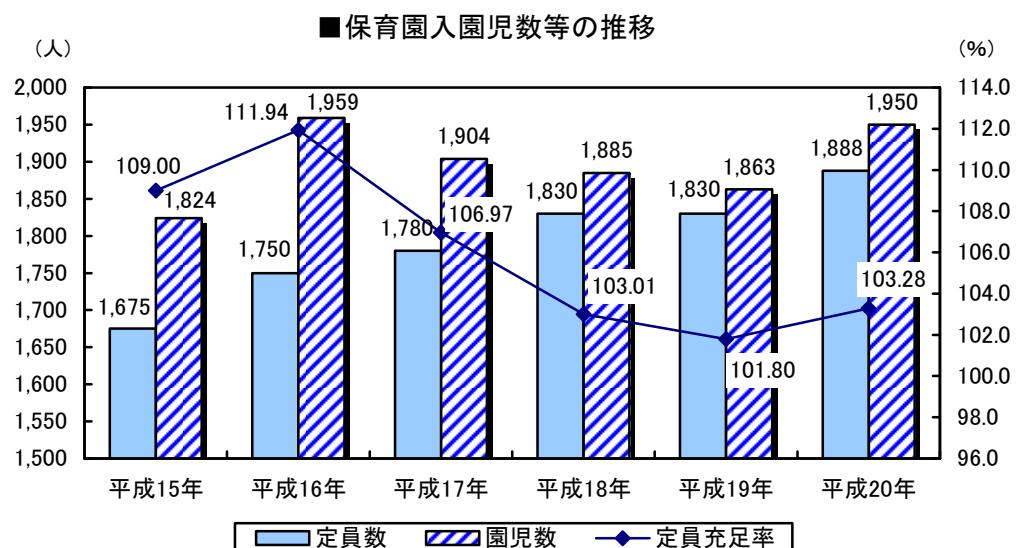
事業名	事業内容／課題
ファミリー・サポート・センター事業	地域において育児の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児について助け合う会員組織です。現在、本市では1か所開設しており、地域における育児の助け合い活動を行っています。 【課題】提供会員増と事業の充実
地域子育て支援センター事業	在宅している乳幼児や親子を対象に、子ども同士のふれあいや、遊び場を提供したり、子育てに関する心配事の相談等に対応しています。市では、センター1か所と単独事業として公立保育所3か所を拠点に事業を実施しています。 【課題】事業啓発及び相談業務の充実や孤立家庭への支援
つどいの広場事業	子育て中の親等が気軽に集える屋内広場を開設し、うちとけた雰囲気の中でお互いに交流することで、精神的な安心感をもたらし、育児不安を解消する機会等を提供する事業で、平成19年5月に開設しました。 【課題】保育所や幼稚園、関係機関等との連携による子育て支援情報の提供の充実
幼稚園での地域における子育て支援	幼稚園では、教育相談、未就園児親子登園、地域園庭開放、保護者教育健康指導等の子育て支援事業を行っています。 【課題】就学前児童の教育の拠点として、保育所等と連携した教育・指導の充実や地域での子育て相談の充実
乳幼児医療費助成事業	乳幼児の健全な育成及び児童福祉の向上を図るため、医療費の一部を助成しています。 【課題】助成の充実
児童手当支給事業	児童を養育している家庭に対し、生活の安定に寄与するとともに次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的として児童手当を支給しています。 【課題】助成の充実
私立幼稚園児保護者補助金交付事業	幼稚園教育の振興と、保護者の経済的負担の軽減を図るため、市内私立幼稚園児（4歳児・5歳児）の保護者に補助金を交付しています。
私立幼稚園就園奨励費補助金交付事業	幼稚園教育の普及と就園の奨励を図るため、私立幼稚園の設置者に対して補助金の交付を行っています。

■経済的負担の軽減

項目	単位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
乳幼児医療費助成事業	受診件数(件)	61,616	59,675	57,120	60,329	66,767	65,021
私立幼稚園児保護者補助金交付事業	受給者数(人)	1,368	1,340	1,208	1,096	1,036	998
私立幼稚園就園奨励費補助金交付事業	受給者数(人)	1,646	1,596	1,488	1,352	1,251	1,226

② 保育サービスの充実

事業名	事業内容／課題
通常保育事業	待機児童の解消のため、定員増として平成17年度には30人、18年度には50人、19年度には43人、20年度には15人を実施するとともに、21年度も25人増を実施しました。 【課題】就労ニーズへの対応と保育待機児童の解消
延長保育事業	保護者の就労形態の多様化、保護者の通勤時間の増加等により、通常保育時間以上の保育が必要となる児童に対応するため、平成17年6月に公立保育所2か所で、平成18年6月より公立保育所7か所全園で、平成19年度には民間保育所7か所でも実施。20年度は民間保育所9か所全園での実施に拡大。21年度は4月から民間保育所4か所で20時までの延長時間の拡大を実施しています。
休日保育事業	保護者の仕事などの都合で日曜や祝日等に保育を必要とする児童に対応するためのサービスです。21年度に民間保育所2か所で実施しました。
一時保育事業 (旧一時預かり事業)	パート就労等女性の就労形態の多様化に伴う一時的な保育や、保護者の傷病等による緊急時等の保育を支援するサービスで、21年度には新たに民間保育所2か所で実施し、現在は民間保育所5か所で実施しています。
特定保育事業	親の就労形態の多様化に伴う保育需要の変化に対応するため、3歳未満児を対象に週2、3日程度、または午前か午後のみ必要に応じて柔軟に利用できる保育サービスです。平成17年度には3か所で実施しましたが、平成18年度より一時保育事業（現一時預かり事業）で対応しています。
乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育施設型）（現病後児保育事業）	病気回復期にある児童の一時預かりを施設で実施することにより、保護者の子育てと就労の両立を支援する保育サービスで、現在、未実施です。
幼稚園での保育サービス	私立幼稚園では、幼稚園の通常の教育(保育)とは別に、同じ幼稚園の中で、事情により保育に欠ける在園児を幼稚園教育の時間の前後や幼稚園の夏休みなどの長期休業期に保育する預かり保育や、未就園の子どもを対象として、一時保育サービスを実施しています。私立幼稚園8園全園で預かり保育を実施、うち4園では早期保育も実施しています。



資料：保育課調べ

■保育園の概要

年度・区分	保育園数	定員(人)	年齢別入園児童数(人)					保育士(人)	職員(人)
			総数	0歳	1~2歳	3歳	4~5歳		
平成15年	16	1,675	1,824	107	558	385	774	230	68
平成16年	16	1,750	1,959	109	592	399	859	210	60
平成17年	16	1,780	1,904	115	571	380	838	222	63
平成18年	16	1,830	1,885	108	570	372	835	218	61
平成19年	16	1,830	1,863	93	595	374	801	236	58
平成20年	16	1,888	1,950	123	614	392	821	223	54
市立保育園総数	7	760	728	42	208	150	328	69	30
泉町保育園		70	70	6	20	15	29	8	4
上野口保育園		70	79	6	24	16	33	7	4
北島保育園		70	75	5	21	15	34	8	4
南保育園		180	172	5	47	31	89	14	6
浜町保育園		100	90	5	26	22	37	9	3
小路保育園		120	106	9	30	23	44	10	4
柳町保育園		150	136	6	40	28	62	13	5
私立保育園総数	9	1,128	1,222	81	406	242	493	154	24
古川園		150	172	15	54	33	70	23	2
めぐみ保育園		120	137	10	47	25	55	16	3
門真保育園		110	127	7	45	30	45	15	2
智鳥保育園		180	184	15	55	35	79	23	3
脇田保育園		150	164	8	58	29	69	15	4
北巣本保育園		120	127	6	41	27	53	14	4
おおわだ保育園		145	152	8	49	34	61	24	2
三ツ島保育園		85	83	6	37	15	31	13	1
うちこし保育園		68	76	6	26	14	30	11	3

資料:保育課調べ(20年4月1日現在) 市立保育園の保育士数については正職員のみを記載

■簡易保育施設の概要

年度・項目	簡易保育施設									
	総数	麦の子共同	ちびっ子共同	たんぽぽ	門真学園	末広	愛児園保育部	あすなろ	幸福	ファースト
定員	223	18	19	29	29	29	24	17	29	29
平成15年度	97	7	2	5	4	23	8	9	10	29
平成16年度	77	3	2	5	6	27	6	2	11	15
平成17年度	83	5	3	4	6	21	8	5	7	24
平成18年度	104	5	—	4	15	26	9	11	17	17
平成19年度	105	2	—	5	17	25	11	9	24	12
平成20年度	76	9	—	9	14	22	10	4	8	—

資料:保育課調べ

■市立幼稚園入園児数の推移

年度	定員(人)	総数(人)	浜町	南	北巣本	大和田
平成15年度	455	362	85	116	51	110
平成16年度	456	356	95	103	55	103
平成17年度	457	305	82	78	48	97
平成18年度	458	275	59	75	35	106
平成19年度	459	285	68	78	42	97
平成20年度	460	277	73	71	44	89

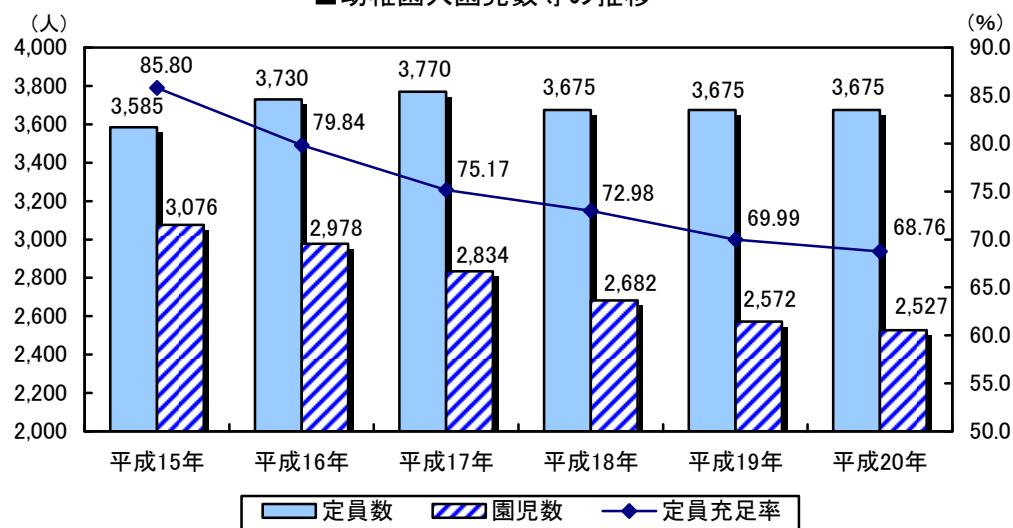
資料:学校教育課調べ

■私立幼稚園入園児数の推移

年度	定員(人)	総数(人)	さくら	ふじ	大阪ひがし	たちはな	大阪愛徳	すずらん	だいわ	門真めぐみ
平成15年度	3,130	2,714	262	272	438	317	238	480	152	555
平成16年度	3,275	2,622	262	267	449	310	193	465	142	534
平成17年度	3,315	2,529	260	231	453	289	181	434	128	553
平成18年度	3,220	2,407	240	210	465	249	175	436	130	502
平成19年度	3,220	2,287	257	198	452	221	194	392	109	464
平成20年度	3,220	2,250	261	209	453	219	189	418	83	418

資料:平成21年度私立幼稚園基礎資料調査生データより抜粋

■幼稚園入園児数等の推移



資料:学校教育課調べ、平成21年度私立幼稚園基礎資料調査生データより抜粋

③ 児童の健全育成

事業名	事業内容／課題
放課後児童健全育成事業	平成17年度は放課後児童クラブ（1か所）、ふれあい活動（9か所）、留守家庭児童会（6か所）の3事業を実施。19年度からは放課後児童クラブ（11か所）、ふれあい活動（2か所）、留守家庭児童会（2か所）を実施。20年度はふれあい活動（2か所）、留守家庭児童会（2か所）の放課後児童クラブへの移行を完了。 【課題】児童人口等小学校の規模や保護者の就労状況等地域特性に対応した事業の推進

■放課後児童健全育成事業

事業名	単位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
ふれあい活動	か所数	10	10	9	9	5	2
	在籍者数(人)	603	608	565	613	340	154
留守家庭児童会	か所数	7	7	6	6	4	2
	在籍者数(人)	388	426	421	374	273	108
放課後児童クラブ	か所数			1	1	6	11
	在籍者数(人)			100	100	542	944

資料:学校教育課、生涯学習課、子育て支援課調べ

(2) 保健・医療体制

① 子どもや母親の健康保持・増進

事業名	事業内容／課題
妊産婦・乳幼児相談	南部市民センターにて隔月に妊産婦の相談、乳幼児の身体計測・育児相談の開催を続けています。18年度からは、保健福祉センターで赤ちゃんランド(4か月未満の乳児)を月1回開催し、母乳や育児相談を実施しています。
妊婦（両親）教室	平成17年度は妊婦教室を1シリーズ4回で年10回開催。18年度から2回コースで隔月に実施。働く妊婦や父親の参加がしやすいように日曜コースを年4回開催。20年度から平日は1回コースを毎月実施、日曜コースも継続して年4回開催しています。
乳幼児健診の充実	保健福祉センターと南部市民センター等で、4か月児、1歳6か月児、3歳6か月児を対象に医師の診察と育児・発達・栄養・言語等に関する相談を実施しています。従来の1歳6か月児、3歳6か月児に加え、平成18年度から2歳6か月児歯科健診を実施しています。 【課題】疾病、発達障がい、虐待等の早期発見や予防・対応と各専門職によるきめ細かな相談体制の充実
離乳食講習会	離乳食の調理、実演、試食を行うといった実践を中心とした講習会を行うことで、乳児を持つ保護者に正しい食生活を身につけていただくことを目的に実施しています。 【課題】講習会の周知、参加しやすい環境整備
訪問活動	助産師、保健師等により、訪問指導の必要があると判断される乳幼児及び保護者に対して訪問活動を実施しています。また、虐待予防や早期発見を目的に、健診未受診者の訪問活動も行っています。 【課題】訪問活動後のフォローモード
育児サポートセンター事業（親子教室）	保育士が児年齢・状況に応じ各クラスごとに保護者を含めた育儿支援を行っています。平成18年1月から3～4歳児クラスの定員を超過した場合など、必要に応じてクラスを増やすなどサービス提供に努めています。また心理相談員、保健師等との連携を図り、児・保護者の状況に合った育儿サービスを提供し、地域で安心して子育てができるよう支援に努めています。
保育教室	子育ての知識の啓発、子育ての孤立予防や虐待予防を目的として実施しています。転出入率の高い本市においては、子育ての孤立化を予防するこの事業は、子育ての知識の啓発や虐待予防上でも有効です。平成17年度は隔月に1クール4回コースで、地域の協力ボランティアも増えました。20年度からは、隔月1クール3回で実施となり、ボランティア団体は必要時依頼する形となっています。 【課題】参加者のニーズの把握と子育ての楽しさを盛り込んだ内容の実施
不妊治療対策	大阪府立女性総合センター（ドーンセンター）で実施している不妊に関する悩みの相談などの事業や、不妊治療にかかる経済的支援として実施している大阪府特定不妊治療費助成事業の啓発を行っています。
予防接種事業	予防接種が安心して受診できる体制整備を図っています。平成17年度からは北河内5市（門真市、守口市、大東市、四条畷市、寝屋川市）相互乗り入れの種類も日本脳炎を追加しています。

■妊産婦・乳幼児相談実施状況

事業名	単位	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
妊産婦・乳幼児相談	相談延人数(人)	187	234	283	235	215	156
赤ちゃんランド	延人數(人) 実数(組)				156 107	149 106	181 121

資料:健康増進課調べ。赤ちゃんランドは18年度からの新規事業

■妊婦(両親)教室実施状況

事業名	単位	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
かどママパパ 教室	参加延人数(人) うち父親延人数(人)	424 34	402 25	276 23	233 76	227 87	199 79

資料:健康増進課調べ。日曜日コースは平成18年度から実施

■乳幼児健康診査の受診状況

事業名	単位	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
4か月児健診	受診対象者数(人)	1,231	1,289	1,167	1,107	1,080	1,119
	受診者数(人)	1,126	1,169	1,077	1,015	996	1,007
	受診率(%)	91.5	90.7	92.3	91.7	92.3	90.0
1歳6か月児健診	受診対象者数(人)	1,338	1,284	1,238	1,137	1,130	1,080
	受診者数(人)	1,153	1,110	1,086	1,026	1,008	964
	受診率(%)	86.2	86.4	87.7	90.2	89.2	89.3
2歳6か月児 歯科健診	受診対象者数(人)			1,190	1,084	1,109	
	受診者数(人)			797	775	757	
	受診率(%)			67.0	71.5	68.3	
3歳6か月児健診	受診対象者数(人)	1,469	1,311	1,258	1,150	1,158	1,091
	受診者数(人)	1,030	957	928	873	869	795
	受診率(%)	70.1	73.0	73.8	75.9	75.0	72.3

資料:健康増進課調べ。2歳6か月児歯科健診は平成18年度からの新規事業

■育児サポートセンター事業(親子教室)実施状況

事業名	単位	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
育児サポートセンター (親子教室)	延人數(人) うち新規人)	157 87	146 89	185 107	208 107	200 103	201 133

資料:健康増進課調べ。

■その他保健事業実施状況

事業名	単位	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
離乳食講習会	開催回数(回)	10	10	10	10	10	10
	受講者数(人)	136	173	133	164	192	187
新生児訪問指導	延人數(人)	118	125	75	69	140	109
	実数(人)	77	80	53	44	95	83
乳児訪問指導	延人數(人)	43	92	99	89	93	48
	実数(人)	24	67	63	70	58	28
幼児訪問指導	延人數(人)	182	261	232	301	306	258
	実数(人)	112	158	173	205	167	149
妊婦訪問指導	延人數(人)	6	11	2	13	12	8
	実数(人)	5	6	2	4	9	6
産婦訪問指導	延人數(人)	147	61	58	16	172	127
	実数(人)	93	35	32	14	100	86
保育教室	延人數(人)	1,016	1,148	1,034	1,130	730	273
	実数(組)	128	135	127	129	109	90

資料:健康増進課調べ。平成20年度から教室の実施回数・内容の変更有り

② 食育の推進

事業名	事業内容／課題
地域における食に関する学習の機会の充実	食に関する母子保健事業・健康増進事業等の全ての事業において、食育の推進を心掛けて事業運営しています。 【課題】食事の大切さなどの理解を深めるため、関係機関や地域との連携による取り組み

③ 思春期保健対策の充実

事業名	事業内容／課題
地域における性に関する正しい知識の普及	関係機関等と連携を図り、性に関する正しい知識の普及に努めています。各小中学校において視聴覚教材の購入と貸出しや教職員の研修、年度によりテーマを決め、「命の大切さ」「性感染症」等の講習会実施などの支援をしています。
喫煙防止対策	保健所や地域の関係団体、もりぐち・かどま健康21実行委員会の方々と連携を図り「もりぐち・かどま健康21」を推進し、未成年の喫煙防止に努めています。学校園においては、総合的な学習の時間や各教科において喫煙防止教育を実施し、幼児・児童・生徒や保護者への啓発を進めるとともに、管理職も対象として喫煙防止研修会を実施し、教職員に向けて禁煙についての啓発活動を進めています。平成22年1月から、市立幼・小・中学校の敷地内禁煙(終日)を実施しています。
薬物乱用防止対策 (「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の啓発)	「ダメ。ゼッタイ。」普及運動のパンフレットの配布やポスターの掲示で、引き続き薬物乱用防止の啓発に努めています。小中学校においては、視聴覚教材を利用した授業や地域の人材・キャラバンカーの活用による薬物乱用防止教育に努めています。

④ 小児医療体制

事業名	事業内容／課題
小児医療体制	かかりつけ医を推進し、安心して受診できる体制の整備に努めています。休日診療、土曜日夜間診療を実施しています。平成19年7月より北河内夜間救急センターが、小児科に特化して対応しています。また小児救急医療体制の充実については、医師会や医療機関と連携を図り北河内二次医療圏において検討を重ねています。 【課題】体制の充実や小児科医師の確保・養成に関しては北河内7市として国・府に対し要望

■年齢別患者受診者数の推移（休日、土曜日夜間診療）

年齢	項目	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
0～4歳	休日診療(人)	1,072	907	1,025	847	901	822
	土曜日夜間(人)	314	321	298	274	256	242
5～14歳	休日診療(人)	501	523	481	555	477	482
	土曜日夜間(人)	146	152	157	177	134	174

資料：門真市保健福祉センター診療所

(3) 子どもの教育環境

① 次代の親の育成

事業名	事業内容／課題
中高生等の乳幼児 ふれあい体験の充実	中学校での職場体験学習において、希望する中学生について、幼稚園・保育所は、2～4日の体験学習を行っています。平成18年度からは3～4日となっています。

② 就労に対する意識啓発や職業体験の実施

事業名	事業内容／課題
地域就労支援事業	平成20年度は雇用・能力開発機構、JOBプラザOSAKAなど国・府や商工会議所、学校等と連携し、職場体験を実施しています。また、職業観及び勤労意識の醸成を図るなど、事業内容の充実に努めています。
キャリア教育 [*]	現在は、各中学校において、1年生ではいろいろな職業について学ぶ学習、2年生では複数日の職場体験学習、3年生では具体的な中学卒業後の進路選択に向けた学習等を軸にしたキャリア教育を実施しています。

③ 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

事業名	事業内容／課題
学校教育	児童生徒に確かな学力を育成することをめざし、各学校の自主的な授業研究の推進と特色ある教育課程の編成を支援することを目的として研究指定校の充実を図りました。平成18年からは教育特区の指定を受け、コミュニケーション能力の育成と言語活用能力の向上を進め、学び自ら考える力の育成を図りました。全国学力・学習状況調査結果分析を基に豊かな学びステップアッププランを作成し小中一貫教育等の学力向上重点施策を展開しました。
不登校児童・生徒対策	不登校等の問題については、各中学校においてスクールカウンセラーを配置し、相談体制を充実させています。また、平成18年度から、不登校対策学生フレンドの派遣や、適応指導教室の充実で不登校児童・生徒の再登校を支援しています。
子どもを対象とした文化活動	「チャレンジ講座」を平成18年度まで実施。「青少年の主張事業」も応募人数が年々増加傾向にあります。その他市立公民館や市立文化会館の「ふれあい体験交流」事業や図書館での「児童書展示会」「一日図書館員」等、また中学校との連携で「職業体験学習」を実施しています。
子どもを対象としたスポーツ振興事業	子どもマリンスポーツ教室は平成19年度に廃止し、親子ふれあい体操教室は、市民が独自のサークル活動を実施しているため、休止としました。
青少年の非行問題	月1回定期的に門真地区少年補導連絡会を開催し、中学校における非行等の諸問題を関係機関と連携しながら解決を図っています。

■小学校児童数の推移

年度	総数 (人)	門真	大和田	二島	四宮	北	古川橋	中央	南	浜町
平成15年度	7,582	624	449	518	755	369	417	193	199	281
平成16年度	7,687	632	465	556	776	360	416	206	189	282
平成17年度	7,806	631	497	603	786	385	393	186		268
平成18年度	7,860	656	492	625	780	400	383	189		264
平成19年度	7,623	621	500	613	788	390	366			
平成20年度	7,487	601	480	624	779	358	355			

年度	沖	上野口	速見	脇田	北巣本	水島	五月田	東	砂子	浜町 中央
平成15年度	545	409	622	714	290	257	340	600		
平成16年度	548	427	633	727	279	248	343	600		
平成17年度	568	419	643	780	300		354	585	408	
平成18年度	553	431	666	790	285		358	582	406	
平成19年度	551	402	653	786	274		343	525	374	437
平成20年度	535	402	652	737	280		346	532	380	426

資料:学校教育課調べ

■中学校生徒数の推移

年度	総数 (人)	第一	第二	第三	第四	第五	第六	第七
平成15年度	3,243	361	486	538	539	613	226	480
平成16年度	3,305	369	485	553	563	635	215	485
平成17年度	3,340	369	510	530	575	630	225	501
平成18年度	3,340	380	515	539	587	630	202	487
平成19年度	3,508	383	576	571	600	663	208	507
平成20年度	3,563	369	583	605	620	662	209	515

資料:学校教育課調べ

■不登校児童・生徒数の推移

項目	単位	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
小学校年間 30日以上	欠席者数(人)	19	23	16	20	13	15
	千分比(%)	2.5	3.0	2.1	2.5	1.7	2.0
中学校年間 30日以上	欠席者数(人)	133	133	136	137	136	125
	千分比(%)	41.0	40.2	40.7	41.0	38.8	35.1

資料:学校教育課調べ

■適応指導教室「かがやき」の開設状況

項目	区分	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
実利用者数	小学生(人)	0	0	0	0	0	0
	中学生(人)	9	13	12	15	15	18

資料:学校教育課調べ

■不登校対策学生フレンド事業の実施状況

項目	区分	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
実利用者数	小学生(人)	1	0	0	0	0	1
	中学生(人)	1	0	0	0	0	6

資料:学校教育課調べ。週1回、4時間程度、「かがやき」及び自宅への訪問指導により実施

■子ども対象の文化活動事業の実施状況

事業名	単位	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
チャレンジ講座	参加延人数(人)	30	30	25	22		
	うち小学生(人)	29	30	25	22		
青少年の主張事業	参加延人数(人)	2,289	2,310	3,077	3,226	3,401	2,657
	うち小学生(人)	1,469	1,434	1,738	1,405	1,587	1,199

資料:生涯学習課調べ

■市立公民館での子ども対象の文化活動事業の実施状況

事業名	単位	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
ファミリー鑑賞会	開催回数(回)	9	9	5	4	4	2
	参加延人数(人)	1,240	1,230	900	672	400	180
わんぱくランド	開催回数(回)	5	5	4	4	4	2
	参加延人数(人)	324	294	294	200	236	138
子どもフェスタ(クッキ ング・ビーズ教室等)	開催回数(回)	4	7	6	7	8	5
	参加延人数(人)	77	118	116	134	157	115

資料:市立公民館調べ

■市立文化会館での子ども対象の文化活動事業の実施状況

事業名	単位	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
子ども教室	参加延人数(人)	210	450	470	480	500	300
ふれあいまつり	参加延人数(人)	7,839	4,874	3,888	4,568	5,192	3,708

資料:文化会館調べ

■図書館での子ども対象の文化活動事業の実施状況

事業名	単位	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
児童書展示会	開催回数(回)	1	1	1	1	2	2
子ども読書の日 関係事業	参加延人数(人)	107	43	50	30	30	25
一日図書館員	参加延人数(人)	6	7	4	6	6	6
	うち小学生(人)	6	7	4	6	6	6
職業体験学習	参加延人数(人)	6	8	15	13	11	7
地域・家庭文庫 への団体貸出	団体数	10	7	9	7	8	10
おはなしのじかん	参加延人数(人)	837	879	1,165	1,346	1,491	1,434
夏休みなどの行事	参加延人数(人)	224	605	319	368	362	122

資料:図書館調べ

④ 家庭や地域の教育力の向上

事業名	事業内容／課題
家庭教育支援	市立文化会館、市立公民館等における家庭教育に関する学習機会や情報を提供していましたが、平成19年度以降は市立文化会館事業に集約しました。
子育てサークルの活動支援	平成11年度より、市立文化会館や市立公民館などでの子育てサークル活動支援を行っていましたが、平成19年度以降は市立文化会館での活動に集約しました。サークルの自主的な活動はそれぞれの施設で行っています。
子育てサポーターの養成	平成17年度においては、児童虐待 [※] の防止等を目的とした、子ども家庭サポーター（府事業）育成のため、養成講座案内の広報紙への掲載や社会福祉協議会、民生委員児童委員、保育園園長等を通じてのチラシ配布などを行いました。 【課題】子育てサポートできる人材の育成・活用
地域の教育力の向上	全中学校区に地域教育協議会が設置され、ふれあいフェスティバル・講演会の開催、校区一斉清掃活動、協議会ニュースの発行等に取り組みました。地域教育協議会の設置により、地域の諸活動を通じて豊かな人間関係づくりと地域の教育力の向上に一定の効果が見られました。20年度からこの地域の教育力を活用し、学校を支えることを通して、地域の教育力を再構築する学校支援地域本部事業を実施しました。 【課題】行政と各学校支援地域本部が連携し、その趣旨を十分に生かした活動の展開

■市立公民館での子育て支援事業の実施状況

事業名	単位	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
乳幼児家庭教育学級	開催回数(回)	10	5	3	3	3	/
	参加延人数(人)	125	40	36	21	27	/

資料：市立公民館調べ

■市立文化会館での子育て支援事業の実施状況

事業名	単位	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
家庭教育学級 (小学生保護者対象)	開催回数(回)	6	6	5	5	6	4
	参加延人数(人)	107	63	62	100	67	91
家庭教育学級 (乳幼児保護者対象)	開催回数(回)	6	6	5	6	6	5
	参加延人数(人)	99	98	115	153	304	115
家庭教育学級(思春期 の子どもをもつ保護者)	開催回数(回)	1	/	/	/	/	/
	参加延人数(人)	100	/	/	/	/	/
子育て支援交流事業	開催回数(回)	/	/	/	/	12	/
	参加延人数(人)	/	/	/	/	/	282

資料：市立文化会館調べ。子育て支援交流事業は20年度からの新規事業

■図書館での子育て支援事業の実施状況

事業名	単位	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
児童書(絵本等)の読み聞かせ講座	参加延人数(人)	215	169	150	375	641	504
1歳半健診読み聞かせ	参加延人数(人)	1,153	1,110	1,086	1,026	1,008	964

資料：図書館調べ。児童書の読み聞かせは平成18年度以降、幼稚園での出前講座

■子育てサークル活動の現状（平成20年度）

主催	単位	平成20年度
市立公民館	登録団体数(件)	14
	登録者数(人)	434
市立文化会館	登録団体数(件)	4
	登録者数(人)	127

⑤ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

事業名	事業内容／課題
大阪府青少年健全育成条例の普及啓発	大阪府青少年健全育成条例の一部が改正され、平成18年2月1日から施行。主な改正の要点は「夜間外出への対応」「青少年を取り巻く社会環境の整備」「インターネット上の有害情報への対応」「社会全体での取り組み促進」です。講師を依頼しての研修会を実施した校区もあります。

(4) 子育てを支援する生活環境

① 良質な住宅の確保

事業名	事業内容／課題
ファミリー向け賃貸住宅の供給促進	木造市営住宅の集約建替事業は、平成16年度の本町住宅建替事業で完了。平成20年度から耐震診断の結果に基づき新橋住宅の耐震確保に向けた調査を実施します。また府営住宅の整備についても、「新婚・子育て向け」住戸も確保するよう要望しています。

② 良質な居住環境の確保

事業名	事業内容／課題
公営賃貸住宅などと子育て支援施設の一体的な整備等	府営門真住宅の建て替えが計画されていることから、平成18年度より本市の行政課題の解決に向けた要望活動を大阪府に対し行っています。なかでも、施設の老朽化対策とあわせ、コミュニティバランスに配慮した世帯構成となるよう建て替え区域内への子育て支援施設の整備等も視野に入れ、今後も引き続き実現に向けて協議を進めます。

③ 安全な道路交通環境の整備

事業名	事業内容／課題
道路交通環境の改善	各年度事業として道路交通環境の改善として、道路反射鏡、道路照明灯、交差点鉢、反射鏡、歩道段差改良、舗装新設、歩道新設改良を施工しています。

④ 安心して外出できる環境の整備

事業名	事業内容／課題
公共施設等における子育てバリアフリーの推進	既存の市有建築物について、「門真市市有建築物等整備改善計画」に基づき、バリアフリー化等施設の改善を推進しています。平成19年度に門真市交通バリアフリー基本構想に基づき京阪古川橋駅舎バリアフリー対応済み。また京阪西三荘駅舎についても、平成21年度にバリアフリー化を実施しました。

⑤ 安全・安心のまちづくりの推進

事業名	事業内容／課題
子どもの遊び場	安全点検（遊具点検及び清掃）については、平成17年12月より改善を行い1か月に1回のペースで安全点検を行っています。また、故障等を発見すると、すぐに改善しています。清掃については、地域住民（愛護会）のみなさんにも協力をいただき、清掃活動を行っています。

(5) 家庭生活と職業生活の両立

① 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等

事業名	事業内容／課題
各種講座の実施	男女共同参画研究講座等の市民向けの啓発講座や企業人権推進連絡会の企業向けの研修等の様々なところで、ワーク・ライフ・バランスの推進を図る講座を実施しています。また、講座開催時には一時保育を実施しており、多くの人が参加しやすいような講座の実施に努めています。

② 仕事と子育ての両立の推進

事業名	事業内容／課題
男女共同参画社会の推進	平成17年度に「門真市男女共同参画推進条例」を施行したことから、事業主への啓発活動の一環として、商工会議所に条例のパンフレットや啓発事業のチラシなどを配置しました。 【課題】企業の行動計画づくりの推進

(6) 子ども等の安全の確保

① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

事業名	事業内容／課題
交通安全教育事業	平成17年度には門真警察署と共に12校（園）において交通安全教室を実施。各種パンフレットを学校（園）に送付。平成18年度からは門真警察署と共に子ども自転車免許交付講習会を開始。平成20年度は門真警察署と共に公立保育所7園、小学校8校で歩行による交通安全教室を実施し、小学校9校で自転車免許交付講習会を実施しました。また、道路交通法改正に伴う自転車の安全な乗り方について、中学校において交通安全教育を実施しました。

② 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

事業名	事業内容／課題
地域ぐるみの学校安全部体制整備推進事業	登下校時の通学路の子どもの安全確保を目的に、地域住民・団体等の参加によるキッズサポーターが各小学校区で結成され活動されています。キッズサポーターの登録数は平成18年度は1,500名、平成19年度は1,700名、平成20年度は1,800名を超え、各校区それぞれ特色ある見守り活動を行っています。また、18年度から府の事業として、門真市に「スクールガードリーダー」が配置され、より効果的な活動を展開しています。 【課題】行政と学校がより一層連携し、多くの市民ボランティアの参加促進
その他の活動	<ul style="list-style-type: none">● 校長会・教頭会等において、定期的に校内の施設設備、遊具等の点検の指示を行っています。危機管理マニュアルを全校園作成。● 年度当初の職員会議において、全教職員でマニュアル等の確認を行っています。また、防犯訓練を行い見直しをしながら、改善に取り組んでいます。● 6月に門真市教育委員会主催の安全教育の研修を全小中学校より1、2名参加により実施し、その後、各校においても門真警察署と連携をとりながら、防犯訓練を実施しています。● 市内における、不審者情報をセーフティネットワークに情報提供しています。● PTAが作成した「地域安全対策マップ」を下校時に、児童会活動等において、安全指導に活用しています。また、大阪府の地域安全マップの活用を図っています。

③ 被害に遭った子どもの保護の推進

事業名	事業内容／課題
児童家庭相談事業	児童虐待や犯罪、いじめ等により被害を受けた子どもの立ち直りを支援するため、児童の安全の確認・確保に努めるとともに、保護者への助言等、関係機関と連携したきめ細かな支援を行っています。 【課題】各関係機関との連携による適切な対応

(7) 援助が必要な家庭への支援

① 児童虐待防止対策の充実

事業名	事業内容／課題
関係機関との連携による児童虐待防止	平成18年2月より、「要保護児童連絡調整会議」を児童福祉法の改正にあわせ「要保護児童対策地域協議会」に移行し、複数の機関がより密に連携し、役割分担をしながら地域における児童虐待防止の体制強化に努めています。
	ドメスティック・バイオレンスに関する相談件数は、多く報告されており、個々の事案に対してはドメスティック・バイオレンスの特殊性・内容説明などから啓発活動の一端を担っているものと考えています。児童の目前でのDVなどによる間接的な被害も心理的な虐待として定義が拡大されたことにより、要保護児童連絡調整会議は、この被害についても適正な対応に努めています。また、児童の目の前でのドメスティック・バイオレンスは、児童への悪影響を及ぼすものであり、その根絶に向けて男女共同参画研究講座等の啓発活動に努めています。さらに的確な対応が求められているという観点から、職員に対する研修も実施しています。
	学校においては、不登校、長期欠席者について家庭訪問を行い、児童・生徒の日々の表情、体調を注意深く観察し、疑われるケースについては、関係機関に通告し、それらにいたらない場合も関係機関と連携し、未然防止に努めています。
	乳幼児健診の場で、虐待の早期発見、虐待予防する支援事業が求められており、各専門職の連携を図り取り組んでいます。また4か月児健診等の未受診者への家庭訪問をはじめ訪問指導の必要な家庭に対する訪問活動も実施し、実態の把握に努め、虐待予防事業の一環としての育児支援に取り組んでいます。
	虐待と見られる事例があった際には大阪府中央子ども家庭センター等の関係機関との連携により、適確な対応に努めています。その際、児童の安全の確認・確保に努めるとともに、保護者への心のケアを行っていくこと等で対応しています。

■要保護児童連絡調整会議主催の研修・講習会の実施状況

事業名	単位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
研修・講習会	開催回数(回)	1	0	4	6	5	7
	参加延人数(人)	100	0	150	140	270	310

資料：子育て支援課調べ。

② ひとり親家庭等の自立支援の推進

事業名	事業内容／課題
各種相談の充実	母子自立支援員による相談事業を実施しています。
就労支援の充実	地域就労支援センター等の活用及び就労に資するためのヘルパー2級講習会をはじめとする講習会・セミナーの実施、ひとり親家庭の母の雇用を促進するための啓発などに努めています。
経済的支援の実施	離婚等により、父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的に児童扶養手当を支給しています。また、ひとり親家庭に対し、医療費の一部を助成することにより、生活の安定と児童の健全な育成を図ることを目的に、ひとり親家庭医療費の助成制度を実施しています。

■ひとり親家庭等の経済的支援の実施状況

事業名	単位	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
児童扶養手当支給事業	受給者数(人)	1,756	1,823	1,881	1,830	1,903	1,890
母子家庭医療助成事業	受診件数(件)	27,943	28,873	33,575	35,065	35,856	35,268
母子寡婦福祉金貸付	利用者数(人)	4	9	8	6	3	7
母子生活支援施設入所事業	利用者数(人)	4	6	6	4	3	3

資料:福祉助成課、子育て支援課調べ。

③ 障がい児施策の充実

事業名	事業内容／課題
各種相談の充実	電話、面接とも相談を受けるとともに、専門職の配置により、子ども及びその家族等の、幅広い相談にも対応しています。
在宅サービスの充実	平成17年度にくすのき・さつき園出発のバス時間を早めることにより、園での療育時間の延長を図ってきました。18年度には、引き続きバス乗車時間の短縮により療育時間の確保に努め、今まで以上の専門職の配置、給食内容の充実を図っています。バス乗車時間の短縮につき、送迎バス（3台）の時間が平均化するよう園児の増加時に乗降場所・順路等の検討を引き続き実施しています。また、保護者の病気や出産時でも通園保障ができるよう、移動支援事業の活用や冠婚葬祭等には、平成21年度より市内事業所にて、日中一時支援事業による日帰り短期入所を実施しています。支援費サービスについては、障害者自立支援法改正により、障がい福祉サービスとして継続実施に努めています。
経済的支援の充実	特別支援教育就学奨励費支給規則により、門真市教育委員会が小学校及び中学校の支援学級への就学の特殊事情に鑑み、その就学に係る保護者の経済的負担を軽減し、もって支援教育の振興を図るために経済的負担能力に応じて特別支援教育就学奨励費を支給しています。
保育・教育支援体制の整備	支援学級では、支援学級在籍児童・生徒の教育の保障、安全等を確保するため介助員を8名配置しています。障がいのある児童・生徒の人権を尊重し、自立と社会参加実現をめざして一人ひとりの可能性を伸ばしていくため、支援学級の整備・充実を図るとともに、教職員の専門的知識や指導技術の向上及び指導方法の工夫改善に努めています。各小・中学校に校内委員会を設置しました。校内委員会の中心的な立場となる支援教育コーディネーターの育成研修を実施。障がいのある児童・生徒等に対する正しい理解と認識を深め、共に生きる好ましい人間関係の育成に努めています。幼稚園では幼児の障がいの程度に応じ教員の加配を行っています。また、放課後児童クラブでは、障がいの程度に応じ指導員の加配を行い、児童の受け入れをしています。

■障がいのある児童の利用状況

	単位	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
くすのき園	通園児数(人)	11	18	18	12	16	20
さつき園	通園児数(人)	37	34	31	30	28	31

資料:くすのき園、さつき園調べ。

④ その他

事業名	事業内容／課題
その他	経済的事由で、進学も断念せざるをえない生徒が出ないよう奨学金給付事業を実施しています。

(8) 地域で支える子育て支援

① 地域における子育て支援ネットワークづくり

事業名	事業内容／課題
ファミリー・サポート・センター事業（再掲）	地域において育児の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児について助け合う会員組織です。現在、本市では1か所開設しており、地域における育児の助け合い活動を行っています。 【課題】提供会員増と事業の充実
地域子育て支援センター（再掲）	在宅している乳幼児や親子を対象に、子ども同士のふれあいや、遊び場を提供したり、子育てに関する心配事の相談等に対応しています。市では、センター1か所と公立保育所3か所を拠点に事業を実施しています。 【課題】事業啓発及び相談業務の充実や孤立家庭への支援
つどいの広場事業（再掲）	子育て中の親等が気軽に集まる屋内広場を開設し、うちとけた雰囲気の中でお互いに交流することで、精神的な安心感をもたらし、育児不安を解消する機会等を提供する事業で、平成19年5月に開設しました。 【課題】保育所や幼稚園、関係機関等との連携による子育て支援情報の提供の充実
地域の教育力の向上（再掲）	全中学校区に地域教育協議会が設置され、ふれあいフェスティバル・講演会の開催、校区一斉清掃活動、協議会ニュースの発行等に取り組みました。地域教育協議会の設置により、地域の諸活動を通じて豊かな人間関係づくりと地域の教育力の向上に一定の効果が見られました。20年度からこの地域の教育力を活用し、学校を支えることを通して、地域の教育力を再構築する学校支援地域本部事業を実施しました。 【課題】行政と各学校支援地域本部が連携し、その趣旨を十分に生かした活動の展開

② 地域高齢者との世代間交流の推進

事業名	事業内容／課題
高齢者との世代間交流による子育て支援	校区福祉委員会による世代間交流や子育てサロン等の小地域ネットワーク活動を通じて、親子同士の交流をはじめ地域の高齢者等との交流により、子育て支援に努めました。

■小地域ネットワーク活動の実施状況

事業名	単位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
世代間交流	実施か所数		15	20	28	55	48
子育て支援（サロン）活動	実施か所数		5	9	9	16	16

資料：社会福祉協議会調べ。



第3章

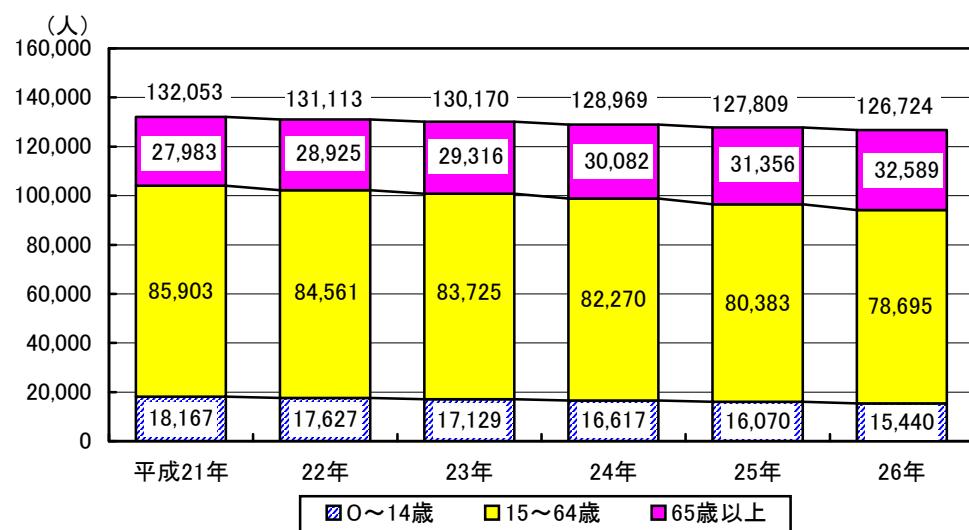
行動計画

1 将来人口推計

後期行動計画の計画終了期間である平成26年度までの人口推計については、平成17年から平成21年までの各年4月1日現在の住民基本台帳人口及び外国人登録人口からコホート変化率法^{*}を用いて算出しました。

総人口は、平成21年の132,053人が平成26年には126,724人に減少すると推計され、その総人口及び年齢3区分別人口の推移は次のとおりです。

■将来人口推計



注) 平成21年は実績

また、児童人口（0～17歳人口）は、平成21年では21,844人となっていますが、平成26年には19,388人と推計されます。就学前児童人口、小学校児童人口、中学生以上人口の推計は次の通りです。

■児童人口の将来推計

区分	年齢	平成21年 (現状)		平成22年		平成23年		平成24年		平成25年		平成26年	
		児童人口(人)	児童人口(人)	児童人口(人)	児童人口(人)	児童人口(人)	児童人口(人)	児童人口(人)	児童人口(人)	児童人口(人)	児童人口(人)	児童人口(人)	児童人口(人)
就学前児童人口	0歳	1,051		978		945		913		886		860	
	1歳	1,084		1,056		982		949		917		890	
	2歳	1,069		1,051		1,023		952		920		889	
	3歳	1,119		1,054		1,036		1,009		939		907	
	4歳	1,101		1,099		1,035		1,017		990		921	
	5歳	1,146		1,095		1,093		1,029		1,011		985	
小計		6,570(5.0%)		6,333(4.8%)		6,114(4.7%)		5,869(4.6%)		5,663(4.4%)		5,452(4.3%)	

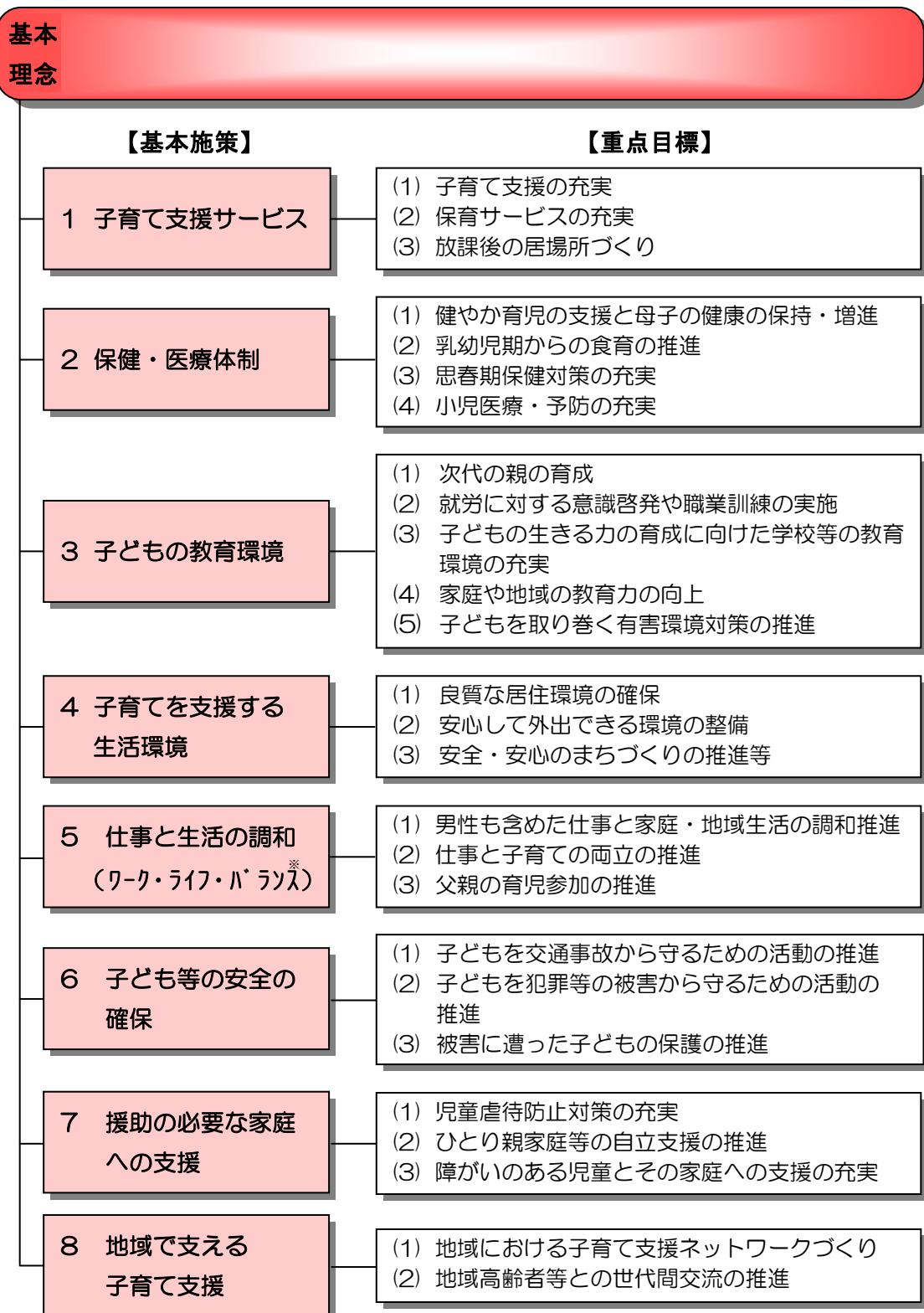
区分	年齢	平成21年 (現状)	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
		児童人口(人)	児童人口(人)	児童人口(人)	児童人口(人)	児童人口(人)	児童人口(人)
小学校児童人口	6歳	1,170	1,116	1,066	1,064	1,001	983
	7歳	1,192	1,166	1,112	1,062	1,060	997
	8歳	1,218	1,185	1,159	1,105	1,055	1,053
	9歳	1,348	1,211	1,178	1,152	1,098	1,048
	10歳	1,379	1,340	1,204	1,171	1,146	1,092
	11歳	1,315	1,375	1,336	1,201	1,168	1,143
	小計	7,622(5.8%)	7,393(5.6%)	7,055(5.4%)	6,755(5.2%)	6,528(5.1%)	6,316(5.0%)
中学生以上人口	12歳	1,297	1,309	1,369	1,330	1,195	1,162
	13歳	1,305	1,292	1,304	1,364	1,325	1,190
	14歳	1,373	1,300	1,287	1,299	1,359	1,320
	15歳	1,223	1,371	1,298	1,285	1,297	1,357
	16歳	1,236	1,228	1,377	1,304	1,291	1,303
	17歳	1,218	1,233	1,225	1,374	1,301	1,288
	小計	7,652(5.8%)	7,733(5.9%)	7,860(6.0%)	7,956(6.2%)	7,768(6.1%)	7,620(6.0%)
児童総数	21,844(16.5%)	21,459(16.4%)	21,029(16.2%)	20,580(16.0%)	19,959(15.6%)	19,388(15.3%)	
総人口	132,053	131,113	130,170	128,969	127,809	126,724	

注)表中の(%)は総人口に占める割合



2 計画の施策体系

この計画の基本理念である「子どもがいつまでも住み続け、自らも子育てをしたいと思える元気なまちをめざして」の実現に向けて、施策体系を次のように設定します。

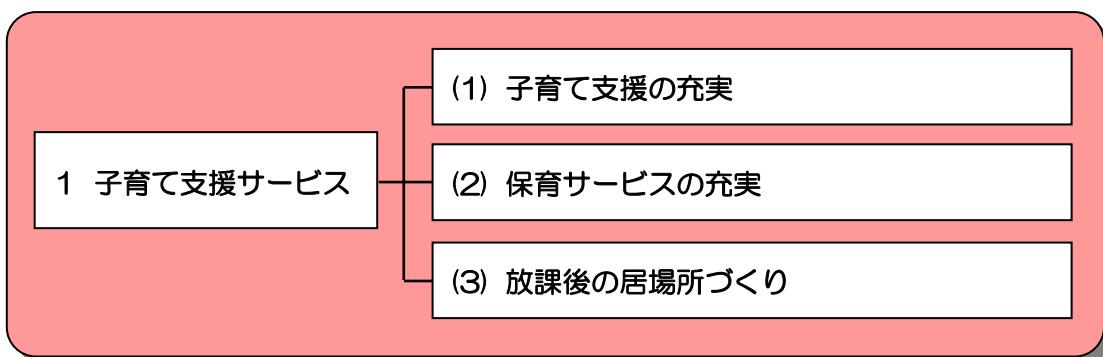


3 具体的な取り組み

基本施策1 子育て支援サービス

少子高齢化や核家族化、都市化の進行の中で、在宅子育て家庭の親子や保護者同士の交流の機会、子育てに関する相談などの子育て支援に対する需要はますます高まっています。また、母親の潜在的な就労意向は高く、保育サービスに対する需要も高いものがあります。今後、児童数の推移やサービス利用に対する意向を見極めながら、市民が利用しやすいサービスの充実に努めます。

【重点目標】



(1) 子育て支援の充実

子育て家庭の親子や保護者同士が気軽に交流したり、身近な地域で子育ての相談ができる体制の充実に努めるとともに、子どもの養育等経済的負担の軽減を図ります。

【施策・事業】

施策・事業	取り組み内容
①乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	原則として、生後4か月を迎えるまでのすべての乳児のいる家庭を訪問し、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報や適切なサービス提供を行うことにより、子育ての孤立化を防ぐとともに、家庭が抱える様々な問題などを早期に発見し、柔軟な対応ができるよう検討します。
②ファミリー・サポート・センター事業	地域密着型の子育て支援事業として、依頼会員、協力会員、両方会員の増加を図り、保育所や幼稚園、放課後児童クラブへの送迎や保護者の求職活動中の支援、ひとり親家庭に対する支援など、多様なニーズへの対応の充実に努めます。

施策・事業	取り組み内容
③地域子育て支援センター事業	親子が気軽につどい、仲間づくりを行うとともに子育てについて相談できる地域の拠点として、地域子育て支援センターを1か所開設しています。今後も引き続き地域の子育て家庭を支援する活動を進めます。また、市の単独事業として、公立保育所3か所においても同様な事業を進めます。
④つどいの広場事業	平成19年5月、門真市民プラザに開設した「なかよし広場」において、今後も子育て中の親等が気軽に集い、育児不安を解消するとともに、子どもの遊具や絵本などが配された「場」の提供だけでなく、豊かな子育てをめざして人々が支え合う仕組みを地域の中に作り出せるよう継続的な活動を支援していきます。
⑤子育ち・子育て支援機能の充実	地域の気軽な子育て相談や、遊びを通した親子のふれあい、子育て中の保護者同士の交流、世代間交流など、子どもの育ちや子育て支援を行う場として、保育所や幼稚園、市立文化会館、集会所等地域の施設を利用した活動の促進を図ります。
⑥幼稚園の地域における児童教育センター的機能の充実	幼稚園において、今後も教育相談をはじめ未就園児親子登園、地域園庭開放、保護者教育健康指導等の子育て支援事業の充実を図ります。また、地域の児童教育センター的機能として、時間外教育や子育てのための相談、情報発信等を実施できるよう、公立幼稚園の再構築に努めます。
⑦幼稚園・保育所の連携	門真市における子育て支援のあり方を検討し、より良いものにしていくとともに、幼稚園・保育所の連携強化を図りながら、両者の子育て支援の内容について整合性を持たせるよう努めます。
⑧乳幼児医療費助成事業	乳幼児の健全育成及び児童福祉の向上を図るため、医療費の一部を引き続き助成し、充実に努めます。
⑨子ども手当支給事業	次代の社会を担う子ども1人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に対し、子ども手当の支給を行います。(なお、児童手当分は一括して子ども手当として支給を行います。)
⑩私立幼稚園児保護者補助金交付事業	市内私立幼稚園児(4歳児・5歳児)の保護者に対し、補助金の交付に努めます。
⑪私立幼稚園就園奨励費補助金交付事業	今後も継続して私立幼稚園の設置者に対して補助金の交付を行い、幼稚園教育の普及と就園の奨励に努めます。
⑫就学援助事業、奨学金支援事業	経済的理由により就学することが困難な児童・生徒の家庭に対して就学援助費を継続して支給します。
⑬保育所保育料多子減免事業	同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障がい児通園施設、難聴児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障がい児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用している場合、2人目の児童が半額に、3人目以降の児童が無料になるように保育所保育料を減免します。

(2) 保育サービスの充実

保護者の就労意向や多様な就労形態に対応できるよう、保育サービスの充実と質の確保に努めます。

【施策・事業】

施策・事業	取り組み内容
①通常保育事業	保育対象児童の減少予測や保護者の就労意向の高まりなどを十分に考慮しつつ、認可保育所における定員などを見直し、保育の充実を図ります。
②延長保育事業	保護者の就労形態の多様化、保護者の通勤時間の増加等により、11時間以上の保育が必要となる児童に対応するため、今後も引き続きすべての保育所で延長保育を実施します。
③休日保育事業	保護者の仕事などの都合で日曜や祝日等に保育を必要とする児童に対応するため、引き続き民間保育所2か所で実施します。
④一時預かり事業	保護者の傷病等により、家庭において一時的に保育を受けることが困難となった児童に対応するため、現在の民間保育所5か所から8か所での実施をめざします。なお、前期計画の特定保育事業については、一時預かり事業に集約します。
⑤病児・病後児保育事業 (病後児対応型)	保護者の子育てと就労の両立を支援するため、医療機関との連携を図りつつ、病気回復期にある児童の一時預かりについて1か所での実施をめざします。また、病児保育についても今後引き続き調整等検討を進めます。
⑥幼稚園での保育サービス	私立幼稚園では、幼稚園の通常の教育(保育)とは別に、同じ幼稚園の中で、事情により保育に欠ける在園児を幼稚園教育の時間の前後や幼稚園の夏休みなどの長期休業期に保育する預かり保育や、未就園の子どもを対象として、一時保育サービスを実施しています。今後は、公立幼稚園においても、時間外教育の導入を進めます。

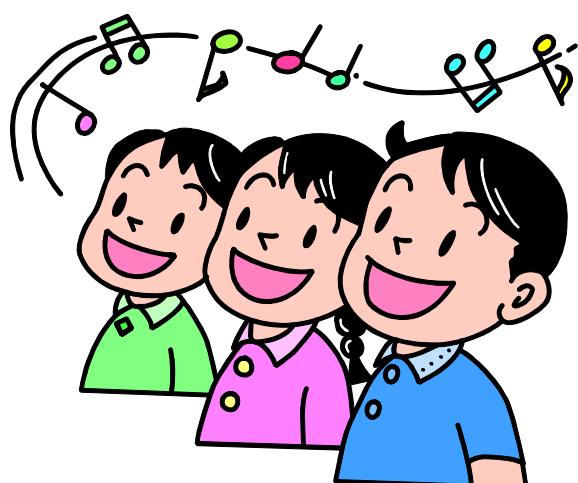


(3) 放課後の居場所づくり

児童が放課後を安全に健やかに過ごせるよう、放課後児童クラブをはじめ地域での居場所づくりを進めます。

【施策・事業】

施策・事業	取り組み内容
①放課後児童クラブ	留守家庭児童会とふれあい活動から放課後児童クラブへと移行を進め条件の統一を行ってきたところですが、今後、児童に対し適切な遊びと生活の場を与えるとともに、異なる学年による児童の集団活動を推進し児童の健全育成を図るとともに、学校適正配置事業などを見据えながら、ニーズにあった事業展開を検討していきます。
②放課後子ども教室	小学校児童を対象に健全育成を図ることを目的として、放課後等において「放課後子ども教室」及び「まなび舎kids」を開設しています。今後、利用ニーズに対応していくよう取り組みます。
③かどま土曜自学自習室 サタスタ事業	小学4・5年生、中学2年生を対象に、市独自の取り組みとして、土曜日の午前に全小・中学校で開設し、児童・生徒の学習習慣の確立に努めます。



●目標事業量

国への報告事項となっている保育サービス等の目標事業量を次のように設定します。今後、児童の出生や転出入等の人口動向を踏まえ、小学校の統廃合など社会情勢の変化や保育ニーズを見極めながら目標の達成、あるいは変更について検討をします。

■後期行動計画における保育サービス等の目標事業量

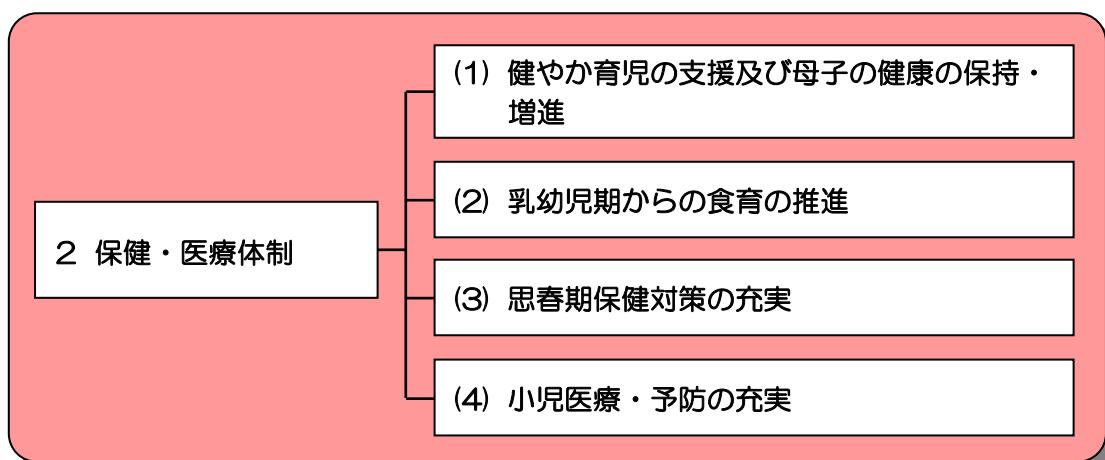
事業名	現 状 (平成22年3月)	目標事業量 (平成26年度)
通常保育事業(人)	3歳未満	760人
	3歳以上	
延長保育事業(か所)	16か所	16か所
夜間保育事業(か所)	0か所	0か所
休日保育事業(か所、人)	2か所(12人)	2か所(24人)
一時預かり事業(か所、日数)	5か所	8か所(12,480日)
特定保育事業(か所)	0か所	0か所
病児・病後児保育事業(か所、日数)	病児保育	0か所
	病後児保育	1か所(520日)
トワイライトステイ事業(か所)	0か所	0か所
ショートステイ事業(か所)	0か所	0か所
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)(か所、人)	15か所(1,200人、 30クラブ)	15か所(1,200人、 30クラブ)
ファミリー・サポート・センター事業(か所)	1か所	1か所
地域子育て支援拠点事業(センター型、ひろば型、児童館型)(か所)	センター型	1か所
	ひろば型	1か所
	市単独(保育所)	3か所

基本施策2 保健・医療体制

少子高齢化や核家族化、近所づきあいの希薄化などの進行と、フルタイム就労者、特に男性の長時間労働等により、家庭や地域の子育て機能の低下が進んでいる一方、子育ての不安や悩みを抱えた保護者が増加しています。また、若年出産の一方で晩婚化や晩産化による高齢出産など、妊娠を取り巻く状況の変化や、個食化や欠食児童の増加など、子どもの生活習慣の獲得への課題も増大しています。

今後は、子育ての悩みや不安を少しでも軽減できるよう相談等支援の充実を図るとともに、母と子の心と身体の健康の保持・増進を図ります。また、医療機関や保育所、幼稚園、学校、地域団体等との連携を深め、子どもが心身ともに健やかに育つ体制や環境づくりを進めます。

【重点目標】



(1) 健やか育児の支援及び母子の健康の保持・増進

子育てが楽しくゆとりを持って行えるよう、子育ての楽しさや喜びをPRするとともに、母親や子どもの心身の健康の保持・増進を図り、また、子育ての不安を解消できるよう、各種健康診査や相談体制の充実に努めます。

【施策・事業】

施策・事業	取り組み内容
①妊婦一般健康診査	飛び込み出産の防止や妊娠高血圧症候群や貧血の早期発見など、妊婦の健康の保持・増進を図るため、平成21年度から公費負担による妊婦健康診査を3回から14回に増やしましたが、今後、その周知と受診の促進を図ります。

施策・事業	取り組み内容
②妊娠婦・乳幼児相談事業	妊娠に対しては貧血や妊娠高血圧症候群等の予防や健康管理、産婦に対しては母乳相談や出産後の体調、乳幼児に対しては発育状況に関する育児面、栄養面（乳児期は特に離乳食）等の相談を実施します。相談しやすい場の雰囲気や、母親の孤立を避けるために、仲間づくりのしやすい環境づくりの構築にも努めます。
③赤ちゃんランド	4か月末満の乳児を持つ母親を対象に、育児の悩み相談やリフレッシュも兼ねて育児相談や母乳相談等の個別相談等を、引き続き月1回実施します。
④かどまママパパ教室 (妊娠（両親）教室)	妊娠、出産、育児についての知識を深めてもらうため、また妊娠同士の仲間づくりや交流の場として、引き続き月1回実施します。また、父親にも育児の知識を高めていただくため、日曜日の開催を実施し、より一層父親の育児参加を促します。
⑤乳幼児健診	乳幼児の健康の保持・増進を図るため健康診査を実施します。成長・発達の節目となる時期である4か月児・1歳6か月児・2歳6か月児（歯科）・3歳6か月児に健康診査を、各健診等で経過観察が必要な児に発達等の相談も含め経過観察健診を実施します。また、乳児期には、医療機関で受診ができるよう、乳児一般健診・後期健診の受診券を交付します。健診の場面では、母親の育児不安などにも対応できるように話しやすい環境にも努めます。
⑥離乳食講習会	乳幼児を持つ保護者に正しい食生活を身につけていただくとともに、食育を推進するため、離乳食の作り方がわからない母親に対して離乳食の調理、実演、試食を行い、具体的な内容の講習会を開催していきます。
⑦訪問活動	訪問指導の必要があると判断される乳幼児及び保護者に対して、保護者からの希望や関係機関等からの情報提供により、保健師・助産師等が訪問活動による相談・指導を行います。
⑧育児サポートセンター事業（親子教室）	何らかの発育等のつまずきや弱さを持つ乳幼児や保護者を対象に、育児についての相談や設定課題を実施する中で、児童の発育・成長を促していきます。また、食育への取り組みやむし歯予防等、育児についての知識の習得や学習機会の提供を図ります。
⑨保育教室	地域でのつながりが希薄になりつつある中で、母親のリフレッシュや育児不安を緩和し孤立化の防止と虐待の予防などを目的に、母親同士の交流やふれあい遊び、むし歯予防、離乳食の個別相談等の機会の提供を行います。
⑩不妊治療対策	大阪府立女性総合センター（ドーンセンター）で実施している不妊に関する悩みの相談などの事業や、不妊治療にかかる経済的支援として実施している大阪府特定不妊治療費助成事業の啓発を引き続き行います。
⑪予防接種事業	北河内5市（門真市、守口市、大東市、四条畷市、寝屋川市）による予防接種の相互乗り入れの種類の増加等、より予防接種が受けやすい環境づくりの整備に努めます。

(2) 乳幼児期からの食育の推進

生涯を通した健康づくりの基礎となる乳幼児期に適切な食習慣の確立や食を通じた豊かな人間性の構築や家族の関係づくりなどを深めるため、食生活の重要性についての啓発をはじめ総合的な食育の推進を図ります。

【施策・事業】

施策・事業	取り組み内容
①食育の啓発	広報や健診の機会を利用して市民に対する食育の啓発を行うとともに、学校等と連携し、生活習慣病の予防等正しい食事のとり方などの啓発に努めます。
②地域における食に関する学習機会の充実	関係各機関との連携により、正しい食事のとり方や、望ましい食習慣の定着、食を通じた交流などについて正しい知識の普及を図ります。

(3) 思春期保健対策の充実

心身の発達がアンバランスで不安定な思春期に、男女の性の違いや互いの人権を尊重する意識を高めるとともに、酒やタバコ、薬物についての正しい知識の普及など、家庭や学校等関係機関と連携し思春期の保健対策の充実を図ります。

【施策・事業】

施策・事業	取り組み内容
①性に関する正しい知識の普及	医療機関及び保健機関、学校、家庭、地域の連携により、性に関する教育と生命の誕生や尊厳に対する意識を高められるよう、健康教育を推進します。
②喫煙・飲酒防止対策	医師会、保健所等の関係機関や学校、家庭、地域の連携により、未成年者の喫煙や飲酒防止に努めます。また、学校・園において、平成22年1月1日から敷地内禁煙を実施しています。
③薬物乱用防止対策（「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の啓発）	「ダメ。ゼッタイ。」普及運動のパンフレットの配布やポスターを掲示し啓発に努めるとともに、医師会、保健所等の関係機関や学校、家庭、地域の連携により、薬物乱用防止対策に努めます。

(4) 小児医療・予防の充実

体調が変化しやすい子どもの健康の保持・増進を図るために、かかりつけ医を持つことの啓発を進めるとともに、広域での他市との連携のもとに小児救急診療体制の充実に努めます。

【施策・事業】

施策・事業	取り組み内容
①小児医療・救急体制の充実	北河内各市、大阪府、医師会をはじめ関係機関との連携のもとに、かかりつけ医を持つことの啓発を進めるとともに、門真市保健福祉センター診療所並びに北河内夜間救急センターの体制整備の充実等に努め、北河内地域における小児救急医療体制の充実に努めます。

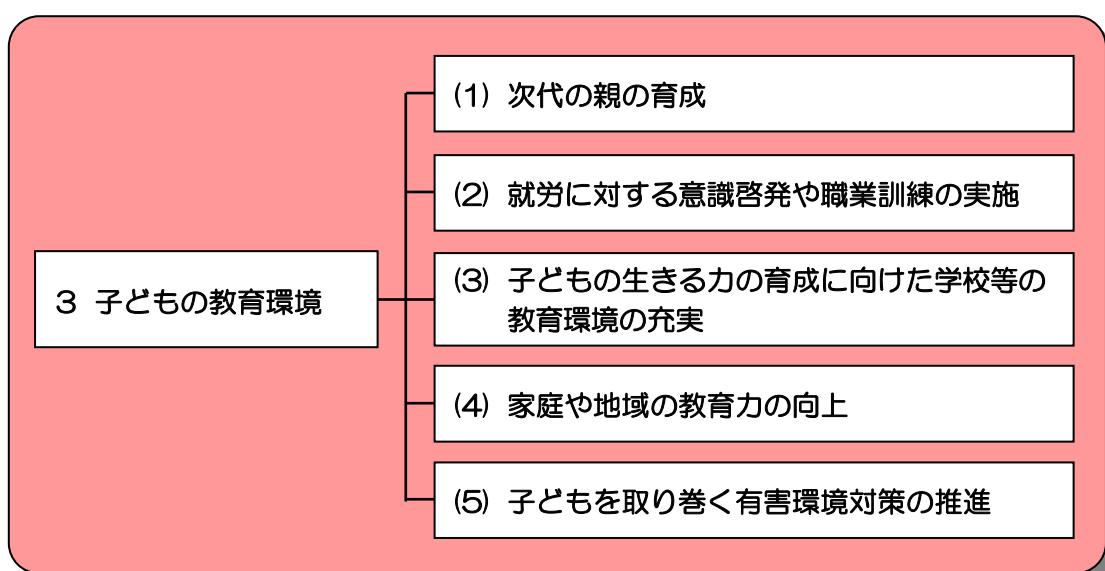


基本施策3 子どもの教育環境

少子高齢化や経済の低成長、環境問題、国際化、情報化等社会が大きく変化する中で、子どもたちが次代を担うおとなとして豊かな人間性や社会性、創造力を身につけ、心身ともにたくましく育つように、また、ふるさと門真に愛着を持ち住み続け、人と人との温かなふれあいの中で住みやすい門真を築いていけるよう、学校と家庭、地域が連携し、子どもの育ちや子育てを支援し見守る体制づくりを進めます。

さらに、少年犯罪の低年齢化や非行防止のため、関係機関をはじめ学校と家庭、地域が連携をとりながら有害環境対策を進めます。

【重点目標】



(1) 次代の親の育成

少子高齢化や核家族化の進行の中で、地域で乳幼児にふれあう機会や異年齢の子ども同士の交流が少なくなっています。次代の親となる子どもたちが、子育ての意義や家庭の大切さ、生命の尊さなどを理解できるよう、中高生と乳幼児がふれあう機会などの充実に努めます。

【施策・事業】

施策・事業	取り組み内容
①福祉関係施設での体験的学習の推進	子どもたちが生命の大切さを学んだり思いやりの心を育めるよう、福祉施設等における体験学習やボランティアの機会の充実を図ります。

施策・事業	取り組み内容
②中高生の職場体験学習	次代の親となる中高生が子育ての意義や家庭の大切さを理解できるよう、保育所や幼稚園で職場体験学習の一環として乳幼児とふれあう機会の充実を図ります。

(2) 就労に対する意識啓発や職業訓練の実施

全国的にフリーター や家事も通学もしていない若年無業者などの問題があります。次代を担う若者が、適切な職業観を身につけたくましく生きることができるよう、就労に対する意識啓発を行うとともに、働く意欲に対応し就労できるよう、関係機関との連携を強化し職業訓練の実施や雇用、就労の促進に努めます。

【施策・事業】

施策・事業	取り組み内容
①就労に対する意識啓発	若者が働くこと及び職業人としての明確な意識と自覚、自信が持てるよう、関係機関や学校との連携のもとに啓発の充実に努めます。
②地域就労支援事業	地域就労支援センターでは、コーディネーターによる相談事業を中心に関係機関や学校と連携し、若者が雇用・就労に結びつくよう努めます。また、府や北河内各市と連携し、職業観及び勤労意識の醸成のための講習会やセミナーを実施します。
③キャリア教育の推進	子どもたちが将来の夢や希望をしっかりと描き、学ぶことや働くことへの意欲や目的をより確かなものにするために、引き続き中学校で行われる職場体験学習をより充実させるとともに、各中学校区においては、小・中の一貫した系統的なカリキュラムによるキャリア教育を研究し実践を進めます。

(3) 子どもの生きる力の育成に向けた学校等の教育環境の充実

変化の激しい社会に対応し、自分で課題を見つけ、自ら学び、考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する能力や他人とのコミュニケーションをとり相互に理解し合い、他人を思いやる心と感動する心など、心身ともにたくましく生きることができるよう、学校等教育の内容の充実を図ります。

また、学校と幼稚園、保育所、地域、家庭等との連携を図り、地域に根ざした特色ある学校づくりを進めるとともに、幼児教育の振興に努めます。

【施策・事業】

施策・事業	取り組み内容
①総合的な幼児教育の推進	幼稚園と保育所、小・中学校、地域、家庭等との連携を図り、生きる力の育成とともに、「人とのかかわり」「共生の視点」を大切にした教育内容となるよう、「幼・保共通のカリキュラム」の研究・開発に努めます。
②基礎基本の確実な定着など学習指導の推進	確かな学力向上のため、一人ひとりに対応したきめ細かな指導を行えるよう、指導方法や形態等の工夫改善を進めます。
③基本的な生活習慣や規範意識の育成	基本的な生活習慣や規範意識の醸成を図るため、家庭や地域と連携しながら、具体的な取り組みを進めます。
④体験的学習の推進	芸術・文化や福祉体験など、地域の様々な資源を生かし、人や社会と関わる活動を推進します。
⑤不登校児童・生徒対策の推進	関係機関との連携を強化し、子ども一人ひとりの心の問題に対応できる指導体制と相談体制の充実に努めます。
⑥青少年の主張事業	小学3～6年生、中高生等を対象に、日頃から考えていることなどを発表する機会をもちます。
⑦市立文化会館や市立公民館事業	子どものびやかで健やかな成長を促進するため、市立文化会館や市立公民館において文化活動や交流活動の機会と場の提供に努めます。
⑧図書館事業	家庭・地域、学校と連携し、ボランティアによる絵本の読み聞かせやお話の会、図書館見学・一日図書館員等の取り組みをさらに進め、子どもが本と出合える機会と場の提供に努めます。
⑨青少年の健全育成	関係機関との連携を図り、門真地区少年補導連絡会の活動を推進し、青少年のより一層の健全育成に努めます。

(4) 家庭や地域の教育力の向上

次代を担う子どもたちが、親として人間として心身ともに健やかに成長し、社会性を身につけられるよう、また、保護者が家庭の役割などについて理解を深められるよう、子育て基盤としての家庭づくりを支援します。

さらに、保護者が楽しく子育てできるよう、子どもが安心してのびのび暮らせるよう、地域住民や団体、企業、商店、福祉施設等が地域ぐるみで子どもの育ちや子育てに積極的にかかわり、支援する地域づくりを進めます。

【施策・事業】

施策・事業	取り組み内容
①家庭教育支援	市立文化会館等における家庭教育に関する学習機会や情報の提供については、今後も内容の充実を図り、継続していきます。
②ふれあい体験交流事業	子育て家庭が地域の中で孤立化しないよう、保護者同士の情報交換の場やストレス解消の場として、子育てサークルの活動を促進します。
③子ども家庭サポーターの会の活動支援	地域での子育て支援や児童虐待の予防・見守りなどの活動を促進するため、虐待防止アドバイザー研修受講生による「かどま・子ども家庭サポーターの会」の活動支援と行政との連携による取り組みの充実を図ります。
④学校支援地域本部事業	中学校区を1単位として、各校区にコーディネーターを配置し、ボランティアとともにそれぞれの学校のニーズに合った支援活動を進めます。



(5) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

青少年の非行防止に関する市民の関心を高め、関係機関をはじめ地域団体等が一体となった非行防止活動の促進を図ります。

また、インターネット等の有害サイトによる被害や有害情報環境から青少年を守るために、関係機関や学校等と連携し有害情報サイトに関する認識を高めるための啓発やフィルタリング^{*}の推奨などを進めます。

【施策・事業】

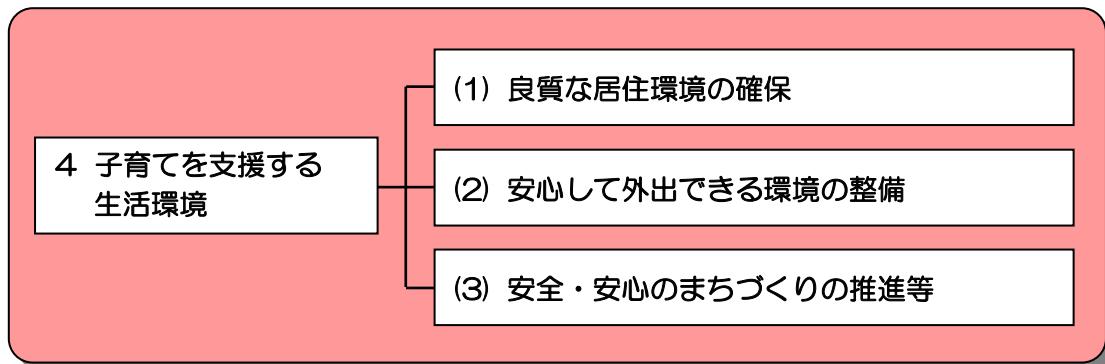
施策・事業	取り組み内容
①大阪府青少年健全育成条例の普及啓発	家庭・地域・学校の相互協力と関係機関との連携を一層深め、青少年の問題行動の防止と青少年を取り巻く有害環境の浄化に努めます。また、青少年指導員をはじめ、青少年保護育成関係者に効果的な活動となるよう情報提供等の支援に努めます。
②インターネット上の有害情報への対応	青少年をインターネット等の有害サイトによる被害や有害情報環境から守るため、違法・有害な情報を選択的に排除できるフィルタリング（有害サイトアクセス制限サービス）説明や出会い系サイトなどで子どもが被害に遭わないための情報の紹介などを進めます。



基本施策4 子育てを支援する生活環境

次代を担う若者が門真市に住み続けたいと思うように、また、親子が快適に住めるように、良質な住宅や居住環境の確保に努めます。また、子どもや妊産婦、親子連れなどが安心して外出や社会参加ができるよう、公共施設や設備の改善、道路交通環境の整備に努めます。整備に際しては、民間の公共的施設も含め、バリアフリー法に基づく条例として一部改正となった大阪府福祉のまちづくり条例^{*}（平成21年10月1日施行）に基づき、バリアフリー化を進めます。

【重点目標】



(1) 良質な居住環境の確保

次代を担う若者が門真市に住み続けたいと思えるように、また、子育て期の世帯が利用しやすい、住みやすい子育てに配慮した公営住宅の整備を図るとともに、民間住宅の誘導を図ります。

また、子育て期の世帯をはじめ誰もが住みやすいと思えるように、良質な居住環境の確保に努めます。

【施策・事業】

施策・事業	取り組み内容
①ファミリー向け賃貸住宅の整備促進	府営住宅等の整備においても同様の配慮がなされるよう関係機関に対し要望等を行います。
②民間住宅の誘導	ゆとりのある住まいの向上や確保に向け、良質な民間住宅建設のための誘導に努めます。
③まちづくりの視点に立った公営住宅の建て替え	府営門真住宅等の建て替えにあたり、平成21年3月に府が作成した「建替基本構想」を基に、門真市のまちづくりの視点での整備の実現に向けて府と協議します。

(2) 安心して外出できる環境の整備

子どもや妊産婦等が安全に安心して外出できるよう、また、子ども連れでも安心して利用できるよう、道路や交通安全施設の整備を進めるとともに、公共施設等における子育てバリアフリーを進めます。

さらに今後は、施設等の整備にあたっては、年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して容易に利用しやすいユニバーサルデザイン^{*}の考え方の導入を進めます。

【施策・事業】

施策・事業	取り組み内容
①道路新設改良事業	誰もが安全に安心して通行することができるよう、生活道路を中心に、事故防止、歩行者・自転車利用者の安全確保および住環境改善と交通サービスの強化を図るため、車道・歩道を一体的に整備します。
②交通安全施設等整備事業	交通事故が多発している道路、その他緊急に交通の安全を確保する必要がある道路について、歩道新設、交差点改良、道路照明灯・道路反射鏡・防護柵・区画線の設置、段差の改良等の整備を推進し、歩行者・自転車の安全確保・事故の防止を図ります。
③公共施設等における子育てバリアフリー化の推進	子ども連れでも安心して利用できる公共施設とするため、スロープやエレベーターの整備、公共施設のトイレ内でのベビーチェアの設置等の推進を図るとともに、子育て世帯へのバリアフリー情報の提供に努めます。また、既存の公共建築物についても「市有建築物等整備改善計画」に基づき改修を進めます。
④赤ちゃんの駅事業	乳児を抱える母親等が安心して赤ちゃんとの外出を楽しむことができるよう、地域で気軽に利用ができるおむつ替えや授乳等ができるスペースを公共施設等に提供していくことを検討します。
⑤ユニバーサルデザインの導入検討	ユニバーサルデザインについて市民の理解や関心を高めるための啓発を行うとともに、施設整備等にあたってその考え方の導入を検討します。



(3) 安全・安心のまちづくりの推進

子どもたちが安全・安心に遊ぶことができるよう、子どもの遊び場の安全性の確保に努めます。

また、青少年が塾帰り等にも安心して帰宅できるよう、街路灯や防犯灯の整備をはじめ地域と一体となって門灯や玄関灯を点けてまちを明るくする運動などを促進します。

さらに、保育施設や教育施設などの維持・管理を計画的に行うよう努めます。

【施策・事業】

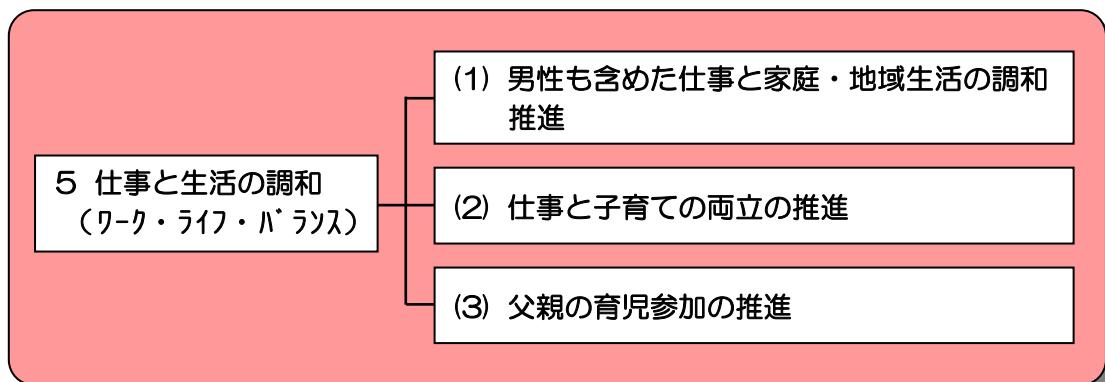
施策・事業	取り組み内容
①公園等の安全確保	子どもたちをけがや犯罪被害から守るために、遊具の安全性を確保するとともに、照明灯の設置や樹木の管理などを進めます。
②街路灯・防犯灯の整備	子どもたちを街頭犯罪から守るために、ひとセンサー付き防犯灯の整備を進めるとともに、地域住民の協力を得て夜間に門灯や玄関灯を点ける一戸一灯運動を促進します。
③保育・教育施設の維持・管理の推進	保育所や幼稚園、学校施設等について、子どもたちが安全に過ごせるように、維持・管理について計画的に行うよう努めます。



基本施策5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）^{*}

仕事か生活かの二者択一ではなく、男性も女性も個人の生き方や人生の段階に応じて多様な働き方の選択を可能とできるよう、また、長時間労働等の働き方を見直し、仕事と家庭生活、ボランティアや趣味の活動等地域生活をともに実現し、子育てにもゆとりをもって取り組めるよう、企業や地域と一体となって仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現をめざします。

【重点目標】



（1）男性も含めた仕事と家庭・地域生活の調和推進

男女がともに心身の健康を保持し、仕事をしながらも自己啓発や社会参加などを行うことができるよう、また、親子関係や近隣での人間関係など、ゆとりとうるおいのある生活が送れるよう、企業や地域などが一体となって仕事と家庭・地域生活の調和の取り組みを促進します。

【施策・事業】

施策・事業	取り組み内容
①ワーク・ライフ・バランスについての啓発	仕事と生活の調和の実現は、国民一人ひとりが望む生き方ができる社会の実現にとって必要不可欠なことであるとの理解を深めるための啓発を進めます。
②男女共同参画研究講座の開催	男女共同参画社会を啓発し、ワーク・ライフ・バランスを推進することにより、男女がともに家庭内の構築を行う社会づくりに資するため開催します。
③労働時間短縮に向けた啓発	長時間労働などの働き方の見直しをはじめ仕事と家庭・地域生活の調和に向けた取り組み事例など、関係機関等と連携し企業への啓発に努めます。

■ 「仕事と生活の調和」のあるべき姿

平成19年12月18日、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和のための行動指針」が、政労使の合意の上、策定されました。「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」ではめざすべき社会の姿として、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」を掲げ、具体的には、以下のような社会をめざすべきとしています。

①就労による経済的自立が可能な社会

経済的自立を必要とする者、とりわけ若者がいきいきと働くことでき、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。

②健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

働く人々の健康が保持され、家族・友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持つ豊かな生活ができる。

③多様な働き方・生き方が選択できる社会

性や年齢などにかかわらず、誰もが意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な待遇が確保されている。

(2) 仕事と子育ての両立の推進

男女がともに仕事と家庭・地域生活をバランスよく送れるよう、職場における母性保護などに向けた啓発や、出産・育児などにより退職した女性の再就職や短時間労働などの多様な働き方の選択ができるよう、関係機関との連携を図り支援に努めます。

また、父親も子育てができる働き方の実現をめざし、「パパ・ママ育休プラス」などの普及への気運を醸成します。

【施策・事業】

施策・事業	取り組み内容
①女性の再雇用の支援	関係機関と連携し、就労相談を実施するとともに、雇用支援機関の情報提供や再就職セミナーの実施など女性の再雇用の支援に努めます。

施策・事業	取り組み内容
②男女ともに子育て等をしながら働き続けることができる雇用環境の整備促進	子育て期間中の短時間勤務制度の義務化や子どもの看護休暇の拡充、父母ともに育児休業を取得する場合の休業可能期間の延長（パパ・ママ育休プラス）などを改正内容とした「育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律」について、関係機関との連携により普及啓発を図ります。

(3) 父親の育児参加の推進

父親が育児に参加し、両親がともに子どもの育ちに関心を持ち、子どもとの生活にゆとりや楽しみをもって接しられるよう、また、親子のコミュニケーションを深め健全な親子関係を築くことができるよう、父親の育児に対する知識を高めるための機会の充実を図ります。

さらに、子どもの成長に合わせ子育ての課題となることや父親の役割などについて知識を高められるよう、学校での両親参観等機会の充実を図ります。

【施策・事業】

施策・事業	取り組み内容
①かどまママパパ教室 (妊婦（両親）教室) (再掲)	妊娠、出産、育児についての知識を深めてもらうため、また妊婦同士の仲間づくりや交流の場として、引き続き月1回実施します。また、父親にも育児の知識を高めていただくため、日曜日の開催を実施し、より一層父親の育児参加を促します。

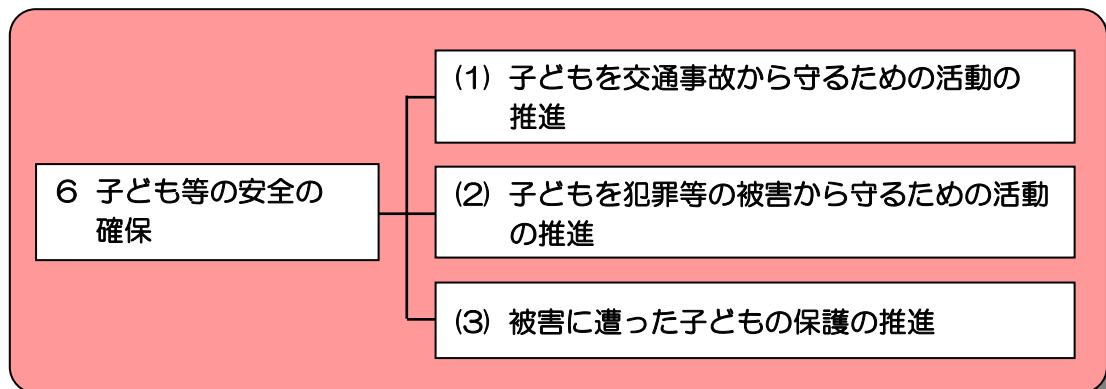


基本施策6 子ども等の安全の確保

子どもを交通事故や犯罪等の被害から守るため、関係機関や学校、地域、家庭とが連携を深め、地域での交通安全活動や見守り活動を進めます。

また、犯罪やいじめ、虐待等の被害を受けた子どもに対して、きめ細やかな相談等対応の充実を図ります。

【重点目標】



(1) 子どもを交通事故から守るための活動の推進

子どもが交通事故による被害に遭わないよう、関係機関との連携により小・中学校や保育所、幼稚園等での交通安全教室の開催を進めるとともに、家庭や地域団体等の連携のもとに交通安全の見守り活動を促進します。

【施策・事業】

施策・事業	取り組み内容
①交通安全教室の開催	小中学校や幼稚園、保育所での警察との共催等による交通安全教室、啓発パンフレットの配布等を行います。このような学校、家庭及び地域や関係団体との連携、協力による教育活動全体を通じて、交通安全教育の推進に努めます。
②子ども自転車運転免許交付講習会	子どもを自転車の事故から守るため、また、子どもの自転車による高齢者等に対する事故を防ぐため、警察との共催による交通ルールをはじめ自転車の安全な乗り方について講習会の開催を進めます。

(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関や家庭・学校・地域が連携し、不審者情報の発信や見守り活動等、地域ぐるみの防犯体制の充実に努めます。

【施策・事業】

施策・事業	取り組み内容
①子ども見守り隊事業	各小学校区に「キッズサポーター」を設置し、登下校時の通学路における見守り活動や「子ども安全見守り隊事業」により、地域での事件の防止と安全を守ることを目的にした活動を促進します。
②子ども110番の家	PTAや自治会、事業所の協力者に「子ども110番の家」の旗を掲げていただき、子どもを取り巻く犯罪の抑止に努めます。
③社会を明るくする運動	市、保護司会、民生委員児童委員協議会、自治連合会、少年補導員連絡会など、地域の青少年の健全育成にかかわる諸団体が連携し、これまでの運動の成果の上に立った発展した取り組みを進めます。
④街頭啓発活動	防犯連合協議会、自治会、防犯支部等地域の団体が連携し、犯罪追放など地域安全運動を市民を巻き込んだ活動へと拡大を図ります。
⑤大阪府警の安まちメールの活用	「安まちメール」は、ひったくりや子供の被害など、大阪府警が管轄する地域の犯罪発生情報や犯罪対策情報を携帯電話メールでリアルタイムに配信するというもので、市民が防犯に上手に活用するよう周知を図ります。
⑥教職員研修等の実施	警察との連携を図り、教職員の防犯訓練の実施、教職員の危機管理能力の向上を図るための研修に努めます。



(3) 被害に遭った子どもの保護の推進

犯罪、いじめ、虐待等により被害を受けた子どもの立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリングや保護者への助言等、関係機関と連携したきめ細やかな支援の充実に努めます。とりわけ、虐待については後を絶たず深刻な社会問題となっており、子どもの心身に重大な影響を及ぼす人権侵害にあたることから、より適切な対応に努めます。

【施策・事業】

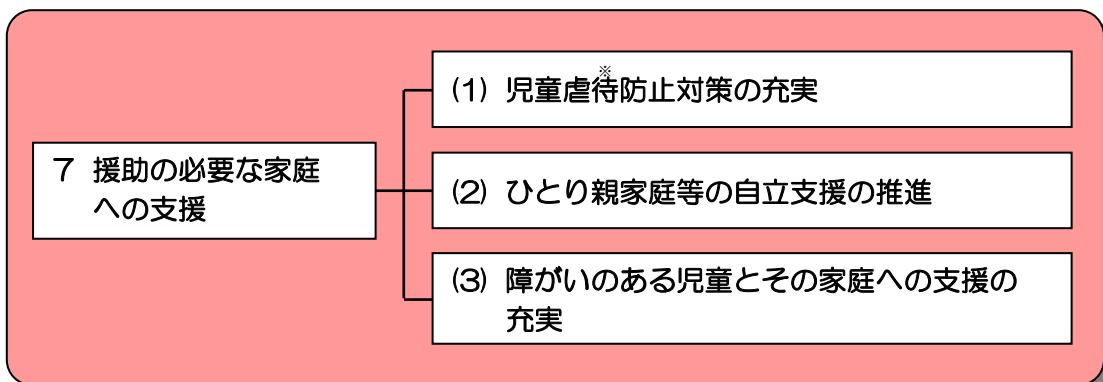
施策・事業	取り組み内容
①児童虐待への対応	虐待と見られる事例があった際には、大阪府中央子ども家庭センター等の関係機関との連携により、適確な対応に努めます。その際、児童の安全の確認・確保に努めるとともに、保護者への心のケアを行っていくこと等で対応します。
②関係機関及び関係者の連携強化	児童虐待をはじめ犯罪やいじめ等により被害を受けた子どもの立ち直りや子どもに対するカウンセリング、保護者への助言等適切に対応できるよう、関係機関及び関係者の連携を強化します。

基本施策7 援助の必要な家庭への支援

虐待を受けた児童や離婚等によるひとり親家庭の子ども、障がいのある児童などに対して、課題解決に向けて総合的に取り組むため関係機関や関係課の連携による対応の充実を図ります。

また、援助が必要な家庭を子どもを温かく見守り、支援するため、関係機関をはじめ地域団体等のネットワークの確立と相談・支援体制の充実に努めます。

【重点目標】



(1) 児童虐待防止対策の充実

子どもの心身ともに深刻な被害を与える児童虐待について、未然に防止できるよう健診時の相談の充実に努めるとともに、保育所や幼稚園、小・中学校、診療所等との連携を強化し、早期発見・早期対応を図ります。

【施策・事業】

施策・事業	取り組み内容
①門真市要保護児童連絡調整会議	児童虐待の予防と早期発見・早期援助を目的とした、子どもに関わる機関や団体を構成員とする門真市要保護連絡調整会議を設置・運営していますが、会議を構成する機関の職員の経験と資質の向上を高め、さまざまな事例に的確に対応していくよう連携を図ります。
②ドメスティック・バイオレンスなどの防止	児童の目前でのドメスティック・バイオレンス（配偶者やパートナーがその相手に暴力を振るう行為）など、間接的な被害を防止するため、ドメスティック・バイオレンス等に関する内容の普及や広報などの啓発活動に努めます。
③学校の教育活動や家庭訪問等を通じた把握	不登校、長期欠席、問題行動などの背景に虐待がないか、教職員一人ひとりが平素から学校の教育活動や家庭訪問等を通して児童や家庭への関わりを深めます。

施策・事業	取り組み内容
④子育て支援ヘルパー派遣事業	育児不安及び児童虐待のおそれがあるなど、多様な問題を抱える家庭に子育て支援ヘルパーを派遣し、掃除、炊事等の生活支援を実施します。
⑤児童家庭相談事業	児童にかかる家庭全般の相談業務を家庭児童相談室で行っていますが、とりわけ、育児不安の増大や地域における子育て力の低下といった中、増大する虐待などの一義的な相談窓口として、虐待等の家庭における問題に密接に関わることにより、子どもの健全な育成や安全の確保を基本とした相談などの支援を実施していきます。
⑥関係機関及び関係者の連携強化(再掲)	児童虐待をはじめ犯罪やいじめ等により被害を受けた子どもの立ち直りや子どもに対するカウンセリング、保護者への助言等適切に対応できるよう、関係機関及び関係者の連携を強化します。

(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭、特に母子家庭が増加する中で、経済的にも精神的にも自立した生活が送れるよう、また、子育て等安心して暮らせるよう、就労への支援の充実に努めるとともに、サービス利用に関する情報の提供や生活相談等対応の充実を図ります。

【施策・事業】

施策・事業	取り組み内容
①就労支援の充実	ひとり親家庭の母の地域就労支援センターへの誘導と活用、自立に必要な就職のために企業に積極的な雇用促進の啓発を実施します。また、職業訓練や就職のための講習会の案内チラシ・パンフレットを配置配布し、情報提供に努めます。 [*]
②母子自立支援相談事業	母子家庭等や寡婦が抱えているさまざまな問題・悩み等を解決するため、母子自立支援員が適切な助言及び情報提供をするなどの相談対応の充実に努めます。
③経済的支援の実施	ひとり親家庭に対し自立を支援すること、児童の福祉の増進を図ることを目的に児童扶養手当を支給しています。また、ひとり親家庭に対し、医療費の一部を助成することにより、生活の安定と児童の健全な育成を図ることを目的に、ひとり親家庭医療費の助成制度を今後も継続して実施します。

(3) 障がいのある児童とその家庭への支援の充実

発達障がいや発達上の支援が必要な子どもの早期発見と早期療育の充実を図るとともに、障がいのある子ども自身の可能性を伸ばしながら成長できるよう、一人ひとりのニーズに応じた適切な支援の充実に努めます。

また、障がいのある児童が身近な地域で安心して生活できるよう、相談支援体制の充実を図ります。

【施策・事業】

施策・事業	取り組み内容
①療育手帳の交付等	家庭児童相談室で保護者から相談を受けている中で、障がいがあると思われる子どもの状態を聞いて、療育手帳の交付についての説明や利用できるサービス・支援につなげていきます。
②障がいの早期発見・早期対応	乳幼児健診及び経過観察健診とともに、保育所や幼稚園等との連携を図り、発達上支援が必要な乳幼児の早期発見や早期対応を進め、療育につながるまでの保護者の不安に対応し相談内容の充実に努めます。
③障がい児通園事業	心身の発達に障がいのある1歳から就学前までの児童を保護者のもとから通わせ、機能訓練及び療育を行い、身辺自立・学習能力向上への支援を図ります。
④障がいのある児童の保育	集団保育の中で障がいのある子どもがのびのびと生活できるよう、また、発達障がい等にも対応できるよう、職員研修の充実を図るとともに、保育の充実に努めます。
⑤特別支援教育就学奨励費支給	支援学級への就学のため必要な経費について、その経費の一部を児童・生徒の保護者等に支給します。
⑥障がいのある児童に対する教育活動の推進	障がいのある幼児・児童・生徒の人権を尊重し、一人ひとりの可能性を伸ばしていくため、今後も支援学級の整備・充実を図るとともに、教職員の専門的知識や指導技術の向上及び指導方法の工夫改善に努めます。
⑦支援教育支援員派遣事業	通常の学級に在籍するADHDなどの発達障がいのある児童・生徒への学習支援及び生活支援を行うため、支援教育支援員の派遣の充実を図ります。 [*]
⑧介助員派遣事業	教職員の指導のもと、支援学級在籍児童・生徒の教育の保障、安全等を確保するため、介助員を配置し、学習支援及び生活介助を行います。
⑨医療的ケアの必要な児童・生徒に対する看護師の派遣	医療的ケアを要する児童・生徒への医療的措置及び支援業務を行うため、看護師を派遣します。
⑩障がいに対する理解教育の推進	障がいのある幼児・児童・生徒等に対する正しい理解と認識を深め、ともに生きる好ましい人間関係の育成に努めています。今後もすべての幼児・児童・生徒がともに学ぶ機会の拡充を積極的に進め、相互理解を促進します。

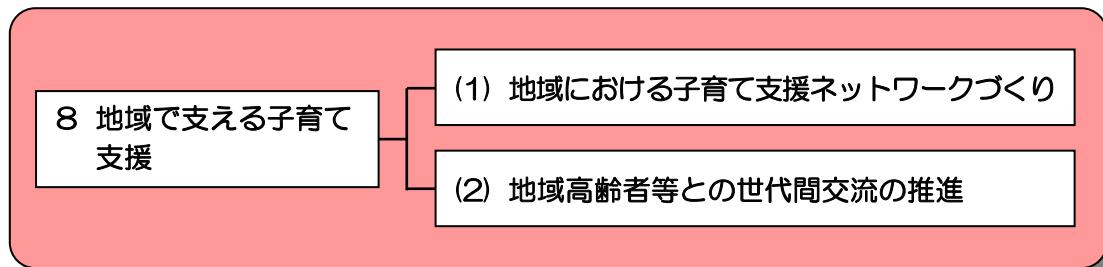
施策・事業	取り組み内容
⑪障がい福祉サービスの提供	居宅で入浴、排せつ、食事などの介助や介護を行う居宅介護や外出時の移動中の介助等を行う行動援護などの訪問系サービスの提供を進めます。また、日常生活における基本的動作の習得など適切な指導や訓練を行う児童デイサービスや介護者の疾病等で介助ができない児童に対して障がい者支援施設等で短期間預かる短期入所などの日中活動系サービスの提供を進めます。
⑫地域生活支援事業	障がいのある児童や保護者の日常生活の支援のため、相談支援事業や日常生活用具給付等事業、移動支援事業、日中一時支援事業などの地域生活支援事業の提供を進めます。
⑬その他経済的支援	特別児童扶養手当や障がい児福祉手当、重度障がい児介護手当（大阪府）など、障がいのある児童の福祉の増進を図ることを目的に、継続して支援体制の維持に努めます。

基本施策8 地域で支える子育て支援

子育て家庭が地域の中で孤立することのないよう、また、親子が地域の温かなふれあいの中で、安心していきいきと生活ができるよう、子どもの育ちや子育てを地域で見守り、支援するネットワークづくりを進めます。

また、少子高齢化の進む中、子どもの社会性を培い、心身共に健やかに育つよう、また、親も近隣との交流の中で親としての自覚を高め、成長していくよう、地域での交流の促進を図ります。

【重点目標】



(1) 地域における子育て支援ネットワークづくり

家庭や地域の子育て力を高めるため、子育てサークルをはじめボランティアや青少年関連団体の活動リーダーなど地域で子育ち・子育てを見守り、支援する幅広い人材の確保・養成に努めます。

また、社会全体で子育ちや子育てに関する課題を共有し、解決に向けて取り組み、支援できるよう、地域のネットワークづくりを推進します。

【施策・事業】

施策・事業	取り組み内容
①子育てサークルの育成	子育て中の親子が子育て情報の交換や交流を通して孤立感や負担感を少しでも軽減できるよう、地域の自主的な子育てサークルの育成・支援を促進します。
②子育て支援ボランティアの養成	子どもに対する絵本の読み聞かせなどのお話しボランティアやスポーツ指導など、子育ちや子育てにかかわるさまざまなボランティアの養成を図ります。
③保育・教育施設機能の地域活用	保育所や幼稚園における未就園児親子通園や園庭開放、子育て講座等の開催を通して親子の仲間づくり、幼児の望ましい発達などを支援します。

施策・事業	取り組み内容
④学校支援地域本部との連携	地域全体で学校教育を支援し、地域ぐるみで子どもの教育を推進し、地域の教育力向上などを図る取り組みとして、平成20年度から「学校支援地域本部事業」を実施しています。引き続き行政と各学校支援地域本部が連携し、その趣旨を十分に生かした活動の展開に努めます。
⑤子育て支援ネットワーク会議	児童虐待防止をはじめ子どもの育ちを地域全体で見守り、支援できるよう、社会福祉協議会と連携し、保育所や幼稚園、学校、主任児童委員等の関係機関や関係団体によるネットワーク会議の開催を促進します。

(2) 地域高齢者等との世代間交流の推進

子どもたちが地域のおとなと交流することにより社会性を身につけるとともに、地域に愛着がもてるよう、また、保護者が子育てに関する基礎知識や生活の知恵などを気軽に得られるよう、身近な地域で高齢者をはじめさまざまな世代間交流を促進します。

【施策・事業】

施策・事業	取り組み内容
①あいさつ運動の推進	学校や幼稚園、保育所との連携を図りながら、教職員、PTAとともにあいさつ運動を推進します。また、自治会や老人クラブ、子ども会、校区福祉委員会、民生委員児童委員など、地域団体との連携を図りながら、各団体や地域であいさつ運動を促進します。
②高齢者と子どもとの交流	地域の高齢者と子どもが昔の遊びや歌、スポーツ、ゲーム、演芸会などを通じてふれあう場の提供に努めます。
③子育てサロン	親子同士の交流をはじめ地域の高齢者等との交流などを通して、生活の知恵などを習得できるよう、また、保健師等の出前講座など子育てに関する基礎知識が得られるよう、校区福祉委員会などが主催する子育てサロンの活動を支援します。



第4章

計画の推進に向けて

1 計画の周知

① 子どもへの周知

この計画は、次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに、主体的に生きるたくましい力を身につけ、それぞれの夢に向かって自立できる環境づくりをめざしています。そのため、子どもたち一人ひとりが門真市に愛着を持ち、明日の門真を担う自覚と人間として、また、次代の親となる意識を持ち、主体的・積極的に学業や地域での活動等に取り組むことを願って、様々な活動や機会を通じてこの計画の趣旨についてわかりやすく周知していきます。

② 市民等への周知

保護者をはじめ広く市民や地域団体、ボランティアやNPO[※]、企業や商店等の理解と協力を得るために、市ホームページ等電子媒体を活用するとともに、市関連施設等への配架や概要版の作成、子育てに関するイベント・講座等を利用して計画の周知を図ります。

2 計画の推進体制

① 庁内推進体制

門真市では平成17年3月に「門真市次世代育成支援行動計画」を策定後、施策・事業を総合的かつ効果的に推進するため、毎年、関係各課による計画の実施状況の把握・点検を行ってきました。

このたび策定の後期計画においても同様に、毎年、関係各課による計画の実施状況の把握・点検を行うとともに、学校の統廃合や保護者のニーズ等社会情勢の変化に対応し、保育サービスの目標数値等の変更を行います。

なお、施策・事業を効率的・総合的に推進するため、関係課が常に協議できる府内体制の整備について検討します。

また、この計画の対象となる児童については、おおむね18歳未満のすべての子どもとなりますが、法律や制度により年齢が異なります。さらに、平成21年7月には、教育、福祉、雇用等各関連分野における施策の総合的推進や、ニート等困難を抱え

る若者への支援を行うための地域ネットワークづくりの推進を図ることを目的とした「子ども・若者育成支援推進法」[※]が制定され、地方自治体はおおむね30歳代までを対象とする「子ども・若者計画」の策定が努力義務とされています。

■子ども・若者育成支援推進法第9条／（子ども・若者計画の作成）

市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画を作成するよう努めるものとする。

■子ども・若者計画の作成に当たっての留意点

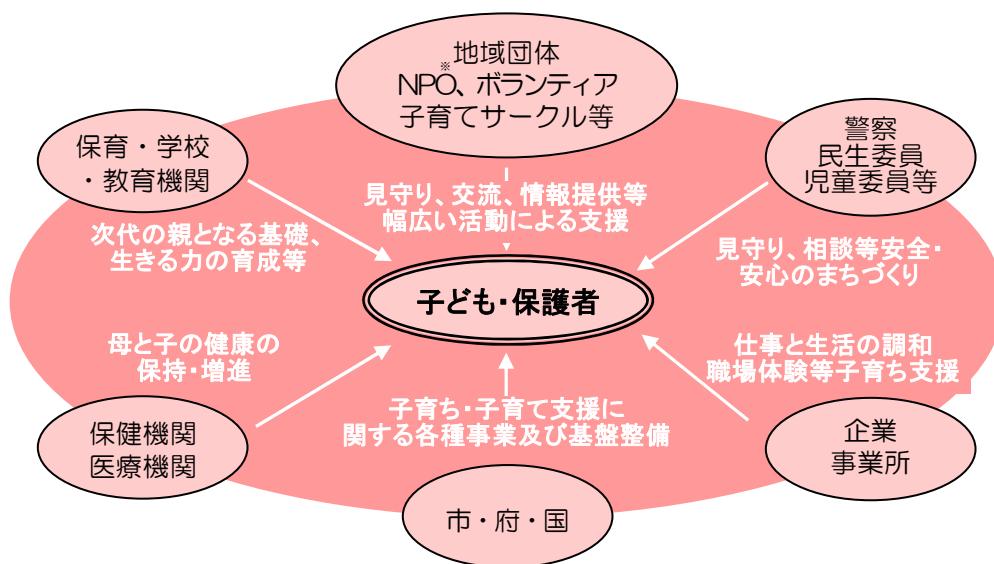
- ◎国の大綱を「勘案」して作成とは、地方公共団体の状況や抱えている問題は様々であることや地方分権の観点から、そのまま準拠しなければならないということではない。
- ◎次世代育成支援行動計画の中で、子ども・若者育成支援施策の方針等を定める場合も、子ども・若者計画を作成したこととなる。

② 家庭、地域団体、企業、商店、行政等の連携による推進

府内体制による施策・事業の把握・点検結果や数値目標の変更については、前期計画と同様に「門真市次世代育成支援行動計画推進協議会」による定期的な計画の進捗状況の点検や意見交換等を行い、その結果について市民に広く周知を図るため公表します。

また、子育ちや子育てを社会全体で見守り、支援するため、子育ちや子育てに関する課題や解決に向けての取り組みなどを共有できるよう、校区福祉委員会などにおける地域での子育て支援活動を促進するとともに、行政のみならず家庭、地域団体、企業、商店等がそれぞれの役割と責任のもとに互いに連携して取り組みます。

■家庭、地域団体、企業、商店、行政等の連携



③ 人材の確保・養成

市民の次世代育成に関する多様なニーズに対応するため、必要な専門職などの人材確保に努めるとともに、民間活力の活用を図ります。

また、子育てを取り巻く環境や時代の変化及びその課題に適切に対応できるよう、職員研修の充実を図ります。

さらに、この計画に携わるすべての人が「次代の親づくり」「すべての子どもと家庭への支援」などの視点に立って、関連施策の推進や目標を達成できるよう、情報提供や研修の機会等の充実に努めます。

資料編

計画策定の経過と用語の説明

1 門真市次世代育成支援後期行動計画策定の経緯

■門真市次世代育成支援後期行動計画策定の経緯

年月日	事 項	内 容
平成20年 12月26日	第1回次世代育成支援行動計画策定委員会	(1) 市民意向調査について (2) その他
平成21年 1月～3月	市民意向調査実施	就学前児童調査：1,500件配布、806件回収、回収率53.7% 小学校児童調査：1,500件配布、776件回収、回収率51.7% 中学校生徒調査：750件配布、326件回収、回収率43.5%
7月7日	第1回次世代育成支援行動計画推進委員会	(1) 次世代育成支援行動計画（前期計画）の進捗状況について (2) その他
7月13日	第2回次世代育成支援行動計画策定委員会	(1) 次世代育成支援に関する市民意向調査報告書について (2) 次世代育成支援後期行動計画策定について (3) 今後のスケジュールについて (4) その他
7月24日	第1回次世代育成支援行動計画策定総括部会	(1) 次世代育成支援に関する市民意向調査報告書について (2) 次世代育成支援後期行動計画策定について (3) 今後のスケジュールについて (4) その他
8月13日	第2回次世代育成支援行動計画策定総括部会	(1) 次世代育成支援後期行動計画策定について (2) 今後のスケジュールについて (3) その他
9月1日	第1回次世代育成支援行動計画推進協議会	(1) 次世代育成支援行動計画（前期計画）の進捗状況について (2) 目標事業量の変更について (3) その他
10月2日	第1回次世代育成支援行動計画策定懇話会	(1) 健康福祉部長あいさつ (2) 会長及び副会長の選任について (3) 次世代育成支援後期行動計画について (4) 今後のスケジュールについて (5) その他
10月27日	第3回次世代育成支援行動計画策定総括部会	(1) 次世代育成支援後期行動計画策定について (2) 今後のスケジュールについて (3) その他
11月11日	第4回次世代育成支援行動計画策定総括部会	(1) 次世代育成支援後期行動計画策定について (2) 今後のスケジュールについて (3) その他
11月27日	第2回次世代育成支援行動計画策定懇話会	(1) 次世代育成支援後期行動計画素案について (2) 今後のスケジュールについて (3) その他
平成22年 1月15日	門真市子育て支援懇談会	子育てしている人でなかよし広場の参加者を対象に、ワークショップ形式で実施

年月日	事 項	内 容
1月19日	第3回次世代育成支援行動計画策定懇話会	(1) 次世代育成支援後期行動計画素案について (2) 今後のスケジュールについて (3) その他
1月26日	第5回次世代育成支援行動計画策定総括部会	(1) 次世代育成支援後期行動計画策定について (2) 今後のスケジュールについて (3) その他
2月2日	第3回次世代育成支援行動計画策定委員会	(1) 次世代育成支援後期行動計画策定について (2) 今後のスケジュールについて (3) その他
2月10日 ～3月3日	パブリックコメント	計画（素案）について市ホームページに掲載するとともに、健康福祉総務課、子育て支援課、保育課、情報コーナー及び主要機関での閲覧により、意見等を募集

子育て支援懇談会（ワークショップ）について

《目的》

子どもが健やかに育つ環境づくりや子育て家庭に対する支援を充実するため、子育てしている方や子育てを支援している方から意見をうかがい、子育て支援の現状と問題点、今後、地域住民や地域団体、行政等が取り組むべきことなどを把握し、計画の見直しに際して取り組むべき施策を検討するための基礎資料とすることを目的としました。

《対象者》

■子育てしている人（子育てグループ）でなかよし広場の参加者を対象にしました。

《実施方法》

■開催日は平成 22 年 1 月 15 日（金）

■懇談会は、グループに分かれてワークショップ（参加体験型学習）方式で行いました。単に討論をするのではなく、カードを使い、個人の意見を出していただきました。

■なかよし広場での人形劇を見た後のワークショップということで、時間は 1 時間程度で、2 グループに分かれて実施しました。参加者は乳幼児連れなどのお母さん方で、合計 21 名の方に参加いただきました。

■最後にそれぞれのグループに検討結果を発表していただきました。

▲ 問題点や課題
● 要望

Aグループ

子どものイベント

- ① 子育てに関するイベントを増やして欲しい。
- ② 年齢別のイベントを開催して欲しい。

予防接種

- ① 新型インフルエンザ集団接種のことが知らされなかった。
- ① 新型インフルエンザ接種費用を無料にして欲しい。(他市は無料)
② 予防接種に補助が欲しい。

保育所

- ① 保育所入所がすぐにできない。(長い間待っている) (2件)
- ① 一時保育のできる園を増やして欲しい。(時間の延長も)
② 公的施設で短時間、安価で預かっていただけるとありがたいです。

広場（施設）

- ① ひろばに来るバスの人数が少ない。(8名なので)
- ① ひろばに来るバスの本数を増やして欲しい。
② 子どもの補助便座を付けて欲しい。(全体的に)

手当て

- ① 子どもに対する手当てを他市並みにして欲しい。(市によって違うので)
- ② 乳幼児医療費の対象を広げて欲しい。

公園

- ① 公園でボール遊びをする子どもがいて、危ない。
- ② 公園が汚くて、連れて行く気になれない。
- ① 公園の掃除をもっときれいにして欲しい。(誰がしているのか)
② 公園にあるブランコを、小さな子どもでも座れるように、背もたれ付きにして欲しい。

その他

- ① 広報が分かりにくい。
- ② 支援は「受ける」と思うものだが、自分から出て行かないと支援が受けられにくいのが難しい。
- ③ 困ったことがあった時に、どこに言いに行つたらいいか分からない。

道路

- ① 歩道がガタガタ。(歩きにくい、ベビーカー)
- ② 歩道が狭いので、ベビーカーを押すのが怖い。
- ③ 歩道が狭くて危ない。歩道の穴? (ブロック?) の向きが悪い。(進行方向に長く、ハマる)
- ① 横断歩道を付けて欲しい。(どこに言えば良いのか)

▲ 問題点や課題
● 要望

Bグループ

△ なかよし広場・サロン

- ① 子育てサロンや園庭開放などの日程や催しが、どこにあるか分かりづらい。
- ② サロンや親子遊びなどの募集があっても、第1子のみや乳児だけのものが多く、あまり参加できない。

- ① なかよし広場で子ども用の歌を1日中流して欲しい。
- ② なかよし広場の行事で、年齢別で行事を行って欲しい。時々、ついていけない時がある。
- ③ なかよし広場のような施設を保健センターにもつくって欲しい。
- ④ 保健センターのプレイルームを一般にも貸して欲しい。
- ⑤ 土日もなかよし広場を開放して欲しい。

△ 歩道・交通

- ① 歩道がなくて危ない。
- ② 三ツ島から小学校・中学校へ通う道など、歩道が狭いうえに段差があり、電柱もあるので、自転車や徒步の人は非常に危険だと思います。
- ③ (地下鉄)門真南駅から南部市民センター、市役所、市民プラザへ行く交通機関が不便で困っています。(近鉄バスは1日2本くらいしかないし、市の循環バスも本数が少なく思います)
- ④ 図書館に駐車場がないので、子どもと行きにくい。
- ⑤ 歩道が狭く、自転車やベビーカーが通りづらい。

△ 病院

- ① 小児科が少ない。

- ① 予防接種を忘れがち。大阪市のように問診票を前もって渡しておくなど、どれは必ず受けないといけないかなどわかるように。
- ② 任意の予防接種がまだまだ多いので、補助して欲しい。

△ その他

- ① 自治会ごとに子どもの参加できるイベントを企画して欲しい。
- ② みんなで集まる時、室内を借りるのに古川橋周辺が多いのですが、とにかく値段が高くて借りづらい。6歳以下の子どもが集まる時くらいは、割引くらいして欲しい。
- ③ 子ども用の自転車を購入しましたが、かなり費用がかかり、負担が大きかったです。普段の生活のうえで、負担がかかるものを国がもっと負担して欲しいです。

△ 保育所・幼稚園

- ① 2人目以降の出産の際、上の子(未就園児)の保育について。

- ① 産前・産後、2か月保育園に入れると聞いていたのに、実際には定員が満員だったので入れなかった。スムーズに入るようにして欲しい。そうすれば少子化解消になるのでは・・・。
- ② 1歳以上の子対象にハサミや折り紙など、手先を使った習い事のような行事を増やして欲しい。実際、習いに行くにも費用がかかり、親としてどう教えて良いか分かりません。保育所や幼稚園などで教えていることを行事で取り入れていって欲しい。

△ 公園

- ① 汚い公園が多い。(犬の粪、ゴミなど)特に砂場！！

- ① 砂場に囲いを付けて欲しい。砂場がない公園には、砂場をつくって欲しい。
- ② 弁天池公園の川で水遊びができるよう、きれいにして欲しい。

門真市次世代育成支援行動計画策定懇話会要綱

(設置)

第1条 門真市次世代育成支援行動計画を策定するに当たり、幅広く意見を求めるため、門真市次世代育成支援行動計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、門真市次世代育成支援行動計画策定委員会で調整された門真市次世代育成支援行動計画案について、福祉、保健、医療、教育等に関するそれぞれの立場から意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 懇話会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 福祉関係団体を代表する者
- (3) 医療関係団体を代表する者
- (4) 保育関係団体を代表する者
- (5) 商工関係団体を代表する者
- (6) 市民団体を代表する者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) 市民を代表する者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から門真市次世代育成支援行動計画が策定された日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長をそれぞれ1名ずつ置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

2 懇話会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、健康福祉部健康福祉総務課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月11日から施行する。

門真市次世代育成支援行動計画策定懇話会 名簿

要綱上の区分	氏名	団体等
学識経験を有する者	◎建部 昌弘	大阪国際大学名誉教授
	合田 誠	四条畷学園短期大学保育学科教授
福祉関係団体を代表する者	○吉兼 和彦	門真市社会福祉協議会
	川西 利則	門真市民生委員児童委員協議会
医療関係団体を代表する者	中塚 泰彦	門真市医師会
	副島 之彦	門真市歯科医師会
	井垣 雄子	門真市薬剤師会
保育関係団体を代表する者	足立 喜美夫	門真市公私立幼稚園協議会
	岡本 恒男	門真市民間保育園協議会
商工関係団体を代表する者	巽 忠男	守口門真商工会議所
市民団体を代表する者	山根 保	門真市自治連合会
	八尾 ひろみ	門真エイフボランタリーネットワーク
	木下 英志	門真市PTA協議会
	西田 文代	門真市子ども会育成連合会
関係行政機関の職員	小川 清	大阪府門真警察署
	折井 由美子	大阪府守口保健所
	赤井 計洋	大阪府中央子ども家庭センター
市民を代表する者	小寺 美保子	市民（一般公募）
	谷口 成子	

(◎会長 ○副会長 敬称略)

門真市次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条第1項に規定する市町村行動計画(以下「計画」という。)を策定するため、門真市次世代育成支援行動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は総合政策部長の職にある者とし、副委員長は健康福祉部長の職にある者とする。

3 委員は、市民生活部長、福祉推進部長、都市建設部長並びに教育委員会事務局学校教育部長及び生涯学習部長の職にある者とする。

(職務)

第3条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議の招集)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(策定部会の設置)

第5条 委員会に総括部会及び別表に掲げる専門部会(以下「部会」という。)を置く。

2 総括部会は、計画の策定に関する基本的な事項の検討及び立案並びに専門部会の総合調整を行う。

3 専門部会は、専門的な事項を検討し、具体的な計画の企画立案を行う。

(部会長及び副部会長)

第6条 部会は、別表に定める部会長、副部会長及び委員をもって構成する。

(報告)

第7条 総括部会の部会長は、計画の策定案の検討経過を委員会に報告しなければならない。

2 委員長は、委員会の会議の検討経過又はその結果について、必要に応じて市長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部健康福祉総務課が行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成15年12月1日から施行する。

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

この要綱は、平成21年8月7日から施行する。

別表（第5条・第6条関係）

部会名	構成員
総括部会	部会長 企画課長 副部会長 子育て支援課長 委員 財務課長、地域振興課長、生活産業課長、健康増進課長、保育課長、都市政策課長、施設営繕課長、道路課長、学校教育課長、生涯学習課長
保健・福祉部会	部会長 子育て支援課長 副部会長 健康福祉総務課長 委員 健康増進課長、福祉助成課長、くすのき・さつき園長、保育課長、障がい福祉課長
就労・生活部会	部会長 地域振興課長 副部会長 生活産業課長 委員 企画課長、人権政策課長
都市・環境部会	部会長 施設営繕課長 副部会長 道路課長 委員 都市政策課長、地域整備課長
教育部会	部会長 学校教育課長 副部会長 生涯学習課長 委員 教育総務課長、生涯学習課長、スポーツ振興課長

門真市次世代育成支援行動計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 門真市次世代育成支援行動計画を推進するに当たり、当該計画の進捗状況の把握、検討等を行うため、門真市次世代育成支援行動計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、子育て支援課長の職にある者とし、副委員長は、企画課長の職にある者とする。

3 委員は、次の表に掲げる職にある者とする。

地域振興課長、生活産業課長、健康増進課長、健康福祉総務課長、都市政策課長、教育総務課長、学校教育課長、生涯学習課長、スポーツ振興課長

(職務)

第3条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(報告)

第5条 委員長は、委員会の会議の検討経過又はその結果について、必要に応じて市長に報告しなければならない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部健康福祉総務課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、委員長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年2月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

門真市次世代育成支援行動計画推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 門真市次世代育成支援行動計画を推進するに当たり、幅広く意見を求めるため、
門真市次世代育成支援行動計画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、別に定める門真市次世代育成支援行動計画推進委員会より報告された
門真市次世代育成支援行動計画の進捗状況等について、福祉、保健、医療、教育等に関する
それぞれの立場から意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員17人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 福祉関係団体を代表する者
- (3) 医療関係団体を代表する者
- (4) 保育関係団体を代表する者
- (5) 市民団体を代表する者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 市民を代表する者
- (8) 総合政策部長
- (9) 健康福祉部長
- (10) 福祉推進部長
- (11) 学校教育部長
- (12) 生涯学習部長

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成22年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長をそれぞれ1名ずつ置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部健康福祉総務課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年2月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月4日から施行する。

門真市次世代育成支援行動計画推進協議会 名簿

要綱上の区分	氏名	団体等
学識経験を有する者	◎建部 昌弘	大阪国際大学名誉教授
福祉関係団体を代表する者	仲井 昌代	門真市社会福祉協議会
	○橋本 節子	門真市民生委員児童委員協議会
医療関係団体を代表する者	中塚 泰彦	門真市医師会
保育関係団体を代表する者	足立 喜美夫	門真市公私立幼稚園協議会
	津島 三郎	門真市民間保育園協議会
市民団体を代表する者	山根 保	門真市自治連合会
	木下 英志	門真市PTA協議会
	橋本 三千穂	門真市子ども会育成連合会
関係行政機関の職員	折井 由美子	大阪府守口保健所
	赤井 計洋	大阪府中央子ども家庭センター
市民を代表する者	原 妙子	市民
本市職員	北口 政昭	総合政策部長
	高尾 富士子	健康福祉部長
	北村 和仁 平成22年3月2日より 大下 明男	福祉推進部長
	奥田 稔	学校教育部長
	下治 正和	生涯学習部長

(◎会長 ○副会長 敬称略)

2 用語の説明

あ 行

【新しい少子化対策について】 1 頁

平成18年6月20日、少子化社会対策会議において決定されました。「子ども・子育て応援プラン」の着実な推進に加え、妊娠・出産から高校・大学生になるまで子どもの成長に応じた総合的な子育て支援策や働き方の改革、社会の意識改革のための国民運動等を推進するものとしています。

【育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律】 77 頁

「育児休業法」は、仕事と育児の両立を支援するため、平成4年に施行されましたが、30人以下の事業所は適用外となっていました。1歳未満の子どもを養育する勤労者は、男女を問わず休業できます。男性の場合、配偶者が専業主婦の場合や産後休業中である場合も、少なくとも産後8週間までは育児休業を取得でき、育児休業取得を理由とした解雇や不利な取り扱いなどは禁止されています。休業期間中の賃金保障はありませんが、平成7年4月より雇用保険から休業前賃金の25%、平成13年1月から40%相当が支給されています。また休業期間中の社会保険料は免除されました。

平成7年の法改正で全事業所に適用となり、介護休業も追加され、「育児・介護休業法」となり、平成11年から施行されました。平成14年には、小学校就業前の子どもの病気のための看護休暇制度なども盛り込まれました。

平成21年6月に成立した「改正育児・介護休業法」では、父親の育児休業を促進するための「パパ・ママ育休プラス」制度が盛り込まれました。これは、勤労者世帯の過半数が共働き世帯となっている中で、女性だけではなく男性も子育てができ、親子で過ごす時間を持つことのできる環境づくりが求められていますが、男性の育児休業の取得率が低く、子育てや家事に費やす時間も極めて低い水準にとどまっている状況を踏まえ、父母が共に育児休業をとる場合には、休業期間を2か月まで延長できるという法改正の愛称です。なお、父親が産後8週間以内に育児休業（パパ休暇）を取得した場合には、再度育児休業を取得できるようになったことや、専業主婦の夫（専業主夫の妻）を育児休業の対象外とする労使協定が廃止となり、すべての父親が必要に応じて育児休業を取得できるようになりました。

【5つの安心プラン】 1 頁

平成20年7月29日、政府が社会保障の機能強化のための緊急対策として決定。次の5つの課題、「①高齢者が活力を持って、安心して暮らせる社会」「②健康に心配があれば、誰もが医療を受けられる社会」「③未来を担う『子どもたち』を守り育てる社会」「④派遣やパートなどで働く者が将来に希望を持てる社会」「⑤厚生労働行政に対する信頼の回復」について、緊急に講すべき対策と実施していく工程について検討しとりまとめたものです。このうち、「③未来を担う『子どもたち』を守り育てる社会」については、新待機児童ゼロ作戦の推進として、認定こども園の抜本的改革、保育サービスの提供手段の多様化等の保育サービス等の充実、家庭的保育（保育ママ）の制度化、育児不安を抱える家庭等すべての家庭への支援、兄弟姉妹のいる家庭等への支援、包括的な次世代

育成支援の枠組みの構築、児童生徒の社会保障に関する理解を深めるための取り組み、仕事と生活の調和の実現に関する施策・事業を挙げています。

【ADHDなどの発達障がい】83頁

ADD (ADHD)：注意欠陥障がい（注意欠陥・多動性障がい）、LD：学習障がい、アスペルガー症候群・高機能自閉症などを発達障がいといいます。ADD (ADHD) は不注意と多動（衝動）性の症状が主な発達障がいで、LDは読む、話す、書く、聞く、計算するなどを正確にできにくいなど、学習能力に問題がある障がいです。アスペルガーリー症候群・高機能自閉症は、知的には遅れはないが自閉症と共通する症状が認められ、自分の興味のあることだけを一方的に話すなど、コミュニケーションの問題が見受けられます。

【NPO】3・29・87頁

NPOは、non profit organization の略で、民間非営利組織などと訳され、医療・福祉、環境、文化・芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力・交流、人権・平和、教育、男女共同参画など多様な分野における自主的・自発的な社会活動を行っています。平成10年3月に成立した「特定非営利活動促進法（NPO法）」は、法人格を取得し、社会的信用を高めることを目的としてNPOを支援・育成していくためのもので、宗教や政治活動を主な目的としないという前提で、公益のために活動することをNPO法人の要件としています。

【大阪府福祉のまちづくり条例】72頁

大阪府では、平成4年10月に大阪府福祉のまちづくり条例を独自に制定し、平成4年3月に大阪府建築基準法施行条例を改正し制定した大阪府建築基準法施行条例(福祉関係規定とともに、すべての人が自らの意思で自由に移動でき、社会に参加できる福祉のまちづくりを進めてきました。心のかよったまちづくりのために、府民、事業者、行政が一体となって進めていくことをうたい、不特定かつ多数の人が利用する建築物、道路、公園、駐車場（これらを「都市施設」といいます。）を対象に、整備の基準を定めています。整備基準に適合するように整備・改善された都市施設には「適合証」を交付しています。



平成12年5月には、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」、いわゆる「交通バリアフリー法」が制定され、新設する旅客施設等に対するバリアフリー化が義務付けられました。

また、平成14年7月には、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」、いわゆる「ハートビル法」が改正され、新設する大規模な建築物に対するバリアフリー化が義務付けられました。

これらの2つの法律が対象とする施設や基準は、大阪府福祉のまちづくり条例が対象とする施設や基準と、まだ隔たりがあるのであったため、大阪府ではこれらの法律と並行して、条例による基準や手続きを一部重複もしながら運用してきました。

こうした中、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、いわゆる「バリアフリー法」が平成18年6月に制定され、それまでの「交通バリアフリー法」と

「ハートビル法」が統合されるとともに、新たに、路外駐車場や都市公園、道路が対象とされ、建築物の基準も充実されました。

そこで、大阪府では、バリアフリー法に基づく条例を定めて建築物に関する適用対象や基準をバリアフリー法の規定に追加してまとめ、効果的かつわかりやすい制度とするために、大阪府福祉のまちづくり条例の改正を行い、重複する大阪府建築基準法施行条例(福祉関係規定)は廃止しようと考え、平成20年12月から平成21年1月にかけて府民の意見を募集するなど、検討を行っています。

か 行

【完全失業者】 12頁

働く意志は持っているが、所得が伴わない状態の求職者を完全失業者、その完全失業者と就業者の合計を労働力人口といい、労働力人口に占める完全失業者の割合を示す経済指標のことを完全失業率といいます。この完全失業率については総務省の労働力調査で毎月公表しています。

【キャリア教育】 44頁

子どもたちが生きる力を身につけ、それぞれが直面するさまざまな課題に柔軟にかつたくましく対応し、社会人として自立できるようにするための教育活動のこと。中央教育審議会キャリア教育・職業教育特別部会において、平成20年12月24日の文部科学大臣からの諮問「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」を受け、平成21年度にかけて審議が行われました。

【コホート変化率法】 55頁

コホートとは、同年（または同期間）に出生した集団のことをいいます。コホート変化率法は、人口の将来推計に用いられる手法の一種で、ある年齢集団の数（男女1歳階級別人口　例：平成21年の3歳の男子数）と前年の相当する年齢集団の数（例：平成20年の2歳の男子数）の比率を用いて、次年の年齢集団の数（平成22年の3歳の男子数）を推計する方法です。変化率は単年度ではなく数年間の平均を求めて使用することが多く、新たに生まれる子ども（0歳児）については15～49歳の女性の5歳階級別出生率（合計特殊出生率）を用いて計算します。

【子育ち】 89頁

子ども自身が自ら育つことを指すとともに、子どもの発達段階において児童健全育成の分野を指す表現としても用いられます。

【子育てのバリアフリー化】 29・49頁

妊娠婦等が安心して利用できるように配慮した生活空間のあり方のこと。車いすやベビーカーでも通ることができるよう、道路や廊下の幅を広げたり、段差を解消したり、授乳できるスペースを整備したりすることをいいます。

【子ども・子育て応援プラン】1頁

平成16年12月24日、少子化社会対策会議において、「少子化社会対策大綱」に盛り込まれた施策について、その効果的な推進を図るため、重点施策の具体的な実施計画として策定されました。この計画では、「少子化社会対策大綱」に盛り込まれた施策のうち、地方公共団体や企業等とともに計画的に取り組む必要があるものについて、平成21年度までの5年間に講ずる具体的な施策内容と目標を掲げるとともに、施策の実施によって子どもが健康に育つ社会、子どもを生み、育てる喜びを感じることができる社会への転換がどのように進んでいるのかが分かるよう、概ね10年後を展望した、めざすべき社会の姿を掲げています。

【『子どもと家族を応援する日本』重点戦略】1頁

平成19年12月27日、少子化社会対策会議において決定されました。今後の人口構造の変化を展望した場合の2つの課題、①2030年頃までにおける労働力人口の減少の緩和のため、若者、女性、高齢者等の労働市場参加を実現すること、②2030年以降に予測されるより急速な生産年齢人口及び労働力人口の減少の緩和のため、国民の希望する結婚や出産・子育てができる限り早く実現することを達成するため、就労と出産・子育ての二者択一の構造の解消という点に戦略的な対応が必要であるとの認識から、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」及びその社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」について重点的に検討を行いとりまとめたものです。

【子ども・若者育成支援推進法】88頁

平成21年7月1日成立、7月8日公布されました。有害情報の氾濫等、子どもや若者をめぐる環境の悪化、ニート、ひきこもり、不登校、発達障がい等の精神疾患など子どもや若者の抱える問題の深刻化、従来の個別分野における縦割り的な対応では限界があることなどを背景に、教育、福祉、雇用等各関連分野における施策の総合的推進や、ニート等困難を抱える若者への支援を行うための地域ネットワークづくりの推進を図ることを目的にしています。この法律を踏まえ国は「子ども・若者育成支援推進大綱」を作成しなければならず、地方自治体は子ども・若者計画の作成が努力義務となっています。

【コミュニケーション能力】3・31・44頁

自分の伝えたい内容を相手の反応から言葉を選びつつ正確に受け取られるように工夫して発信することのできる力と、相手から発せられた表現を正確に受け取るとともに、その奥にある思いや考えを解釈し、反応しながら受け取ることのできる力のこと。

さ 行

【仕事と生活の調和憲章、仕事と生活の調和推進のための行動指針】1頁

平成19年12月18日、総理大臣官邸において開かれた「官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が、政労使による調印の上、決定されました。憲章は、国民的な取

り組みの大きな方向性を示すもので、いま何故仕事と生活の調和が必要か、それが実現した社会の姿、関係者が果たすべき役割をわかりやすく示しています。

行動指針は、企業や働く者の効果的な取り組み、国や地方公共団体の施策の方針を示すもので、社会全体の目標として年齢階層別就業率、年次有給休暇取得率、第1子出産前後の女性の就業継続率など、14の数値目標を設定しています。

【次世代育成支援対策推進法】1・2頁

平成15年7月9日成立、7月16日公布・施行。ただし、国が定める行動計画策定指針の策定は平成15年8月22日から、地方公共団体の行動計画及び事業主の行動計画の策定は平成17年4月1日から施行されました。なお、本法は平成27年3月31日までの時限立法です。少子化の急速な進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針、地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずるとされました。

平成20年12月3日に改正法が公布され、行動計画の指針に基本的視点として新たに「仕事と生活の調和の実現の視点」が加えられたほか、一般事業主行動計画が従業員101人以上の企業は平成23年4月1日以降義務化されます。

【児童虐待】3・47・50・51・81頁

平成12年5月24日交付、11月20日施行の「児童虐待の防止等に関する法律」では、保護者の、その監護する児童（18歳未満）に対する虐待を禁止し、児童の心身の成長を促進することを目的としています。国及び地方公共団体は、児童虐待の早期発見及び児童の迅速適切な保護を行うため、関連機関等との連携を強化し、必要な体制の整備に努めるものとしています。児童虐待の定義を児童に対する①身体的虐待、②性的虐待、③ネグレクト（放置、保護の怠慢）、④心理的虐待を加えること、としました。

平成16年4月14日に「児童虐待の防止等に関する法律の改正」が公布され、10月1日一部を除き施行、平成17年4月1日完全施行されました。児童虐待の定義が、①保護者以外の同居人による虐待行為も保護者のネグレクト（養育の怠慢・放棄）の一類型として含まれること、②児童の目の前でドメスティック・バイオレンス（配偶者や恋人など身近な人から受ける暴力）が行われること等、児童への被害が間接的なものについても含まれること、と見直し拡大されました。また、児童虐待に関する通告義務も「証拠がなくても虐待を受けたと思われる子どもを見つけた場合」に対象が拡大されるとともに、国や地方公共団体の責務が、児童虐待の予防及び早期発見から児童の自立支援まで、各段階の責務が明記されました。

【若年無業者】68頁

厚生労働省の厚生労働白書では、高校や大学などの学校や予備校・専修学校などへの通学をしておらず、配偶者のいない独身者であり、普段収入を伴う仕事をしていない15歳以上34歳以下の者としています。ニートと同義語。

【新待機児童ゼロ作戦】1頁

平成20年2月27日、厚生労働省の取りまとめ。「子どもと家族を応援する日本」重点戦略に盛り込まれた、仕事と生活の調和やサービスの質の確保等の視点を踏まえ、保育

所等の待機児童解消をはじめとする保育施策を質・量共に充実・強化し、推進するためのもの。特に最初の3年間を集中重点期間として取り組みを進めるとしています。また、10年後の目標として、次の2点を挙げています。

- ①保育サービス（3歳未満児）の提供割合 38%（現行20%）
 - 〔利用児童数（0～5歳児）100万人増〕
- ②放課後児童クラブ（小学1年～3年）の提供割合 60%（現行19%）
 - 〔登録児童数 145万人増〕

【スクールガードリーダー】50頁

警察官OBらで構成されるスクールガードリーダー（地域学校安全指導員）は、学校を定期的に巡回し、専門家の視点から通学路の危険な場所など警備のポイントを、学校周辺の巡回や児童の登下校を見守る学校安全ボランティアに対して指導・助言します。

【スクールカウンセラー】44頁

いじめや不登校など児童・生徒の問題行動等に対応するため、学校の相談機能の充実を図るために小・中学校に配置される、児童生徒の臨床心理に知識・経験を有する人のこと。

た 行

【男女共同参画社会】75頁

平成11年6月に成立・施行された「男女共同参画社会基本法」では、第2条で、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を負うべき社会」としています。

【地域就労支援センター】51・82頁

働く意欲がありながら、年齢、身体的機能、家族構成などの理由により就労が実現できず、就職に向けた支援を必要とする方に、相談や各種能力開発セミナーなどの支援を行うものです。

【ドメスティック・バイオレンス】51頁

一般的には、夫婦や恋人など親密な関係にある、またはあった男女間において、男性から女性への暴力という意味で使われています、単に殴る、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、威嚇や無視、行動の制限などの心理的な苦痛を与えることの精神的暴力、望まない性的な行為の強要などの性的暴力、生活費を渡さないなどの経済的に圧迫する行為も含まれます。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を目的に、被害者の保護や裁判所による保護命令、国や地方公共団体の責務、配偶者暴力相談支援センターの設置を骨格とする法律で、平成13年4月公布、平成14年4月に完全施行されました。また、平成16年6月改正、12月施行では、身体的な暴力のみならず心身に有害な影響を及ぼす言動も対象となり、保護の対象を子どもと元配偶者まで拡大し、加害者が6か月間近づくことの禁

止や退去命令の期間を2か月に延長するなど規定しています。平成19年7月に改正され、平成20年1月施行の一部改正法では、暴力防止や被害者保護のための市町村基本計画や相談支援センター機能の設置などが努力義務となっています。

な 行

【ニート】3・13頁

Not in Employment Education or Training の略。職に就いておらず、学校等の教育機関に所属せず、就労に向けた具体的な活動をしていない15～34歳の未婚の人をいいます。平成17年以降の労働経済白書では、学籍はあるが、実際は学校へ行っていない人及び既婚者で家事をしていない人が追加されました。

は 行

【ひきこもり】3頁

厚生労働省国立精神・神経センター精神保健研究所社会復帰部によると、ひきこもりとは「さまざまな要因によって社会的な参加の場面がせばまり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態」と定義しています。これはなにも特別な現象ではなく、何らかの理由で、周囲の環境に適応できにくくなった時に、「ひきこもる」ということがありえるのです。このような「ひきこもり」の中には、生物学的な要因が強く関与していて、適応に困難を感じ「ひきこもり」をはじめたという見方をすると理解しやすい状態もありますし、逆に環境の側に強いストレスがあって、「ひきこもり」という状態におちいっている、と考えた方が理解しやすい状態もあります。つまり、「ひきこもり」とは、病名ではなく、ましてや単一の疾患ではありません。また、「いじめのせい」「家族関係のせい」「病気のせい」と一つの原因で「ひきこもり」が生じるわけでもありません。生物学的要因、心理的要因、社会的要因などが、さまざまに絡み合って、「ひきこもり」という現象を生むのです。ひきこもることによって、強いストレスをさけ、仮の安定を得ている、しかし同時に、そこからの離脱もむずかしくなっている、「ひきこもり」は、そのような特徴のある、多様性を持ったメンタルヘルス（精神的健康）に関する問題とができるとしています。

【ひとセンサー付き防犯灯】74頁

人が感知エリア内に入ると人の発する熱（赤外線）を感じて自動的にあかりを点灯する機能を持った防犯灯のことです。

【フィルタリング】71頁

インターネット上のウェブページなどを一定の基準で評価判別し、選択的に排除する機能のこと。

や 行**【ユニバーサルデザイン】** 73頁

年齢、性別、障がいの有無にかかわらず、すべての人が利用可能なように、常により良いものに改良していくという考え方で、バリアフリーの考え方をさらに進めたもの。施設や設備などにとどまらず、誰もが生活しやすいような社会システムを含めて広く用いられることもあります。

ら 行**【労働力人口】** 12頁

15歳以上の労働可能な人口のうち、働く意思のある人たちをいいます。労働人口は、実際に働いている就労者と、実際には働いていないが働く意思を持って仕事を探している失業者の合計として定義されています。

わ 行**【ワーク・ライフ・バランス】** 25・49・57・75頁

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態をいいます。この実現は、働き方の見直しなどにより、多様な選択が可能な社会をつくり、働く方一人ひとりが意欲を持って働きながら豊かさを実感して暮らせるようになることです。これは少子化対策や労働市場改革にとどまらず、人々の生き方、ひいては社会の在り方に関わる重要な課題です。

門真市次世代育成支援後期行動計画

「子どもがいつまでも住み続け、
自らも子育てをしたいと思える元気なまちをめざして」
～次代を担う親づくり～

編集・発行 門真市 健康福祉部 健康福祉総務課
〒571-8585 大阪府門真市中町1-1
TEL：06(6902)1231・072(885)1231

発行日 平成22年3月

